

2026

7

No.728

The Finance

ファイナンス

特集

令和7年の全国の税関における 関税法違反事件の取締り状況

金融経済教育推進機構(J-FLEC)理事長 安藤 聡

巻頭言

金融経済教育を地域に根付かせるために



財務省 Ministry of Finance, JAPAN

2026
Jul.

Photos



「RISE+（プラス）」創設文書に署名するアジェイ・バンガ世界銀行グループ総裁と片山大臣（6月1日）



対日外国投資委員会事務局の発足（6月29日）

2026 Jul. CONTENTS

今月の顔・巻頭言

01 金融経済教育を地域に根付かせるために

金融経済教育推進機構（J-FLEC）理事長 安藤 聡

特 集

02 令和7年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

SPOT

10 令和8年度補正予算（第1号）について 松本 圭介／谷 伸雄／平木 良寛

13 2026年IMF・世界銀行春会合およびG20財務大臣・中央銀行総裁会議等の概要

池田 洋一郎／安田 歩夢／前田 珠実／野元 隆章／後白 翼／村口 和人／酒寄 晴佳

17 分断に抗して、連結性を編む —— ASEAN+3と太平洋島嶼国、二つの共同議長的一年 ——

津田 夏樹／山川 貴洋／菊池 由紀恵／渡邊 里香／金田一 敏幸

29 令和9年1月から源泉徴収票の提出方法が変わります 菅沼 哲矢

33 国債入札に関する研究紹介：Pycia and Woodward（2026）

石田 良／服部 孝洋

42 CBDC（中央銀行デジタル通貨）の検討状況について

鳩貝 淳一郎／池永 真美子／木村 達哉

48 AMRO事務局長兼CEOの視点（4）—着任1年を迎えて 渡部 康人

51 5次のトリセツ—FATF第5次対日相互審査で示す官民のチカラ— —第3回：IO2（国際協力）—

高橋 幸裕／三代 健太

ライブラリー

60 赤井伸郎・沓澤隆司・竹本亨 著

都市における空間経営の財政学—コンパクトシティがもたらす持続可能な自治体運営—

渡部 晶

連 載

61 コラム 経済トレンド145

COFOGの紹介と政府支出構造の分析

深水 健一郎／須貝 立暉

64 路線価でひもとく街の歴史

第77回 特別編

100年前（大正15年）の一等地 鈴木 文彦

68 海外ウォッチャー

未来を共に織りなすということ

—日比友好70周年とこれから— 成田 旭宏

76 令和8年度職員トップセミナー

情報はデジタルで得て、アナログで深める

若宮 正子

84 PRI Open Campus

～財務総研の研究・交流活動紹介～ 57

「人材マネジメントと組織開発に関するワークショップ」座談会1

～変わる働き方、変わる組織～

宮本 弘暁／大内 伸哉／安田 洋祐／上田 淳二

「人材マネジメントと組織開発に関するワークショップ」座談会2

～人材マネジメントを“自分ごと”に 若手職員による座談会～

酒井 花野／別所 範優／宇津野 翔太／後藤 可那子／篠原 裕晶

94 各地の話題

“M78星雲光の国”の姉妹都市“M78光の町”

廣瀬 了人

博多という街—魅力とストーリー— 福岡県

渡邊 慶治

101 編集後記

94



97



今月の表紙

広尾線幸福駅の保存車両・キハ22形気動車

当該ページは冊子にてご覧いただけます。



金融経済教育を地域に根付かせるために

金融経済教育推進機構（J-FLEC）理事長
安藤 聡

金融経済教育推進機構（J-FLEC）は、2024年4月に設立された金融庁所管の認可法人である。官民一体で立ち上げた公的機関として、子どもからシニア層まで、幅広い世代に金融経済教育の機会を届けることを使命としている。物価上昇、働き方の多様化、人生100年時代の到来など、家計を取り巻く環境は大きく変化している。新NISAの普及により資産形成への関心も高まる一方、十分な知識を得ないまま判断を迫られる場面も増えている。金融経済教育は、誰もがよりよく生きるための基礎的な力である。

2025年12月に金融庁が公表した「地域金融力強化プラン」では、地域の人々の資産形成を支援する観点から、金融経済教育等の推進において地域金融機関が役割を発揮することの重要性が示された。あわせて、地域金融機関における金融経済教育の普及・促進を促す際に、J-FLECの講師派遣やオンライン講座等の活用を検討を促すことも盛り込まれている。これは、金融経済教育を地域の生活基盤として広げる後押しである。

J-FLECの取組みは大きく二つの柱から成る。第一は、講師派遣やイベント・セミナーである。学校、企業、官公庁、自治体、公民館や図書館などに講師を派遣し、出張授業を実施している。講義は、年齢層別に身に付けるべき金融リテラシーを整理した「金融リテラシー・マップ」に沿って構成し、家計管理、ライフプラン、資産形成、金融トラブル防止など、生活に直結するテーマを基礎から学べる内容としている。

第二は、個別相談事業である。知識を得ることは重要だが、それを自分の生活設計や将来の選択に結び付けて初めて、学びは力になる。J-FLECでは、電話やオンラインを活用した無料相談体

験、電子クーポンによる有料相談の利用促進など、専門的な助言に触れられる仕組みを整えている。教育と相談を一体として提供し、家計の見直し、将来資金の準備、リスクへの備えといった行動につなげることを目指している。

こうした取組みを全国に広げるには、金融機関を含む多くの関係者との連携が欠かせない。特に地域金融機関は、地域の企業や住民との接点を有し、学びの機会を身近な場所に届けるうえで重要な存在である。他方、教育機会の提供に当たっては、教育と営業を分離し、教育と称して営業が紛れることで利用者に誤解が生じないように留意する必要がある。そのうえで、利用者ニーズを前提に、金融機関からの具体的な情報提供等との両立も図りたい。

J-FLECとしても、金融機関、自治体、教育機関、地域団体と協力し、講師派遣やオンライン講座、J-FLEC認定アドバイザーの活用を通じて、金融経済教育の機会拡充に努めていく。また、金融庁、財務省財務局を含む関係省庁や、自治体、日本銀行等との連携も重視している。例えば鳥取県では、2026年6月11日に鳥取財務事務所が中心となり、地域内の関係者が連携して金融経済教育を広げるプロジェクトが立ち上がり、J-FLECも協力する形で参画している。

こうした地域発の取組みを各地に広げ、学びの機会格差を縮小していくことが重要である。金融経済教育は、単なる知識の伝達ではない。一人ひとりが自ら考え、選択し、将来に備えるための基盤であり、社会の持続可能性を高める取組みでもある。J-FLECは、全国に「学びの場」と「相談の場」を広げ、金融経済教育を社会の共通基盤として定着させるべく、多くの関係者のご協力のもとで、全力で取り組んでまいりたい。

特集

令和7年の 全国の税関における 関税法違反事件の 取締り状況

財 務省関税局・税関では、国民生活の安全・安心を脅かす麻薬・覚醒剤等の不正薬物等や、内国消費税の納税を回避するための金地金の密輸入を水際で阻止するため、取締りを実施している。本特集では、令和7年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況を紹介する。

取材・文 向山勇





不正薬物等

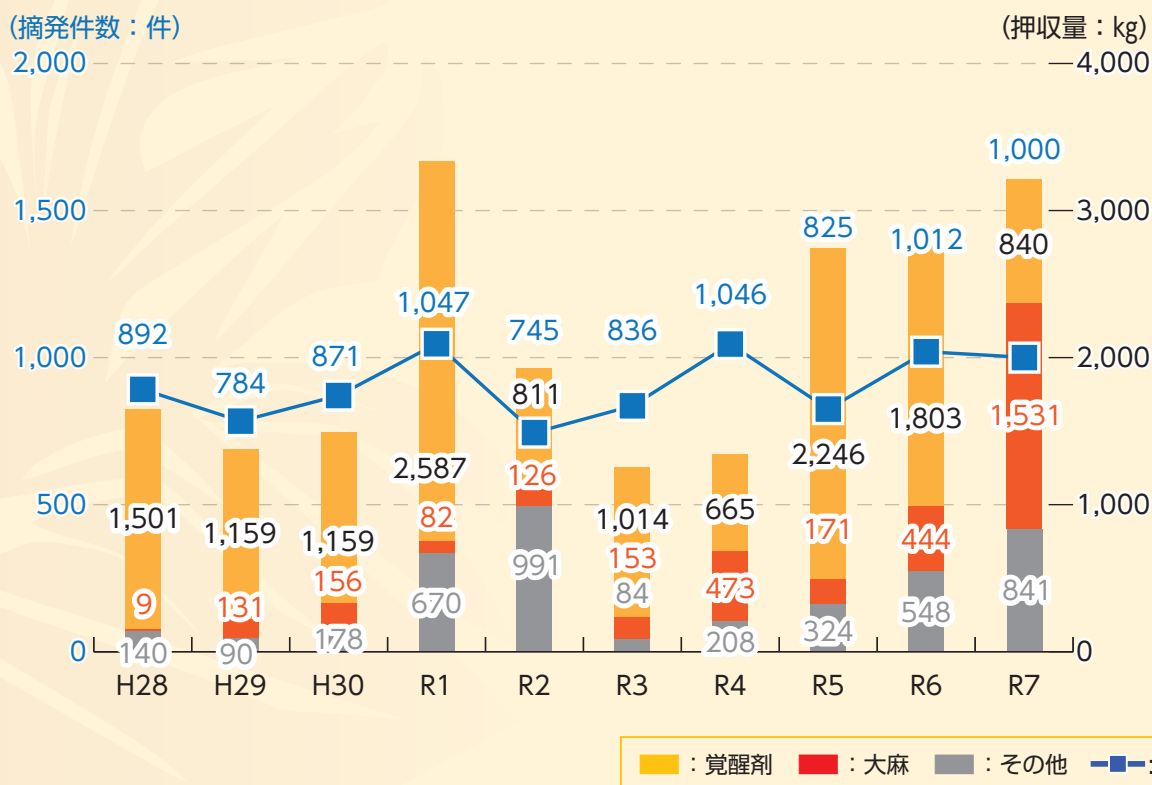


押収量は6年ぶりに3トンを超え 過去2番目を記録する深刻な状況に

令和7年における全国の税関の不正薬物全体の摘発件数は1,000件と前年（1,012件）よりもわずかに減少したものの、押収量は約3,211kgと増加（前年比15%増）した。不正薬物全体の押収量は、令和元年に約3,339kgに達したものの、その後は2トンを下回る状況が続いていた。ところが令和5年に再び2トンを上回り約2,741kgを記録、令和6年も約2,794kgと

2年連続で2トンを超えた。そして、令和7年は令和元年以来6年ぶりに3トンを超えた。これは過去2番目の押収量で、引き続き極めて深刻な状況が続いている。この背景には、航空機旅客や海上貨物による大口の摘発があったことや、大麻の押収量が大幅に増加したこと等がある。

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



- ・令和7年は速報値である（以下、本特集内の数値についても同じ）。
- ・その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
- ・端数処理のため数値が合わないことがある。



摘発件数、押収量ともに減少するも、航空機旅客による密輸が急増

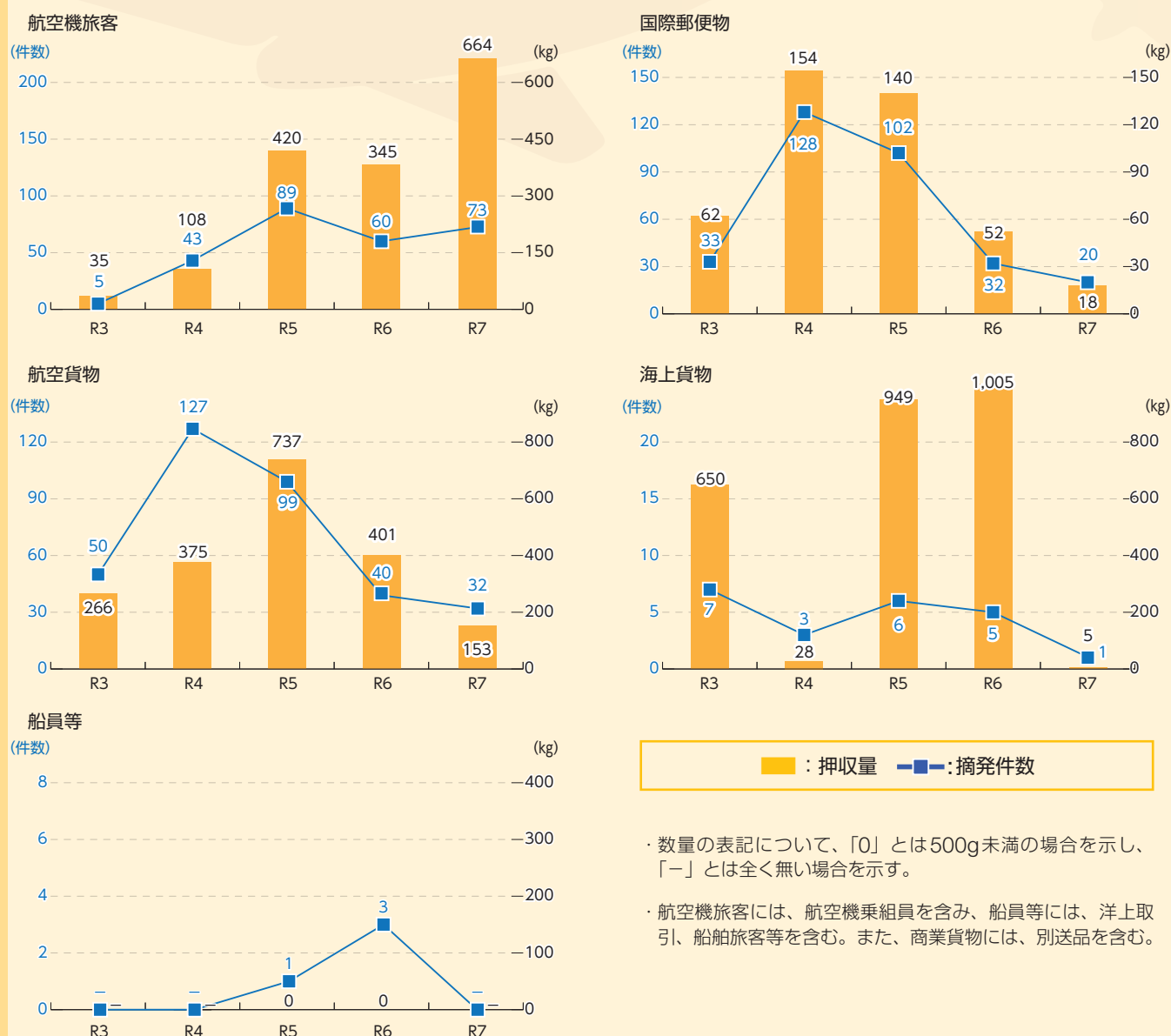
不正薬物等のうち、覚醒剤の摘発件数は126件（前年比10%減）、押収量は約840kg（同53%減）と共に減少し、特に押収量については約半減となる大幅な減少傾向が見られ、総じて減少基調にある。押収した覚醒剤を薬物乱用者の通常使用量に換算すると約2,799万回分、末端価格では約487億円に相当する。

覚醒剤の押収量を密輸形態別に見ると、航空機旅客による密輸が73件（同22%増）、約664kg（同93%

増）と共に増加しており、特に押収量では全体の約8割を占めている。一方で、国際郵便物の押収量が約18kg（同66%減）、航空貨物が約153kg（同62%減）、海上貨物が約5kg（同99.5%減）と、大幅に減少した。

覚醒剤の密輸を仕出地別に見ると、摘発件数の割合はアジアが37%（46件）と最多となった。また、押収量の割合については、北米が58%（約488kg）と最大となっている。

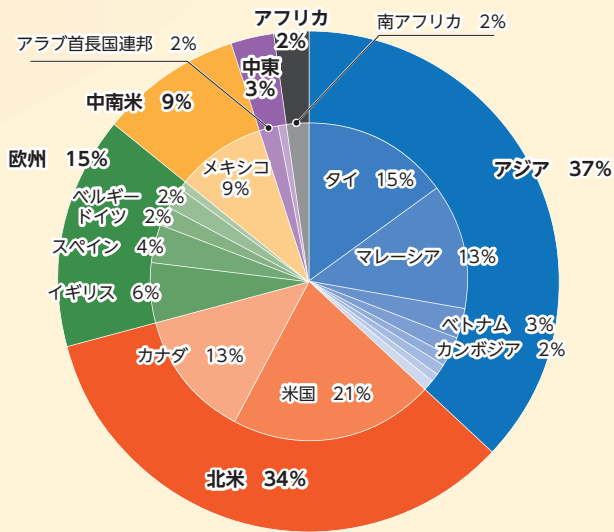
密輸形態別の押収量



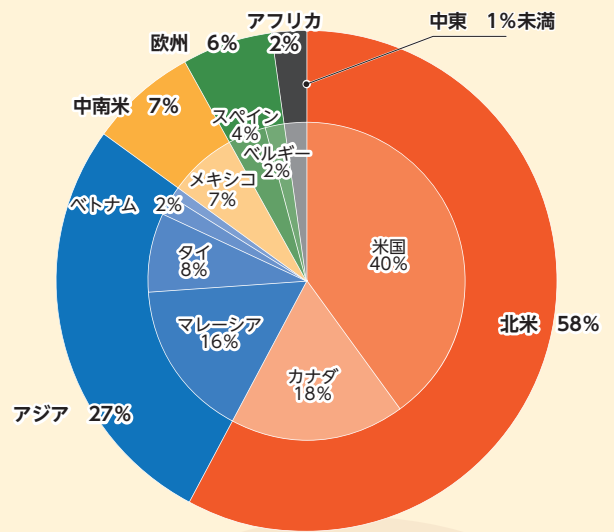


令和7年の全国の税関における 関税法違反事件の取締り状況

覚醒剤・仕出地域別件数の割合



覚醒剤・仕出地域別押収量の割合



覚醒剤の摘発事例

【事例1】

カナダから福岡空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された覚醒剤約30kgを摘発した。

（令和7年6月・門司税関）



【事例2】

南アフリカから関西空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された覚醒剤約5kgを摘発した。

（令和7年6月・大阪税関）



【事例3】

ドイツから福岡空港に到着した旅客の携帯品（フライトバッグ）に隠匿された覚醒剤約1kgを摘発した。

（令和7年5月・門司税関）



【事例4】

イランから到着した国際郵便物（食品）に隠匿された覚醒剤約1kgを摘発した。

（令和7年3月・名古屋税関）





摘発件数は減少するも、 押収量は約3.5倍の大幅増加

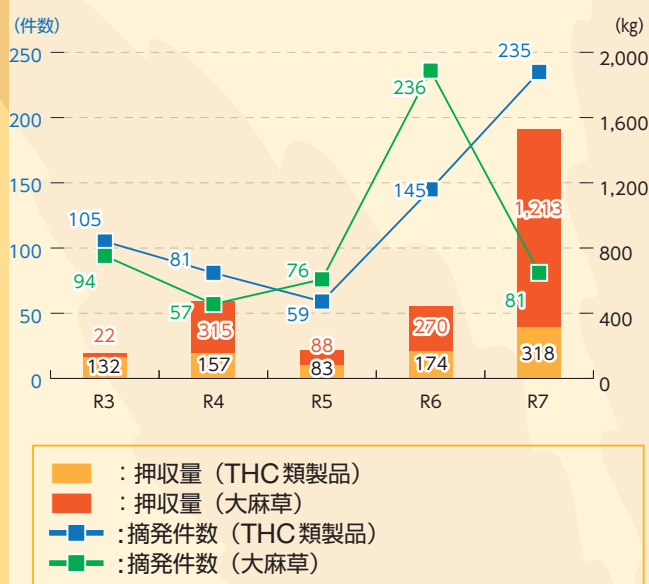
大麻（大麻草・THC類製品）の摘発件数は316件と減少（前年比17%減）した一方で、押収量は約1,531kgと大幅に増加（同約3.5倍）した。大麻草の押収量は約1,213kgと増加（同約4.5倍）し、THC類製品の押収量は約318kg*となった。大麻草の押収量が大幅に増加した要因として、令和7年6月に東京

税関が摘発した大麻草約1トンの事件が挙げられる。

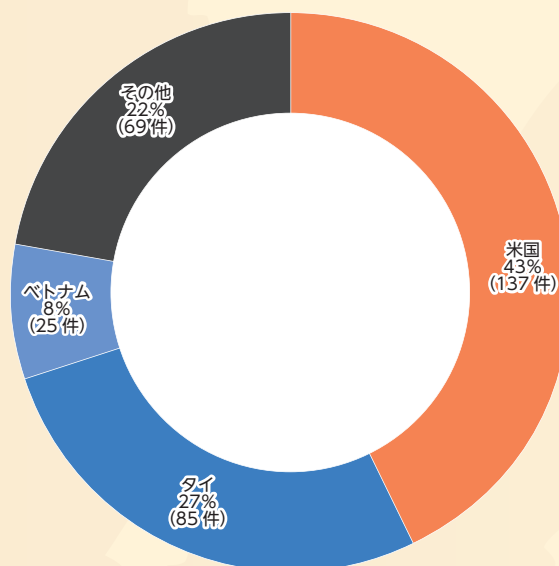
*法改正により令和6年12月12日以降の摘発分から計上されているため、前年比を示すことはできない。

大麻の摘発件数を仕出地別に見ると、その割合は米国が43%、タイが27%、ベトナムが8%となり、北米及びアジアで約9割を占めた。

摘発件数と押収量の推移



仕出地別摘発件数の割合



大麻の摘発事例

【事例5】

ベトナムから到着した海上貨物（コンテナ）に隠匿された大麻草約1トンを摘発した。

（令和7年6月・東京税関）



【事例6】

米国から成田空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された大麻草約25kgを摘発した。

（令和7年1月・東京税関）





麻薬全体の押収量は増加、 指定薬物や銃砲等は増加基調に

麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）の摘発件数は311件と減少（前年比3%減）した一方で、押収量は約798kgと増加（同49%増）した。コカインの摘発件数は85件と増加（同57%増）し、押収量は約238kgと減少（同12%減）しており、小口化の傾向が見られる。MDMA等の摘発件数は64件と減少（同29%減）した一方で、押収量は約202kgと増加（同

9%増）し、大口化の傾向が見られる。

指定薬物の摘発件数は239件（同46%増）、押収量は約41kg（同約3.8倍）と共に増加していることから、総じて増加基調にある。

銃砲の摘発件数は34件（同26%増）、押収丁数は37丁（同32%増）と共に増加していることから、こちらも総じて増加傾向が見られる。



麻薬の摘発事例

【事例7】

ドイツから羽田空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿されたケタミン約41kgを摘発した。

（令和7年4月・東京税関）



【事例8】

ペルーから到着した航空貨物に隠匿されたコカイン約25kgを摘発した。

（令和7年4月・名古屋税関等）



【事例9】

カナダから羽田空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿されたコカイン約22kgを摘発した。

（令和7年1月・東京税関）



【事例10】

オランダから到着した国際郵便物（外装ダンボール箱）に隠匿されたMDMA約5,100錠を摘発した。

（令和7年3月・横浜税関）



指定薬物の摘発事例

【事例11】

タイから関西空港に到着した旅客の携帯品（スーツケース）に隠匿された指定薬物（亜硝酸イソブチル）約27gを摘発した。

（令和7年3月・大阪税関）



【事例12】

インドから到着した航空貨物に隠匿された指定薬物（エトミデート）約101gを摘発した。

（令和7年7月・門司税関等）





摘発件数、押収量ともに大幅に減少。 航空貨物による密輸が全体の押収量の 約7割を占める

金地金（金塊に加え、一部加工された金製品を含む）の密輸入事件では、摘発件数が192件（前年比61%減）、押収量は約425kg（同68%減）と減少した。摘発実績を密輸形態別に見ると、摘発件数192件のうち、航空機旅客によるものが158件となり、全体の約82%を占めた。また、押収量約425kgのうち、

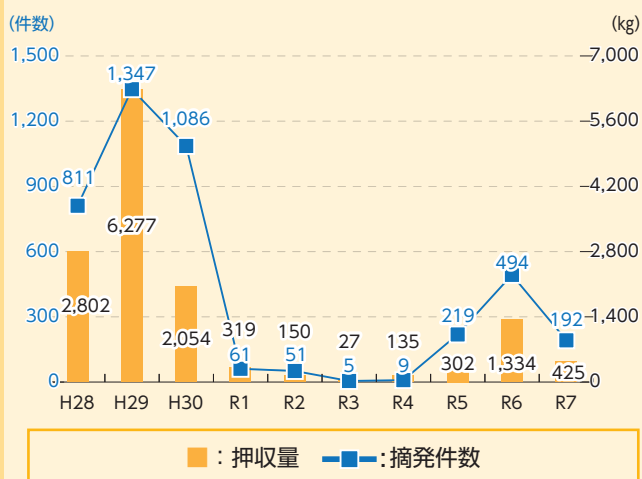
航空貨物によるものが約283kgと全体の約66%を占めた。

密輸仕出地別の摘発実績では、アジアからの摘発件数が大宗を占め、香港からの摘発が75件と最も多く、全体の約40%を占めた。

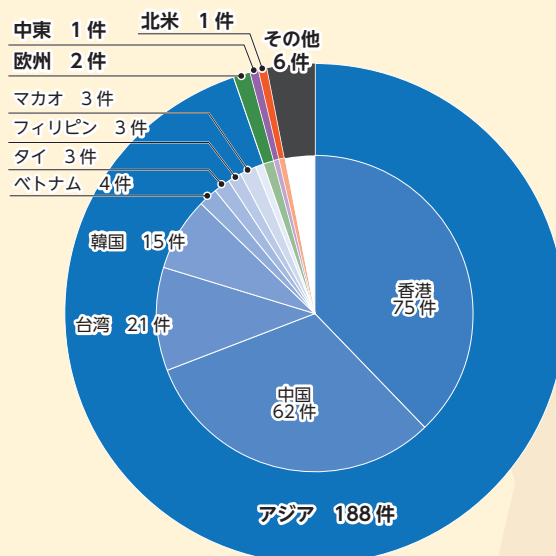
密輸形態別の摘発状況

密輸形態	摘発件数（件）	押収量（kg）
航空機旅客	158	136
国際郵便物	9	3
航空貨物	21	283
海上貨物	-	-
船員等	4	4
合計	192	425

金地金の過去10年間の摘発状況



密輸仕出地別の摘発件数





金地金の摘発事例

【事例13】

中国から羽田空港に到着した航空機乗組員の身辺に隠匿された金地金約6kgを摘発した。

(令和7年5月・東京税関)



【事例14】

韓国から関西空港に到着した旅客らの身辺や携行品内に隠匿された金製品 計約 3.5 kgを摘発した。

(令和7年1月・大阪税関)



密輸情報提供のお願い



財務省関税局・税関では不正薬物等の押収量が6年ぶりに3トンを超えたことを受けて、関係機関との連携をさらに深め、厳正な水際取締りを実施していく。また、国民においては、密輸に加担してしまうことにもなりかねないことから、海外

旅行先などで安易に荷物を預かることがないように呼び掛けていく。身の回りで「何かおかしい光景」を目にした際には、税関密輸情報窓口に連絡をされたい。

こんなことはありませんか？

街でこんなことに会った

あまり親しくない人に、外国から荷物が着くので、名前と住所を貸して欲しいと依頼された。

暴力団員風の者や普段見なれない人がひんぱんに出入りし、何か物を出し入れしている倉庫などを発見した。

海外旅行に行った時

海外旅行先で見知らぬ人から中身の良く分からない荷物を預かった。

飛行機内で寒くもないのにコートなどで厚着をして汗をかいている旅客、機内食を全く食べず落ち着きのない旅客を見かけた。

港でこんなことがあったら

何か貨物の入っているような漂流物・漂着物を発見した。

漁具を積まず出港したり、しけの日や夜間に出入りするなど、おかしい行動をとる船を見かけた。

密輸ダイヤル (24時間)	密輸情報提供サイト (インターネット)
0120- ^{シロイ} 461- ^{クロイ} 961	税関ホームページ 税関
	 密輸情報提供サイトはこちら

情報提供の際には、「いつ」、「誰が」、「何を」、「どこからどこに」、「どのようにして」密輸するのかなど、具体的な内容をお寄せください。また、インターネットで情報をお寄せ頂く際には、場合によってはこちらからご質問させて頂く事もありますので、連絡先についてもご記入頂ければ幸いです。

※密輸に関する情報で、緊急の場合は、税関密輸ダイヤル0120-461-961までお電話をお願いします。

令和8年度補正予算（第1号）について

主計局総務課主計官 松本 圭介
課長補佐 谷 伸雄
企画係 木 良寛

1. 令和8年度補正予算（第1号）編成の背景

今般の中東情勢を受け、政府としては、これまで、国民生活と経済活動を守り抜くために、燃料油価格の激変緩和措置として、令和7年度予備費等を活用して緊急的な対応を行うなど、様々な取組を進めてきた。加えて、5月26日には、電気・ガス料金について、使用量が多くなる7月から9月において昨年夏の料金水準を下回るような支援を行うべく、令和8年度予算の一般予備費5,135億円の使用を決定した。

その上で、令和8年度補正予算は、引き続き、中東情勢が不透明である中で、今後の物価動向や経済に与える影響を十分注視しつつ、国民の皆様の暮らしや経済活動に支障が生じないよう適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応するため、「リスクの最小化」の観点から、資金面で万全の備えを取るべく編成されたものであり、6月3日に国会に提出され、5日に成立した。

2. 令和8年度補正予算（第1号）の概要

令和8年度補正予算の一般会計の歳出においては、総額3兆1,135億円を計上している。

その内容としては、(1) 重点支援地方交付金について、特別高圧電力やLPガスの利用者への支援など、地域の実情に応じた支援を実施するための追加措置として1,000億円を計上し、「今後への万全の備え」として、(2) 電気・ガス料金支援のために使用決定した一般予備費について、その残高を1兆円に復元するため、5,135億円を計上するとともに、(3) 中東情勢に伴うエネルギー価格高騰など、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるものとして、「中東情勢等対応予備費」を創設し、2兆5,000億円を計上している。

歳入においては、特例公債を3兆1,135億円発行す

ることとしている。

この結果、令和8年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計当初予算に対して歳入歳出ともに3兆1,135億円増加し、125兆4,228億円となっている。

なお、前述のとおり、令和8年度一般会計補正予算の歳入として、3兆1,135億円の特例公債を追加することとなるが、その一方で、前年度分の特例公債のうち、予算編成後6月までの発行が予定されていた3兆円分については、税収・税外収入・歳出不用の見込みを踏まえると、実際には発行せずに済む見込みが立っていた。

(注) 上記の特例公債3兆円分は、その後、実際に発行を取りやめている。

このように、国債発行予定額全体の中で調整を行うことで、市中への発行総額は増やさずに対応できるため、国債マーケットに影響を与えることなく、実行可能と考えている。

また、特別会計予算においては、以上の一般会計予算補正に関連して、予算総則について、所要の補正を行うこととしている。

3. 結び

前述のとおり、中東情勢が依然として不透明である中で、今後の物価動向や経済に与える影響を十分注視しつつ、国民の皆様の暮らしや経済活動に支障が生じないよう適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応することが重要となる。

このため、政府としては、すでに取り組んでいる令和7年度経済対策・補正予算の早期執行、令和8年度当初予算の執行、今般の令和8年度予備費を活用した電気・ガス料金支援などと合わせ、状況をしっかりと見極めながら、必要に応じて、今般成立した令和8年度補正予算も有効に活用し、今後の経済財政運営に万全を期す考えである。^{*1}

*1) 本稿の内容は、執筆時点（7月3日）のものです。



令和8年度一般会計補正予算（第1号）の概要

- 中東情勢が不透明である中、今後の物価動向や経済に与える影響を注視しつつ、経済活動や国民の暮らしに支障が生じないように適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応するため、「リスクの最小化」の観点から、万全の備えを取る。

1. 重点支援地方交付金 1,000億円

* 特別高圧電力やL P ガスの利用者支援など、地域の実情に応じた支援の財源措置

2. 今後への万全の備え 30,135億円

○ 一般予備費〔5,135億円〕

* 5/26使用決定（電気・ガス代支援）後の残高を1兆円に復元

○ 中東情勢等対応予備費〔25,000億円〕

* 中東情勢に伴うエネルギー価格の高騰など我が国経済への影響への対応に要する経費

その他の中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う我が国への影響への対応に緊急を要する経費に使用

■ 歳出計 31,135億円

【参考】5/26 一般予備費使用決定（電気・ガス代支援） 5,135億円

■ 歳入（特例公債） 31,135億円

* 令和8年度の特例公債が増額となる一方で、令和7年度分の特例公債のうち出納整理期間（本年4～6月）に発行予定としている3兆円分は、減額できる見通し（本年7月公表予定の令和7年度決算に向けて精査中）

→国債発行予定額全体を調整することで、令和8年度市中発行額を増やさず対応

* 特別会計予算についても、所要の補正を行う

令和8年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

（単位：億円）

歳 出		歳 入	
1. 重点支援地方交付金	1,000	1. 公債金（特例公債）	31,135
2. 今後への万全の備え	30,135		
(1) 一般予備費	5,135		
(2) 中東情勢等対応予備費	25,000		
合 計	31,135	合 計	31,135

（注）中東情勢等対応予備費は、中東情勢に伴うエネルギー価格の高騰など我が国経済への影響への対応に要する経費その他の中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う我が国への影響への対応に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする。



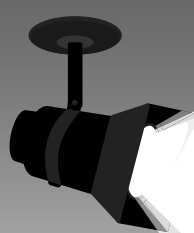
令和8年度補正 後 予算フレーム

【歳出・歳入の状況】

(単位：億円)

	8年度予算 (当初)	8年度予算 (補正後)	8年度予算 当初→補正後	備 考
(歳 出)				
一 般 歳 出	701,557	732,692	31,135	
地 方 交 付 税 交 付 金 等	208,778	208,778	-	
国 債 費	312,758	312,758	-	
うち債務償還費（交付国債分を除く）	178,898	178,898	-	
うち利払費	130,371	130,371	-	
計	1,223,092	1,254,228	31,135	
(歳 入)				
税 収	837,350	837,350	-	○ 公債依存度：26.1%
そ の 他 収 入	89,902	89,902	-	○ 建設公債 令8当初：6.7兆円 → 令8補正後：6.7兆円 特例公債 令8当初：22.9兆円 → 令8補正後：26.0兆円
公債金（歳出と税収等との差額）	295,840	326,975	31,135	○ 補正後の財政収支赤字（利払費相当分と基礎的財政収支の差額）は14.8兆円。
債務償還費相当分（交付国債分を除く）	178,898	178,898	-	
利払費相当分	130,371	130,371	-	
基礎的財政収支	13,429	△ 17,706	△ 31,135	
計	1,223,092	1,254,228	31,135	

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
(注2) 税収には印紙収入を含む。
(注3) 公債金の分類は基礎的財政収支や財政収支の観点から行ったものであり、公債金による収入が直ちに債務償還費や利払費に充当されることを意味するものではないことから、「相当分」としている。



2026年IMF・世界銀行春会合および G20財務大臣・中央銀行総裁会議等の概要

国際機構課長 池田 洋一郎／係長 安田 歩夢／係員 前田 珠実
開発機関課長 野元 隆章／係長 後白 翼
国際調整室長 村口 和人／係長 酒寄 晴佳^{*1}

巻頭文

2026年4月13日から4月18日にかけて、米・ワシントンにおいて、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）、G7財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）、国際通貨金融委員会（IMFC）、世界銀行・IMF合同開発委員会（DC）等の国際会議が開催された。これらの会議は、第81回世界銀行・IMFグループ春会合（以下、「春会合」）に合わせて開催されたものである。以下本稿では、各会議での議論と、春会合に合わせて実施された日米財務大臣会談をはじめとするバイ会談の概要を紹介したい。

1 G7財務大臣・中央銀行総裁会議 （2026年4月15日）

今回のG7は、中東情勢を含む世界経済や重要鉱物、ウクライナについて議論が行われた。日本からは片山財務大臣、植田日銀総裁が出席した。

世界経済については、日本から、中東情勢を受け原油・金融市場では引き続き大きな変動が見られ、特に、原油先物市場の変動が為替市場にも波及し、国民生活や経済に影響を与え得ることから、極めて高い緊張感を持って市場動向を注視していることなどを発言した。また、原油・天然ガスの中東依存度が高いアジア各国の経済には特に注視が必要であることを指摘した上で、同日に高市総理大臣より発表された「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ」、通称「POWERR Asia」について説明を行い、こうした支援を通じて各国の安定と成長を支えることが、巡り巡って日本を含む世界経済の強化にもつなが

る旨、発言した。各国からは、現下の状況では経済の見通しが立てにくいこと、また、ホルムズ海峡の航行の安全を含め、事態の沈静化は世界経済の安定に不可欠との意見が多数あった。

重要鉱物のセッションでは、日本から、中国産の重要鉱物への過度な依存に対応する際は、民間部門と協働しつつ、税・金融インセンティブや最低価格など、様々な政策措置を具体的に検討する必要があること、代替品のより高いコストを「保険料」として受容する覚悟も必要であること、世銀のRISEに加え、ADB、IDBといった多国間金融機関（MDBs）の取組の連携強化も重要であること、等を主張した。

なお、17日には、片山大臣、仏レスキュール財務大臣、世銀バンガ総裁の共催で、G7に加えMDBsや新興国等を招いて、重要鉱物サプライチェーンの強靱化につき意見交換を行うG7アウトリーチ会合が開催された。片山大臣は共同議長として冒頭及び締め括りの発言を担当し、世銀が2023年のG7日本議長下で立ち上げたRISEパートナーシップなどに言及しつつ、重要鉱物サプライチェーンの多様化にあたってMDBsが果たす役割の重要性や、MDBs間の連携強化の必要性などについて発言した。

2 G20財務大臣・中央銀行総裁会議 （2026年4月16日）

米国議長下で初の大臣・総裁級会合である今回のG20では、日本からは片山財務大臣、植田日銀総裁が出席し、世界経済と世界の成長強化、及びグローバル・インバランスについて議論が行われた。

世界経済のセッションでは、日本から、中東情勢を

*1) 執筆者の肩書は、令和8年6月30日現在

受けて原油・金融市場では引き続き大きな変動が見られ、特に、原油先物市場の変動が為替市場にも波及し、国民生活や経済に影響を与え得ることから、極めて高い緊張感を持って市場動向を注視していること、ホルムズ海峡の航行の安全や同地域のインフラの保護は、人道上の観点だけでなく、世界経済の安定に不可欠であることなどを指摘した。また、前日のG7に引き続き、アジア諸国が参加するG20においても「POWERR Asia」について説明し、こうした支援を着実に実施することで、アジア、ひいては世界経済の安定確保に貢献していく旨を発言した。これに対して世銀とIMFからは、良い取組みであり、各地域でこのような取組みを行っていくべきとの評価があった。

世界の成長強化に関するセッションでは、日本から、成長促進の上で特に重要な取組みとして、政府による戦略的な投資、及び規制の明確化によるイノベーションの促進について発言した。具体的には、日本は高市内閣の「責任ある積極財政」の考えの下、様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え、重点分野への戦略的な投資を行っていること等を紹介した。その上で、成長を促進する上では、単なる規制緩和のみならず、イノベーション促進に向け規制の明確化に取り組むことが重要であること等を指摘した。

グローバル・インバランスについては、日本から、産業政策が経常収支に与える影響の分析は重要であり、特に、一部の国による「非市場的政策・慣行」の下で続いている過剰生産は、その国において過当競争を生み出し資源配分を歪める他、他国の物価や雇用等にも負の影響を与えることを指摘した。加えて、行動志向の議論を複数年に亘って進める必要があり、IMF及びOECDが連携して、マクロ・ミクロ両面から政策提言及びモニタリングを行うことが重要であることなどを指摘した。

また、17日には、ベッセント米財務長官主催のもと、金融リテラシー強化に関するG20サイドイベントが開催され、片山大臣が、オランダのマキシマ王妃や世銀バンガ総裁とともに登壇した。

3 国際通貨金融委員会（IMFC） （2026年4月16日～17日）

春会合の終盤となる4月16日から17日にかけて、第53回国際通貨金融委員会（IMFC）^{*2}が開催され、日本から片山財務大臣・植田日銀総裁が出席した。会合では、世界経済の動向やIMFの各種政策、IMFの今後のあり方等について議論が行われた。

日本は、会合に合わせて発出したステートメントにおいて、世界経済への認識や日本の経済財政運営についての考え方を表明するとともに、サーベイランス・融資・能力開発といったIMFの主要業務において重視する点を述べた。IMFの組織基盤強化の文脈では、今後のクォータ・ガバナンス改革の議論において、低所得国・脆弱国支援の位置付けや財務基盤強化の方法を中核的な論点の一つとして扱うべきであるとした上で、こうした業務を支える「自発的資金貢献（Voluntary Financial Contribution：VFC）」をクォータ調整の際に考慮する必要性を主張した。

制限朝食会におけるステーブルコインに関する議論では、日本で円建てステーブルコインの実用段階が見えてきた旨を紹介しつつ、クロスボーダー送金での活用を視野に、ステーブルコインの健全な相互流通に向けた取組推進の必要性や、複数法域で流通するステーブルコインに対する国際的に一貫した規制・監督の枠組みに向けた議論の必要性等について発言した。また、本会合では、中東情勢を受け、世界経済の不確実性が一層高まっていることを述べた上で、世界経済の更なる悪化を防ぐ観点から、各国は、レアアース等への不当な輸出制限を控えるべき、と指摘した。さらに、日本からは、IMFが直近の「世界経済見通し」で、レアアースの輸出管理が世界経済に与える深刻な影響を定量的に示したことを歓迎する旨を述べた。

IMFCにおける議論の成果は、会合の後に議長国のサウジアラビアから「地政学以外の事柄については全メンバーで合意した」旨を記した『議長声明』として発出された。

地政学に関しては、世界経済が「中東における新た

^{*2} 国際通貨金融委員会（IMFC）は、国際通貨および金融システムに関する諸問題について、IMF総務会に助言および勧告を行うことを目的として、1999年に前身であるIMF暫定委員会を常設化・改編することで設置された。通常春と秋の年2回開催。各IMF理事選出国・母体を代表する大臣級の委員25名から構成される（現在の議長はサウジアラビアのアルジャドアーン財務大臣。日本からは片山財務大臣がIMFC委員として参加）。



なものを含む、戦争及び紛争を含む度重なるショックに試されてき」ており、「これらの人道的影響に加え、経済的な影響は世界全体に及び、最も貧しく脆弱な人々にまたしても最も大きな打撃を与える」とした上で、「持続可能な成長及び長期的安定のためには、戦争と紛争を終結させ、世界における恒久的な平和を確保することが依然として不可欠である」との文言を明記した。

クォータについては、昨年10月に引き続き、「第16次クォーター一般見直し」の下でのクォータ増資への同意に係る国内承認を更なる遅滞なく完了することへの期待を表明した。その上で、クォータ・ガバナンス改革に関する将来の議論を導くための指針として、本年春会合までの策定に向けて作業を進めていた「IMFクォータ・ガバナンス改革に関するディリヤ指導原則」を承認し、『議長声明』の附属文書とした。本原則には、IMFにおける発言権と代表性は、権利と責任の双方を伴うものであることや、クォータ・シェアの調整は、2008年に合意された4つの原則^{*3}に裏付けられたクォータ計算式に引き続き従いつつ、加盟国が妥当と考えるその他の考慮要素と組み合わせて行われるべきであること等が盛り込まれた。また、同原則の前文では、IMFにおけるクォータの役割等に関する記述に続く形で、日本が重視する「VFC」もIMFに資金基盤を提供する役割を果たすことが明記された。

4 世界銀行・IMF合同開発委員会（DC） （2026年4月16日）

世界銀行・IMF合同開発委員会では、「より多くの所得の高い雇用を可能とする環境整備」をテーマに議論が行われた。日本からは片山財務大臣が出席した。バンガ世銀総裁は、雇用創出に向けて、インフラ整備、ビジネス環境整備、民間セクター支援の三つの柱から構成されるアプローチを示している。2025年の春会合以降、この雇用創出の取組が開発委のテーマに設定されており、本会合のテーマはこのうちの二つ目の柱に焦点を当てた。なお、世銀は、エネルギー・インフラ、アグリビジネス、保健、観光、重要鉱物やク

リエイティブ産業を含む高付加価値製造業を最も雇用創出に貢献するセクターとして特定している。本会合でも多くの参加国によって世銀グループによる雇用創出への重点化や、その取組方針が歓迎された。

開発委員会における議論の結果は、会合の後に議長国のスウェーデンが「議長声明」として発出した。危機対応の規模と速度に関する世銀とIMFの取組が称賛されるとともに、雇用創出への取組、社会的セーフティネット、質の高い保健サービス等の2030年目標、民間セクターにおける取組等が言及された。

本会合の開催にあたり、今回も、日本からステートメントを発出し、途上国の開発に世銀グループが果たす役割への日本の期待、及び日本が果たす貢献を述べた。世銀の機能強化の文脈では、本年1月からの機構再編により世銀グループのナレッジ部局が統合されたことを歓迎し、ソヴリン・ノンソヴリン業務のシナジーが一層醸成されることへの期待を示した。

日本が特に重要視する地球規模課題については、重要鉱物、国際保健、防災・インフラ・デジタル、債務問題、太平洋島嶼国等に関する取組を述べた。重要鉱物に関しては、今回の春会合のマージンで、フランスと世銀とイベントを共催したことを紹介しつつ、世銀が地域開発金融機関や開発金融機関と連携しながら重要鉱物サプライチェーン関連の支援を強化していくことへの期待を述べた。国際保健の文脈では、昨年12月のバンガ総裁来日時のUHCハイレベルフォーラムで正式に立ち上げたUHCナレッジハブが進める対面研修を紹介した。

会議中、バンガ総裁から日本の保健及び債務分野での取組が、明示的に言及される場面もあった。他の会議出席者からは「POWERR Asia」を称賛するコメントもあった。別途、片山財務大臣とバンガ総裁の面会も執り行われ、今回の春会合は、世界経済の不確実性が高まる中でも世銀と緊密な協力を続ける日本のプレゼンスが色濃く発揮される機会となった。

5 日米財務大臣会談（2026年4月15日）

令和8年4月15日（水）（現地時間）午前11：40

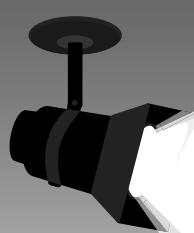
^{*3} クォータ計算式は、簡潔かつ透明で、クォータが果たす複数の役割と整合的であり、加盟国にとって広く受け入れ可能な結果を生み出し、また、適時で、高品質かつ広範に利用可能なデータに基づき統計的に算出可能であるべきである。



(米国東部時間) から約20分間、片山大臣は、スコット・ベッセント米国財務長官と会談を行った。両大臣は、中東情勢を受けた原油市場や為替等の金融市場の動向をはじめ、世界経済の幅広い課題に関して意見交換を行うとともに、二国間や多数国間の諸課題に対処するため、両国間の協力をさらに強化していくことを再確認した。また、重要鉱物サプライチェーン等についても意見交換を行った。

為替については、昨年9月に公表した「日米財務大臣共同声明」に沿って、引き続きしっかりと連携することを確認した。

日米財務大臣会合のほか、春会合期間中には、タイのエクニティ副首相兼財務大臣、カタールのアル・クワリーー財務大臣、オーストラリアのチャーマーズ財務大臣、EBRDのルノーバツソ総裁、ユーログループのピエラカキス議長、カナダのシャンパーニュ財務大臣、ウズベキスタンのクチカーロフ財務大臣、ウクライナのマルチェンコ財務大臣、世銀のバンガ総裁ともバイ面会を行った。



分断に抗して、連結性を編む

—— ASEAN + 3と太平洋島嶼国、二つの共同議長的一年 ——

国際局地域協力課 課長 津田 夏樹／
同 総括補佐 山川 貴洋／同 課長補佐 菊池 由紀恵／
同 課長補佐 渡邊 里香／同 課長補佐 金田一 敏幸^{*1}

序に代えて

地域協力課長 津田 夏樹

世界経済を取り巻く環境は、大きな構造変化の只中にある。地政学的緊張の高まり、貿易・サプライチェーンの再編、そして国際秩序を支えてきた多国間協調の枠組みの動揺。分断という言葉が、現実味をもって語られる時代に我々は生きている。国境を越えてヒト・モノ・カネをつなぐ連結性は、もはや当然の前提ではなくなりつつある。

しかし、視点をアジアに転じると、いくぶん異なる風景が見えてくる。ASEAN + 3における金融協力は、四半世紀前のアジア通貨危機を出発点とする。危機の連鎖を断つ通貨の相互融通の仕組みであるチェンマイ・イニシアティブ (CMIM) と、それを支える地域サーベイランス機関である ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)、これらの当初の主眼は「危機への対応」にあった。だが、その歩みは一点に留まらなかった。域内の貯蓄を域内の投資へ向ける債券市場の育成 (ABMI) や、激甚化する災害に備える災害リスクファイナンス (DRF) といった「危機の予防」の取組が重なった。そして、本年、新たに取り上げたクロスボーダー・デジタル決済に象徴されるように、域内経済の「連結・統合」を見据えた議論へと、その重心は静かに移ってきた。対応の上に予防を、予防の上に統合を。ASEAN + 3は、果たすべき役割を一つずつ積み増しながら、地域金融協力の枠組みを着実に深化させてきたのである。

分断の圧力が強まる世界にあって、コンセンサスを重んじつつ粘り強く公共財を築いてきたこの営みは、

国際協調の一つの範となり得るのではないか。そして、その流れを内側から牽引してきたのが、ほかならぬ日本である。

本年、財務省はこの地域金融協力において、二つの共同議長を同時に担った。三年に一度巡る ASEAN + 3財務大臣・中央銀行総裁プロセスの共同議長と、毎年務める日・太平洋島嶼国財務大臣会議の共同議長である。前者では各分野の枠組みを次の段階へ進める「深化」に、後者ではアジアで培った協力の作法と道具立てを新たな地域へ携える「外延」に取り組む一年となった。

この二つは、見かけほど隔たっているわけではない。太平洋島嶼国が直面するコルレス銀行関係 (CBR) の喪失とは、小国が国際金融ネットワークから切り離されていく現象、すなわち「分断」が最も先鋭に現れた姿にほかならない。ASEAN + 3で連結性を内に深め、太平洋でその連結性を最も脆弱な縁において守る——遠く離れて見えるこの二つの取組は、分断に抗して連結性を編むという、同じ営みの両面なのである。

そしてこの一年を振り返るとき、筆者の脳裏にはもう一つの議長国としての経験が重なる。2019年、日本がG20の議長国を務めた年のことである。

あの年、財務トラックの準備は2018年央から本格化した。様々な国際会議の機会をとらえ、各国の代理級のカウンターパートに優先課題の一つひとつ事前に説明し、その反応を踏まえて表現を微修正していく。地道な作業の連続であった。議長国の務めは、優先課題を掲げることだけでは終わらない。最も難しく、腕の見せ所であったのは、大臣・総裁レベルでの合意・成果物を見据え、意見が対立する論点や、いずれかの国の琴線に触れる論点を、会議を重ねながら現実的な

*1) 執筆者の肩書は令和8年6月30日現在

落としどころへと収れんさせていく作業であった。例えば「質の高いインフラ投資」をめぐる原則は、開発金融への考え方を大きく異にする国々を含め、粘り強い多国間交渉の末に、誰もが否定し得ない共通の基準として結実した。立場の違いを正面から否定するのではなく、皆が乗れる土俵を少しずつ広げていく——この感覚は、本年のASEAN+3や太平洋島嶼国支援における一つひとつの取組と、驚くほど通じ合っている。

もう一つ、当時を思い起こすたびに確信を深める点がある。客観的な分析こそが、合意の土俵を形づくるということだ。グローバル・インバランスの議論では、これを通商上の措置で是正しようとする見方もあった中で、IMFの分析を手がかりに、不均衡をマクロ経済政策というレンズで捉え直す重要性を示した。分析は、立場の異なる国々が同じ事実の上に立つための共通言語となる。

もっともG20の経験と本年の取組は共通点ばかりではない。議長国の任期がいずれも一年である点は変わらないが、その巡ってくる周期はG20がおおよそ二十年に一度の機会であるのに対し、ASEAN+3の+3側（日中韓）の共同議長は三年に一度巡ってくる。担い手の構図も異なる。G20は単独議長国なので、時の議長国が先進国か新興国かで優先課題や力点は相当異なる。一方ASEAN+3は、ASEAN側との共同議長制であり、立場の違いを超えて、前年度までの議論を引き継いで地域金融協力の取組を進めていくことが求められる。そして象徴的なのが、事務局の存在である。G20は事務局を持たず、IMFや世界銀行といった国際機関にタスクアウトするのに対し、ASEAN+3では、事務局を担う地域固有の国際機関AMROを育てながら議論に貢献してもらう。ここに、地域協力ならではの奥行きがある。

議長国・共同議長に求められる技法——優先課題を定め、粘り強い対話を通じて合意を編み上げ、分析によって共通の土俵を築くこと——の本質は、グローバルな舞台でも、地域の機構を育てる営みでも、そして太平洋という新たな地平でも、変わらない。変わるの、その技法を活かす舞台と、築こうとする連結性の射程である。2019年に学んだことを、本年は「深化」と「外延」という二つの方向で活かす一年であった。

以下に続く各論は、これらの取組を第一線で担った

担当者が、それぞれの視点から綴ったものである。立場を異にするメンバーの間で粘り強く合意を紡ぎ、幾多の困難を越えてきた記録であり、幅広く知見として共有されるに値すると考える。

地域金融協力の積み重ねは、自由で開かれ、かつ強靱な地域秩序を、経済の足下から下支えするものでもある。分断が進む世界にあって、地域が、そして複層的な協力の重なりが果たし得る役割は、これからも静かに、しかし確かに広がっていくと確信している。



asean2026ph

...



本年4月ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁代理会議の様子。当初マニラでの対面開催が予定されていたが、フィリピンのエネルギー国家緊急事態宣言が発出されたことを受け、バーチャル開催に変更。会議の共同議長は、日本からは三村財務官が務めた。（写真中央左下）



ASEAN + 3財務大臣・中央銀行総裁会議

チェンマイ・イニシアティブ (CMIM)、ASEAN
+ 3マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)

課長補佐 菊池 由紀恵

1. CMIM、AMROの設立経緯

前述のとおり、アジア通貨危機を契機にASEAN + 3財務大臣・中央銀行総裁会議が立ち上げられ、CMIMは金融協力の柱として、地域金融の自助的支援メカニズムとして構築された。外貨の資金繰り困難に陥った域内の通貨と、各国の保有する外貨資金を交換・融通し合うことで（通貨スワップ）、危機の連鎖・拡大を防ぐ仕組みである。現在の資金規模総額は2,400億ドルとなっている。

AMROの設立もまた、同危機の教訓とその後の地域金融協力の深化の中で位置づけられる。CMIMの実効性を確保するためには、加盟国のマクロ経済・金融状況を平時から把握し、リスクを早期に検知するサーベイランス機能が不可欠との考えから、2011年にシンガポールにAMROが設立され、その後2016年に国際機関化された。AMROは本年で国際機関化から10周年を迎えたが、この間、職員数は40名弱から120名超へと拡充し、サーベイランス機能も大きく強化されてきた。現在では、地域経済への深い知見や強い信頼関係を基盤に、質の高い経済分析や実践的な政策提言を行っている。



タスクフォース会合の共同議長として発言を行う西方副財務官（中央）と筆者（右）。

CMIMはその発効後、地域金融セーフティネットとして、市場の信認の補強や金融混乱の緩和において重要な役割を果たしてきたと評価できる一方で、これまで発動実績はない。これは、域内各国がアジア通貨危機の経験を踏まえ、健全なマクロ経済運営を継続するとともに外貨準備を着実に積み上げてきたことにより、危機への耐性が相対的に高まっていたことが背景にあるとも考えられる。他方で、パンデミック危機時においても利用に至らなかったことを踏まえ、CMIMの機能・資金基盤の強化が必要との認識が共有され、2024年には前年2023年の日本共同議長下で議論を主導した、自然災害やパンデミックなどの外生ショックを起因として突発的に外貨不足に陥った場合に緊急融資にアクセス可能な新しい仕組みである「緊急融資ファシリティ」の設立に合意した。また、現行のCMIMではメンバー国による事前の資本の払込はなく、危機発生時にメンバー国が直接外貨を提供する仕組みとなっているが、CMIMの財務基盤を強化する観点から、メンバーが事前に資本の払込を行う方式への移行に向けた議論が行われている。

2. 2026年共同議長下での取組

CMIMの機能強化の観点では、前述の新ファシリティの設立や払込資本方式への移行に加え、実際の危機発生時にメンバーが適時にアクセスできるよう、利便性の向上も重要である。翌年の共同議長を見据えた準備を開始した2025年後半は、世界経済の構造変化と不確実性が高まる中で、危機時の資金供給を通じて世界金融の安定を支えるグローバル・セーフティネット（GFSN）の重要性が一層高まっていた。GFSNは、(1) 各国の外貨準備、(2) 二国間スワップ、(3) CMIMを含む地域金融取極（RFA）、(4) IMFで構成される。GFSNの一翼を担うCMIMの実効性や利便性の向上に取り組むことは、GFSNの強化にも資するとの考えの下、議論を開始することとした。

CMIMの強みは、最短2週間以内に資金供給が可能な迅速性にあり、これを活かして将来の危機時に影響の拡大を抑制することが重要である。他方、CMIMはGFSNの一部として「最後の貸し手」であるIMFの支援と関連付けられているため、その迅速性を十分に発揮できるのは、IMFプログラムを伴わない部分

(IMF デリンク、現行40%)に限られる。さらに、ASEAN 各国にはアジア通貨危機時の経験等を背景に IMF に対するスティグマがあると指摘されており、現状では CMIM の活用は実質的に IMF デリンク部分を中心と見込まれる。このため、IMF デリンク部分の利便性向上を中心に議論を行った。もっとも、ASEAN + 3 のメンバー間では経済・金融状況に差があることから、スタンスにも違いが見られる。地域の自助機能を強化する観点から IMF デリンク比率の引上げを主張する意見がある一方、CMIM は各国が直接資金を供与する仕組みであることを踏まえ、資金保護の観点から発動要件の厳格化を重視する意見もあり、様々な立場からの意見が示された。ASEAN + 3 はコンセンサスによる意思決定を原則としているため、こうした異なる立場を丁寧に踏まえつつ、コミュニケーションを重ねながら議論を進めた。

また、CMIM の機能強化にあたっては、その実施を支える AMRO の更なる機能強化が不可欠である。AMRO が地域の「ホームドクター」として、各メンバーの状況や制度的文脈を踏まえた深い分析と政策提言を行えるよう、一層の機能強化に取り組むことは、危機の予防に加え、危機時の CMIM 発動に際し、適切なコンディショナリティを付加することにより危機拡大を抑制し、早期回復を促すことに繋がる。さらに、AMRO が GFSN の最後の貸し手である IMF との連携を強化し、サーベイランスや危機対応における連携を深めることは、GFSN の一層の強化に資することから、その重要性についても認識が共有された。

こうした議論を踏まえ、CMIM の実効性強化および AMRO の機能強化に向けた今後の取組の方向性について、AMRO がポリシーペーパーとしてとりまとめた。なお、本議論を進めていた本年2月末には、中東情勢が緊迫化し、地域経済への影響が懸念される状況となったことにより、危機対応の必要性がより現実のリスクとして認識され、4月の代理級会議（財務次官・中央銀行副総裁級）や5月の財務大臣・中央銀行総裁会議では、多くのメンバーから日本議長下での CMIM・AMRO の強化に向けた取組への歓迎の意が示され、議論を主導した担当者としても意義深いもの

であった。

2026 年後半以降は、CMIM の実効性強化および AMRO の機能強化に向け、具体的な提言やワークプランの策定に取り組む予定である。

3. 今後の取組への期待

今後の取組に当たっては、CMIM がその活用を前提とするものではなく、まずは危機の発生を未然に防ぐための各国の政策対応が重要であることを踏まえつつも、必要が生じた際には適時に活用され得るような制度や運用の整備を進めることが重要である。さらに、こうした実効性の強化を通じて、市場の信認が高まり、経済・金融の安定につながることを期待される。

長期的には、払込資本方式への移行を含め CMIM の機能・資金基盤が一層強化され、AMRO のサーベイランス等の機能強化と合わせて、地域金融セーフティネットとしての実効性が高まることで、IMF を代替するものではなく、あくまでも相互補完的に機能するとの前提は維持しつつ、実質的にはかつて構想されたアジア通貨基金 (AMF)^{*2}に近い機能を備える姿へと発展していくことも考えられる。今後の議論と発展の帰趨、そして次の10年における姿が注目される。



タスクフォース会合後の集合写真。

*2) 中尾 (2021)



共同声明ドラフティングセッション

共同議長の最も重要な役割の一つが、共同声明のとりまとめである。わずか6ページの声明であるが、その裏側では緻密かつ粘り強いやり取りが積み重ねられており、合意に至るまでには、まさに一つの「ドラマ」が展開されている。

全メンバーの合意を得るため、会議の約2か月前から共同議長のフィリピンと草案を調整し、その後メールベースで全メンバーにドラフトを回付し、コメントを取りまとめるプロセスを進めた。過去の経験に基づく、ドラフティングセッションでの議論は、書面プロセスでの議論が蒸し返され、議論が長時間化しがちであり、共同議長としてはできればドラフティングセッションは回避したいという考えがあった。3回にわたる書面での調整を経てもなお一部に合意に至らない箇所残り、全メンバーがギリギリ受け入れられそうな文言案を検討し、この文言案で合意できないとドラフティングセッションをすることとなると、メンバーにも明示したうえで最終ドラフト案を回付したものの、残念ながら1機関が文言案に合意せず、大臣・総裁会議前日にドラフティングセッションを実施することとなった。ドラフティングセッションの共同議長は、日本からは西方副財務官が務めることとなり、筆者らとともに大臣会合より一日早く現地サマルカンドに到着した。

ドラフティングセッションの時点で未合意であったのは、CMIMとクロスボーダー・デジタル決済の2つのパラグラフであった。共同議長には翌日の本番会合までに最終案をまとめる責任があり、その重圧の中、どの論点から議論を開始するか慎重に判断した結果、より揉めそうなCMIMから議論し、メンバーが疲れ切った状態でクロスボーダー・デジタル決済のパラグラフの議論を行う作戦に出ることとした。さらにCMIMについては、議論がまとまらない場合には、一旦休憩を挟み、共同議長から反対しているメンバーを直接説得することを考えていた。

CMIMのパラグラフでは、多くのメンバーが文言案に賛同する一方で、予想どおり1機関が強く反対し、議論は平行線を辿った。作戦通り休憩を挟み、共同議長から同メンバーを説得しようとしていたところ、その他の関心の高いメンバーもスクリーンの前に集まり、そのまま立ったまま議論が始まった。各メンバーが様々な代案を示し、ああでもないこうでもない議論を続けた結果、最終的に全員が受け入れ可能な文言案にまとめることができた。もしそのまま着席の状態でも議論を続けていたら、文言案はまとまらなかったかもしれない。対面の国際会議ならではの醍醐味を実感した瞬間であった。

なお、CMIMの合意後にクロスボーダー・デジタル決済の議論に移った際には、それまでの疲れもあったのか特段の異論は示されず、そのまま合意に至った。結果として、議論の順序を含めた作戦が功を奏した形となった。



サマルカンドでのドラフティングセッションにて、スクリーン前で議論の様子。手前で指さしながら発言しているのが、西方副財務官。

アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI)

課長補佐 金田一 敏幸

1. ABMIの設立経緯及びこれまでの成果

アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) は、ASEAN+3域内の現地通貨建て債券市場を育成する取組である。アジア通貨危機以前、アジア経済において生じていた通貨と期間のダブル・ミスマッチ（ドル等の外貨を海外から短期で借入れ、自国内において現地通貨によって長期の融資を実施）により、域内経済が為替変動や外貨流動性に脆弱な構造に陥っていたことが、アジア通貨危機の一因になったと指摘された。この経済構造から脱却すべく、ダブル・ミスマッチの問題を解消し、アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へと活用するため、2002年にABMIは設立された。ABMIが目指すのは、現地通貨の域内資金循環を通じて、長期安定的な地域金融の基盤を構築することである。

ABMIは域内の現地通貨建て債券市場発展に大きく貢献してきた。日本は資金拠出等を通じて、官民専門家からなるフォーラム (ABMF) の設置、域内債券市場情報等を発信するプラットフォーム (ABO) の開設、債券市場が未発達な国向けの技術支援 (TACT) 等の取組を主導している。20年以上にわたる各種取組の結果、ASEAN及びASEAN+2 (ASEAN、中国及び韓国) の現地通貨建て債券市場規模はそれぞれ、約8.4倍 (約2.43兆ドル^{*3}) 及び約25.7倍 (約30.6兆ドル^{*4}) に拡大した。このように、債券市場の育成、特に発行市場育成においては大きな進展が見られる。一方、債券流通市場の育成等は、域内資金循環促進に向けて残された課題である。

2. 2026年共同議長下での取組

上述の状況を踏まえ、アジア通貨危機時に比べダブル・ミスマッチが大幅に緩和してきたとのADBの評価に基づき、域内貯蓄の域内投資への更なる活用に向け、債券に留まらない地域金融協力枠組みへの発展を共同議長として打ち出すこととした。

1月の会議では、債券 (Bond) 市場から広く (直接) 金融 (Financial) 市場等を包含する枠組みとして、Asian Financial Markets Initiative (AFMI) へ

の転換をメンバーに提起した。しかし、各国債券市場の発展段階に差異があり進展途上の国もある中で、AFMIへ転換し拙速に広く金融市場育成を進めることへの懸念が、一部のメンバーから寄せられた。

コンセンサスベースのASEAN+3の枠組みにおいて、AFMIへの転換を進めようとしても一部のメンバーの反対により、枠組みの転換についてはASEAN+3地域の金融協力進展の機会が失われてしまうことが予想された。そこで生まれたのが、債券が取組の中心である点を第一に示しつつ、債券に留まらず幅広い金融仲介手法を通じた金融協力を進めて行く、アジア債券・金融市場育成イニシアティブ (Asian Bond and Financial Markets Initiative : ABFMI) であった。

3月の会議の前に、懸念を示したメンバーに対して個別に事前説明の機会を設け、ABMIの成果及び残された課題等を踏まえて、ABFMIへの発展趣旨を丁寧に説明した。これらの国への説得が功を奏し、3月及び4月の会議においては、むしろ懸念を示したメンバーから発展への支持を受け、ABFMIに向けた合意に道筋がついた。最終的に、5月の財務大臣・中央銀行総裁会議にて、2027年から始まる次期ロードマップよりABFMIへと発展させる合意に至った。同時に、20年以上にわたるABMIの取組を新しい方向に進めた達成感と責任を、担当として実感した。

3. 今後の取組への期待

ABFMIへの発展に当たり、債券を取組の中心に流通市場といった改善余地のある分野にもフォーカスしつつ、債券に留まらずより幅広い金融仲介手法の検討を進めていく。2026年の後半は共同議長として、次期ロードマップ策定に向けて、メンバーのニーズに応じた継続的な技術支援、深刻化する環境問題を念頭に地域の関心が強いサステナブルファイナンスの一層の促進、加速するデジタル化を踏まえた市場インフラ整備へのDLT技術の活用といった、各国の金融市場の発展段階に応じた各種取組の検討を進めていく。

ABFMIへの発展が、域内資金循環促進のための取組の多様化を通じたASEAN+3の連携強化を促進することで、更に安定的な地域金融エコシステムの構築に繋がることを期待している。

^{*3} 2024年末時点の発行残高 (出典：ABO (ミャンマー、東ティモール除く))

^{*4} 2025年末時点の発行残高 (出典：ABO (一部未集計国を除く速報値))



災害リスクファイナンス（DRF）

課長補佐 渡邊 里香

1. DRFの設立経緯及びこれまでの成果

近年の災害の激甚化を受け、アジアの災害被害額は年間800億米ドルに達する一方、そのうちの約9割が災害保険でカバーされておらず、各国財政の災害に対する脆弱性は喫緊の課題となっている。こうした中、長年にわたる地震や台風等の災害経験を踏まえ、地震保険を整備する等、従来から災害リスクファイナンス（DRF）を強く認識してきた日本は、国向けの災害保険を提供するSEADRIFの設立を主導する等、ASEAN+3財務プロセスにおいて、DRFの取組を立ち上げ、その取組は、2023年の日本共同議長下では、DRFは定例会議に格上げされた。

2. 2026年共同議長下での取組

DRFの取組は、これまでラオスへの保険金支払い等、災害保険を中心に成果を挙げてきたが、今後より多くの国の災害リスクに幅広く対応すべく、CATボンドや気候変動に強靱な債務条項（CRDC）等の幅広い政策手段、減災・防災との連携を含む包括的な枠組みに発展させることを目指して、今般の共同議長国下では、今後3年間の行動計画の策定を主導した。

行動計画は、従来の取組からの発展に向けて段階的なアプローチを取りつつも野心的なものとなるよう、ASEAN各国の災害リスク分析を行い、その結果に基づき適切な政策手段を特定・実施する流れとした上で、3年間で着実に進展させるため、災害保険やCATボンドの導入国数に対するKPIを盛り込んだ。

当初、昨年9月の会議では、計画の実効性に対する懸念が多数表明されたが、ADBにマルチドナー信託基金を新設し、各国からの資金貢献を通じて実施する構想を各国に事前に根回しして進めた結果、3月の会議で、無事に合意を得ることができた。

また、こうした包括的な行動計画の実施には、より強固な事務局体制が必要との考えから、災害リスクマネジメントに知見があり、ASEAN各国との関係も深いADBを恒久事務局とする案を打ち出した。ADBへの事務局移管については、事務局と実施体制の利益相反への懸念も示されたが、事務局と実施機能の分離等

の対応策を盛り込んだ事務局体制案を作成し、連日各国との事前の調整を重ねた結果、同じく3月の会議で合意に至ることができた。

更に、SEADRIFによる保険提供の拡大に向けては、SEADRIFと協議しながらその成長戦略を作成した。今後はそれに沿った資本基盤の強化が課題であり、ドナー参加や保険購入国の拡大を促す必要がある。そうしたインセンティブを確保しつつ、日本が引き続きDRFの取組を域内で主導する観点から、SEADRIFの意思決定メカニズムを「1国1票」から財政貢献や保険購入に応じた投票権制へと見直しを提案し、先般4月、関係国間で新たな投票構造の合意に至った。現在、具体的なルール改定を進めている。

3. 今後の取組への期待

今後はロードマップを実行するフェーズに入るが、ADBには、恒久事務局としての役割に加え、国別戦略へのDRFの考慮や、インフラ融資と併せた災害保険付保等を通じて、DRF関連業務の知見を獲得して更なるDRFの主流化を進めることが期待される。またこうした多様な金融手法の導入が域内でのリスク分散のみならず災害リスク市場の育成にも貢献することを期待する。



タスクフォース会合で発言を行う筆者（中央）。

クロスボーダー・デジタル決済

課長補佐 渡邊 里香

1. クロスボーダー・デジタル決済の現状

世界の国際送金の市場規模が1000兆ドルに達する中、ステーブルコイン等の新たな決済手段の台頭や、決済の効率性や接続性を高める取組が国際的に進展しており、各国の経済や通貨政策に与える影響も大きくなっている。

決済の効率化を通じたアジアの地域統合は日本の経済にも裨益するものであり、また、価値観を共有しない域内国の通貨によるASEAN諸国の通貨代替を阻止する観点からも、日本がアジアにおけるクロスボーダー・デジタル決済の議論に積極的に関与することは重要である。

こうした背景を踏まえ、本年の日本共同議長下において、クロスボーダー・デジタル決済の議論を日本主導で新たに立ち上げた。

2. 2026年共同議長下での取組

具体的には、日本としてリテール・ホールセール双方における利便性向上に加え、外貨建てのステーブルコイン・CBDCによる通貨代替が齎し得る金融システムの脆弱性への対応を重視し、大臣・総裁級で行う議論の土台としてこうした方向性を含む報告書の作成をASEAN+3のリサーチ機関であるAMROに依頼した。

そして、本件の重要性を関係国間で強調するとともに、忌憚のない意見交換の場を設けるべく、本年3月、ASEAN+3会合の-marginで、クロスボーダー・デジタル決済に関するAMRO・IMF主催のセミナーの開催を主導し、セミナーの議論で日本が重視する点が盛り込まれるよう、アジェンダ設定やスピーカー選定に積極的に関与した。本セミナーは、AMROによるライブストリームを通じて世界中の幅広い関係者に放映され、各国の関心を醸成するとともに、日本にとっても有益な議論を行うことができた。

最終的にAMROの報告書は大臣会合で歓迎されたが、その合意形成に向けて最も困難を要したのは、金融安定の観点からステーブルコイン規制の議論を盛り込む点であった。各国で法制度が異なる中、国によってはステーブルコインの発行自体を禁じているため、

こうした論点を盛り込むことがステーブルコインの発行の自由化を求められるのではないかと警戒する国もいた。この点については、「規制のアプローチ」へと焦点を変え、発行禁止を否定するものではない建付とする等の工夫を凝らすことで、反対国の理解を得ることができた。こうした各国との事前の根回しを経て、ASEAN各国が日本提案に賛同する形で、議論をまとめることができた。そして、こうした議論継続の場として作業部会（WG）の設立について本年後半に具体案を合意すべく検討を行うこととなった。

3. 今後の取組への期待

今後は、WGのアジェンダやガバナンス構造について議論を継続していくこととなるが、引き続き、リテール、ホールセール決済の接続強化やステーブルコイン規制のアプローチについて、日本が議論を継続的に主導できる建付けとすべく、調整を進めている。

また、今般日本がクロスボーダー・デジタル決済の議論をASEAN+3で開始し、AMROとともに進展させたことは、AMROの新たな分野の開拓にも繋がった。今後、AMROの本分野への更なる知見強化と貢献に期待している。



第29回ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁代理会議の大臣集合写真。



日・太平洋島嶼国財務大臣会議

太平洋島嶼国との金融協力の深化

—— サマルカンド会合までの一年を振り返って ——

総括補佐 山川 貴洋

2026年5月4日、ウズベキスタン・サマルカンド。会議開始は午前7時30分。その前日、我々は夜11時過ぎまで会場に残っていた。ステージ上の大きな各国国旗をアルファベット順に並べ、リモート参加者が集合写真に収まるようモニターの位置を調整し、音響や接続を何度も確認する。事前のサマルカンド現地ロジ業者とのやり取りも容易ではなく、依頼していたはずの米国国旗が見当たらず関係者全員で慌てて探し回る一幕もあった。

翌朝は6時に起床し、最後の準備に向かった。最大の懸念は、共同議長国であるソロモン諸島だった。中東情勢の緊迫化に伴う航空便への影響もあり、一部参加国の渡航計画は直前まで流動的だった。特にソロモン諸島については、国内政治情勢の影響から会議10日前に現地参加が困難との連絡があり、急遽リモート参加への切り替えを進めていた。

会議開始時刻が迫る中、スクリーンにソロモン側の映像が映り、共同議長としての開会発言が始まる。その瞬間、担当者一同が胸をなで下ろした。

振り返れば、この数分間のために走り続けた一年だったように思う。

1. なぜ今、太平洋島嶼国なのか——「複層的な国際金融協力」としてのアウトリーチ

太平洋の太平洋島嶼国（PICs）は人口や経済規模では小国が多い。しかし、その広大な排他的経済水域（EEZ）は太平洋の広範囲に及び、インド太平洋地域のシーレーン上に位置するなど、戦略的重要性は極めて高い。近年、経済安全保障への関心が高まる中、各国は太平洋島嶼地域への関与を強化している。日本も例外ではない。財務省としては、開発支援のみならず、金融面から地域の強靱性を高めることを目的とし

て、2024年に「日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を立ち上げた。翌2025年には定例化に合意し、今回のサマルカンド会合は第3回目となる。

この一年間を振り返ると、会議そのものの開催以上に重要だったのはネットワークづくりだった。島嶼国との対話はもちろん、米国、豪州、ニュージーランドとの政策調整も頻繁に行った。ワシントンとの時差、キャンベラとの日程調整、そして島嶼国側の限られた人的リソース。電話会議を設定するだけでも一苦労だったが、だからこそ少しずつ信頼関係が築かれていった。

特に今回初めて実施した同盟国・同志国との「アウトリーチ会合」は象徴的だった。日本、米国、豪州、ニュージーランド、そして島嶼国が同じテーブルにつき、金融アクセスや決済インフラといった課題について率直に議論する。数年前には想像できなかった光景である。

この背景には、気候変動や金融アクセスといった複雑な課題に対し、「もはや一国だけで取り組むテーマではない」という共通認識があった。同時に、このアウトリーチにはより深い政策的問題意識も内包されている。昨今、グローバル経済の構造変化に伴い、国際金融協力を取り巻く環境は流動化している。G7やG20といった従来の多国間枠組みが引き続き中核であることは論を俟たないが、地域固有の緻密な課題に対しては、必ずしも機動的な議論が行き届かない側面もある。だからこそ、志を同じくする国々（Like-minded countries）が特定の地域やテーマに絞って柔軟に連携する、ブルリラテラル（複数国間）の協調枠組みを複層的に構築していくことが、足元の国際金融外交において極めて重要な戦略となる。今回の広範なアウトリーチは、まさにその新たな道標を示す試みであった。



第3回 日・太平洋島嶼国財務大臣会議の集合写真。

2. CBR問題からPPMへ——「サマルカンド原則」の政策的意味

この一年間、最も多くの時間を費やしたテーマの一つが、コルレス銀行関係（Correspondent Banking Relationship：CBR）の喪失問題であった。CBRとは、各国の銀行が国境を越えた送金や決済を行うために構築する銀行間のネットワークである。例えば、ニュージーランドで働くサモア人労働者が母国の家族に送金する場合、送金を受け付けたニュージーランドの銀行とサモア側の受取銀行との間で資金決済を行う必要がある。しかし、両銀行が直接決済口座関係を持ち合っているとは限らない。このため、通常は国際的な大手銀行が中継銀行（コルレス銀行）として介在し、同行に開設された口座を通じて資金決済を行う。この資金決済を代行する契約が締結されている関係をコルレス銀行関係（CBR）と呼ぶ。太平洋島嶼国の場合、米国、豪州、ニュージーランド等の大手銀行がこうした役割を担うことが多い。国際送金、貿易決済、海外からの投資資金の受入れなど、ほぼ全ての国際金融取引は、何らかの形でCBRに依存しており、CBRは国境を越えた金融取引を支える基幹インフラとなっている。

しかし近年、太平洋島嶼国ではこうしたCBRの維持が大きな課題となっている。背景には、市場規模の小ささに加え、マネーロンダリング・テロ資金供与対策（AML/CFT）に関する国際的な規制強化がある。国際銀行にとっては、島嶼国との取引から得られる収益は限定的である一方、顧客管理やモニタリングに要するコストは年々増加している。その結果、採算性やリスク管理の観点から、コルレス銀行の撤退が進んできた。こうした現象は、しばしば「デリスキング（de-risking）」と呼ばれる。個々の金融機関から見れば合

理的な経営判断である。しかし、その影響は小規模な島嶼国にとって極めて大きい。

海外送金が滞れば、まず影響を受けるのは海外で働く出稼ぎ労働者から郷里の家族への送金である。トンガやサモアでは、こうした送金額がGDPの2〜3割に相当する規模に達しており、多くの家計にとって重要な所得源となっている。また、燃料や食料など生活に不可欠な物資の多くを輸入に依存しているため、貿易決済に支障が生じれば国内経済全体に影響が及ぶ。観光業が主要産業である国では、海外からの支払いの受取りや決済にも支障が生じ得る。

実際に島嶼国との議論では、「CBRは金融セクターの問題ではなく、国家経済そのものの問題だ」という発言を何度も耳にした。電気や通信と同様に、国際決済ネットワークもまた現代国家に不可欠な基盤インフラなのである。

さらに近年では、この問題は金融包摂や開発の文脈を超え、経済安全保障の観点からも注目されるようになっていく。特定の国や地域が国際金融ネットワークから切り離されれば、その国の経済的な脆弱性は著しく高まる。太平洋島嶼国の強靱性向上を考える上で、CBRの維持は単なる金融規制上の論点ではなく、地域全体の経済的安定に関わる重要課題となっている。

こうした問題意識の下、日本は世界銀行が進めるCBR支援プロジェクトを、主要ドナー国である米国、豪州、ニュージーランドとともに後押ししてきた。しかし議論を重ねる中で見えてきたのは、各国とも必要性を共有しながらも、解決策に関する思想やアプローチが異なっているという事実だった。そこで注目したのが、域内決済を集約・効率化する「Pacific Payment Mechanism（PPM）」構想である。PPM構築に向けた主要ドナー国のスタンスを共通認識としてまとめるこ

第3回 日・太平洋島嶼国財務大臣会議

・太平洋島嶼国からは、**13か国*が出席**（ニウエが欠席）

*クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー共和国、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、パラオ共和国、バプアニューギニア独立国、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、バヌアツ

・会議では、中東情勢の地域経済への影響に加え、「**コルレス銀行関係の維持**」、「**災害リスクファイナンスの推進**」、「**国内資金動員の強化**」といった、太平洋島嶼国が直面する**開発課題を議論**。



とで、検討プロセスを加速させられるのではと考えた。

正直に言えば、筆者自身も着任当初は右も左も分らなかった。決済システムの専門家でもなければ、CBR問題を長年追いかけてきたわけでもない。一方で、直属の上司は決済分野の専門家であり、強い問題意識を持ってこのテーマを推進していた。会議のたびにAML/CFT、決済ハブ、為替交換機能、相互運用性といった新たな論点が浮上し、理解した前提が翌週には覆るプロセスの連続だった。上司やチームの助けを受けながら必死にイシューノートや議事要旨を作成し、各国との実務者協議を重ねた。

日本は経済安全保障上の重要性を念頭に太平洋島嶼国への支援を強化しており、基幹インフラであるCBRが特定国に牛耳られることを避けるべく、ユーザーが実際に利用することを通じて自律的で持続可能な仕組みの構築を目指した。そのために、デジタル技術の活用による効率化や、市場流動性の低さが課題である為替取引（特に先進国通貨と現地通貨間）の円滑化の重要性を再三主張した。一方、ある国は、太平洋島嶼国に自国の銀行が多く展開しているため、既存の民間金融機関をクラウドアウトしないことを重視し、他の国は「まずは動く最小限の仕組みを作るべきだ（Minimum Viable Product）」と現実路線を主張し、議論は白熱した。

こうした実務者間の緊迫した議論や、シドニー・フィジーへの出張、現地専門家との泥臭い意見交換の

積み重ねを経て、今回のサマルカンド会合において、PPM構築に向けた「6つの基本原則」を取りまとめるに至った。

この原則は、制度の細部を規定するものではなく、各国の異なる立場を踏まえつつ、今後の検討を可能な限り開いた形で進めるための出発点として位置付けられている。時には同志国の中でも意見が異なる中で、まさに「立場の違いを正面から否定するのではなく、皆が乗れる土俵を少しずつ広げていく」プロセスであった。そしてこの原則が、太平洋島嶼国・国際機関・ドナー国を導く羅針盤として機能し、今後の検討の中でPPM構想が具体化していくことが期待される。

3. おわりに

太平洋島嶼国支援は、単なる開発協力ではない。金融アクセス、決済インフラ、エネルギー安全保障、経済安全保障——様々な政策課題が交差する最前線である。そして財務当局者の立場から見ると、経済の強靱性・持続可能性を高める支援が、外交・安全保障も含めた地域の安定につながるのだと実感する。CBR問題は金融包摂の問題であると同時に、国家の経済活動を支える基盤インフラの問題でもある。また、エネルギー安全保障やサプライチェーン強靱化といった課題も、最終的にはマクロ経済の安定と深く結びついている。

この一年を通じて実感したのは、太平洋島嶼国支援が決して周辺的な政策課題ではなく、インド太平洋地

集中決済機関に係る原則

原則 1：課題解決のための設計

- ・ PPMは、コルレス銀行関係の喪失や、それに伴う送金コストの高騰などの具体的な課題を解決するために設計。

原則 2：選択肢を限定しないアプローチ

- ・ あらゆる制度・運用モデルを体系的に評価し、デジタル技術（分散型台帳（DLT）など）も含めて柔軟に設計。

原則 3：必要最小限の機能で立ち上げ

- ・ 課題解決のための設計に基づき、迅速に市場導入可能な最小限の機能で立ち上げ。

原則 4：補完性及び民間セクターの関与

- ・ PPMは可能な限り市場を歪めたり、民間セクターによる解決策を締め出したりすることのないよう設計。
- ・ コンプライアンス上の負担低減及び透明性の向上を通じて、既存のコルレス銀行関係や現地の銀行を代替するのではなく、支援・強化することを企図。

原則 5：強固なガバナンス

- ・ 商業銀行による信託を維持し、コルレス銀行関係を持続するため、PPMの信頼性を確保すべく、強靱性及び健全性を重視。

原則 6：持続性

- ・ PPMはコスト回収ベースで運営されるとともに、長期的な財政持続性の確保を目指す。



域全体の経済的安定を考える上で重要なテーマであるということだった。サマルカンドで形となったPPM原則も、何度も会議、出張先での議論、そして国境を越えた実務者同士の対話の積み重ねによって生まれた。太平洋島嶼国との金融協力は、まだ始まったばかりである。

SPOT



第3回 日・太平洋島嶼国財務大臣会議中の様子。

（コラム）

2025年9月、シドニーで開催されたデジタル決済関連イベントに参加した。着任からまだ2か月弱。PPMの日本提案概念図も、出張に合わせて慌てて作った粗削りなものだった。

幸運なことに、会場にはIMFの担当副専務理事に加え、普段はあまり海外出張をしないという決済分野の責任者も参加していた。東京からオンライン参加していた上司から、「いまプレゼンしている彼はこの分野のキーパーソンだから、捕まえてPPMの日本提案を議論しては」とメッセージが飛んでくる。

当時の自分は決済分野について勉強を始めたばかりで、概念図も完成には程遠く、むしろ専門家から見れば穴だらけだったと思う。躊躇したが、せっかくの機会を逃すわけにはいかなかった。

ランチ休憩の時間を見計らって声をかけ、日本が考

えるPPMの構想を説明した。特に域内決済をつなぐ際の為替交換（FX conversion）の考え方だった。複数通貨をまたぐ仕組みをどのように設計し効率的に運用するかが、実務上の大きな論点であり、持続可能なスキームの要になると信じていたからである。

付け焼き刃の知識で作ったスキーム図を見せながら質問を重ねたが、IMFの責任者は非常に丁寧に応じてくれた。今振り返れば、そこで得た示唆の多くが、その後の日米豪NZとの議論やPPM Principlesの検討につながっている。

国際会議では、正式セッションの発言だけが成果ではない。コーヒープレイクや昼食の合間の短い会話が、その後の政策形成に大きな影響を与えることも少なくない。シドニーでのこのやり取りは、そのことを強く実感した出来事だった。

令和9年1月から源泉徴収票の提出方法が変わります

前国税庁長官官房参事官（納税者サービスPT） 菅沼 哲矢

1 はじめに

国税庁では、デジタル技術の進展や社会経済環境の変化を踏まえ、納税者の利便性向上と行政事務の効率化の両立を目指した取組を推進しており、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」において、税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組むこととしています。

そして、令和5年度税制改正において、給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」といいます。）の提出方法について重要な見直しが行われました。具体的には、令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の源泉徴収票について、提出方法の簡素化を図る新たな仕組みが導入されることとなっています。

本稿では、この「源泉徴収票のみなし提出の特例」について、その背景や趣旨を解説するとともに、実務上の対応の方向性や関係者それぞれにとってのメリットについて説明します。また、この特例を契機として重要性が高まるeLTAXの活用や、給与情報のマイナポータル連携についても紹介し、制度の円滑な理解と利用促進につなげていきます。

2 源泉徴収票のみなし提出の特例

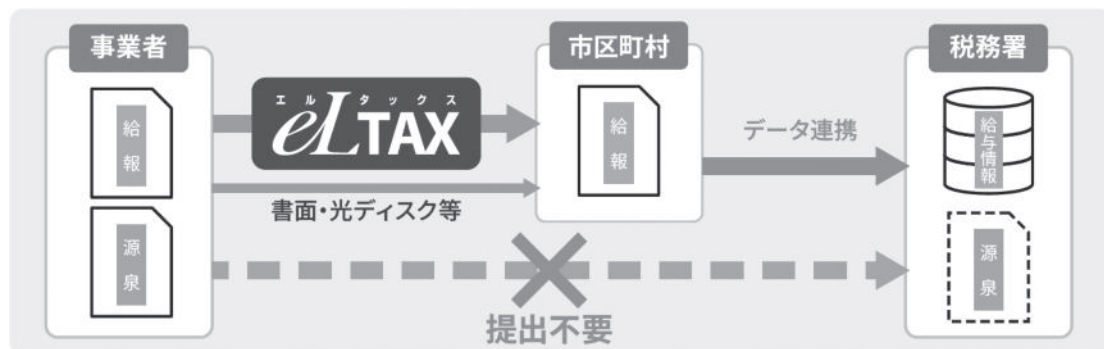
令和5年度税制改正により創設された「源泉徴収票のみなし提出の特例」は、事業者の提出事務の負担軽減を主な目的とするものです。

これまで、事業者は、従業員の給与に関する情報について、税務署長に対して源泉徴収票を提出するとともに、市区町村長に対して給与支払報告書（以下「支払報告書」といいます。）を提出する必要がありました。両者は記載内容がほぼ同一であるにもかかわらず、提出先や提出範囲が異なることから、提出に係る事務負担が課題となっていました。

本改正により、事業者が市区町村長に支払報告書を提出した場合には、その提出をもって税務署長に対して源泉徴収票を提出したものとみなすこととされ、国税当局への別途提出が不要となります。これにより、事業者の事務負担の軽減が図られます。

また、本改正においては、源泉徴収票の提出範囲を支払報告書の提出範囲に揃えることとされており、制度の整合性が確保されています。これにより、事業者においては提出対象の判断がより明確となり、事務の簡素化と正確性の向上が期待されます。

図1 改正の内容



3 eLTAXを利用した支払報告書の提出

源泉徴収票のみなし提出の特例の効果を十分に発揮するためには、支払報告書を適切に提出することが重要であり、そのための有効な手段がeLTAX（地方税ポータルシステム）の活用です。

eLTAXは、地方税に関する申告・申請等の手続を電子的に行うことができる仕組みであり、複数の市区町村に対する提出を一括で行うことが可能です。支払報告書についても、eLTAXを利用することで効率的に提出することができます。

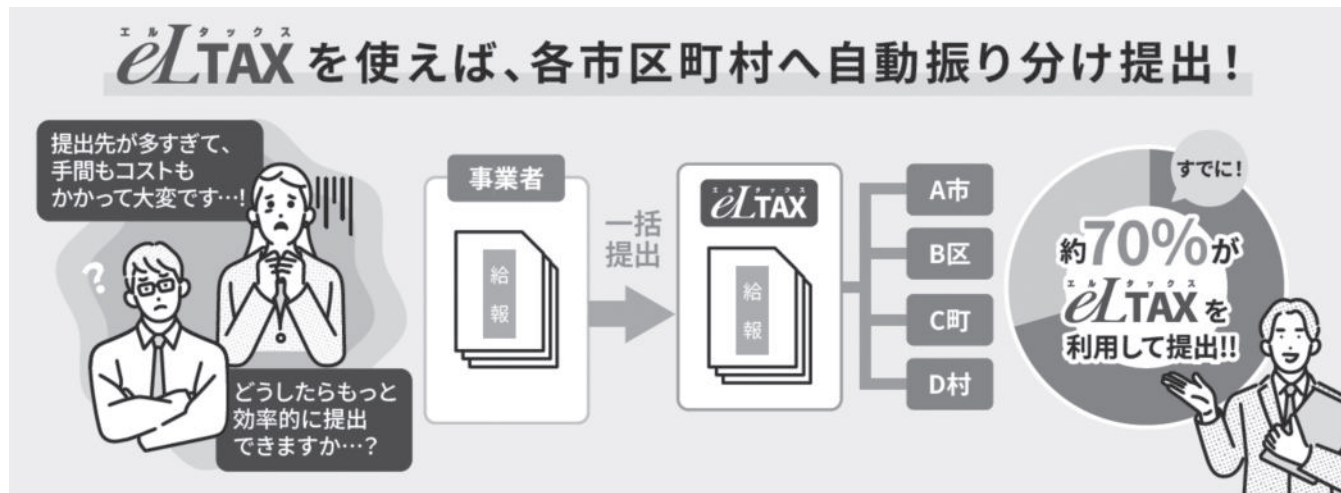
事業者にとっては、紙媒体や光ディスク等による提出に比べ、印刷や郵送といった作業が不要となることから、事務負担やコストの削減につながります。また、複数の自治体に対して一括して提出できるため、事務の効率化が図られます。さらに、入力内容のチェック機能やエラー表示により、提出後の訂正対応なども容易になります。

地方税当局においては、電子データでの受領により支払報告書の入力作業が不要となり、迅速かつ正確な処理が可能となります。これにより、課税事務の効率化や住民サービスの向上が期待されます。

加えて、国税当局においても、市区町村長に提出された支払報告書のデータが迅速に連携されることにより、地方税当局への照会事務の削減につながります。

このように、eLTAXの利用は、事業者、地方税当局及び国税当局のいずれにとってもメリットがあり、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」の推進にも資するものです。国税庁としても、関係機関と連携し、紙媒体や光ディスク等で提出を行っている事業者に対して、eLTAXの利用勧奨を進めていくことが重要であると考えています。

図2 eLTAXによる支払報告書の提出のメリット



☒ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☒ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！
ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



4 給与情報のマイナポータル連携

本改正は、事業者の事務負担軽減に加え、従業員である納税者の利便性向上にも資するものです。それは、給与情報のマイナポータル連携の活用です。

マイナポータル連携を利用すると、従業員である納税者は、確定申告書の作成に当たり、給与情報を自動的に取り込むことが可能となります。これにより、源泉徴収票の内容を手入力する必要がなくなり、入力誤りの防止や申告手続の効率化が図られます。

また、マイナポータル連携を利用することで、紙の書類の管理・保管が不要となる点も、納税者にとっての利便性向上につながります。

医療費やふるさと納税などで毎年申告される方や、

複数の勤務先から給与の支払を受けている方などの場合には、マイナポータル連携の活用効果が大きく、申告に要する負担や時間が大幅に軽減されます。

国税当局においても、電子的に取得された正確な情報を活用することにより、審査事務の効率化や適正な課税の確保につながります。こうした取組は、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」において示された、事務処理の効率化や得られたデータの活用等を通じて、課税・徴収事務の更なる効率化・高度化の推進にも資するものです。

そのため、事業者を通じて、従業員に対し確定申告時の給与情報のマイナポータル連携の利用に関する周知を行い、その利用を促進していただくことが重要と考えています。

図3 マイナポータル連携のメリット

マイナポータル連携には こんなメリットが...



医療費の領収書等の
**収集や集計が
不要**



確定申告書の
該当項目へ
自動入力



書類の
**管理・保管が
不要**

図4 マイナポータル連携を利用して収入や控除等の情報を取得した方の推移





図5 マイナポータル連携の対象（令和8年1月以降）

マイナポータル連携の対象はこちら (令和8年1月以降)

収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※1
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書
- ・ 生命保険契約等の一時金・年金
- ・ 損害保険契約等の満期返戻金等・年金

控除関係

- ・ 医療費※2
- ・ ふるさと納税
- ・ ふるさと納税以外の一部の寄附金
- ・ 社会保険（国民年金保険料等）※2
- ・ 生命保険・地震保険※2
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係 など

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Tax等で源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

なお、令和9年1月以降は、市区町村にeLTAXで提出された支払報告書も自動入力の対象になります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

5 おわりに

このように、令和5年度税制改正における源泉徴収票の提出方法の見直しを契機として、事業者の事務負担軽減、納税者の利便性向上や国・地方を通じた税務行政の効率化を実現していくことができます。

「源泉徴収票のみなし提出の特例」により、これまでの提出に係る事務負担が軽減されるとともに、eLTAXを活用することで、提出事務の一層の効率化が期待されます。また、給与情報のマイナポータル連携の活用により、納税者にとっても申告時の利便性の向上が期待されます。

これらの取組は、国税庁が推進する「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来

像2023ー」の具体化にほかなりません。今後も、手続のデジタル化やデータ連携の一層の推進を通じて、より効率的で利便性の高い税務行政の実現に取り組んでいく必要があります。

そのためには、税務署と市区町村が連携して制度の周知・利用促進を図るとともに、事業者や関係団体の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠です。国税庁としても、関係機関と緊密に連携し、制度の円滑な実施と普及に努めてまいります。

本稿が、本制度に対する理解を深め、eLTAXの利用拡大やマイナポータル連携の利用拡大の一助となれば幸いです。

参考情報

・ 源泉徴収票のみなし提出の特例について
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index/minashi.htm>

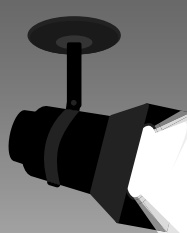


・ 給与情報のマイナポータル連携
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/kyuyogensenjoho-top.htm>



・ eLTAXの利用方法について
<https://www.eltax.lta.go.jp/>





国債入札に関する研究紹介： Pycia and Woodward (2026)^{*1}

財務総合政策研究所客員研究員 石田 良
東京大学 服部 孝洋

1. はじめに

本稿はPycia and Woodward (2026)を紹介することを目的としています。Pycia and Woodward (2026)は、経済学における五大誌の一角を占めると言われているJournal of Political Economy誌に2026年に掲載された論文であり、国債入札の方式（ダッチ方式或いはコンベンショナル方式）のどちらが望ましいか等について議論した近年の理論研究において、注目されている論文の一つです。しかも先行研究の紹介も充実しています。もっとも、この論文は難渋であることでも知られています。そこで、本稿では本論文の内容をコンパクトに解説し、併せて本論文で紹介されている先行研究も紹介することで、入札理論の理解を深めることを目指します。

日本だけでなく世界的に見ても国債の入札方式はダッチ方式かコンベンショナル方式かのいずれかである、このことは6年前に筆者らが行ったサーベイ（石田・服部、2020）でも述べたことです^{*2}。そしてダッチ方式とコンベンショナル方式について、どちらの方式の方が優れているのかについては何十年にも互る研究の蓄積がありながら、今でも多くの研究が行われています。石田・服部（2020）ではダッチ方式とコン

ベンショナル方式の優劣について、勝者の呪い、共謀、スクイズなど、市場の置かれている問題点がはつきりしている場合については述べたものの、数学的にも論理構成的にも難渋である理論論文についてまでは十分に触れていませんでした。本稿では国債入札方式に係る理論論文で近刊の最重要論文であるPycia and Woodward (2026)について、出来るだけ前提条件や主張内容を委細に説明することを通じ、少しでも斯界理論論文への理解を深めることを目的とします。

研究の紹介に入る前に、斯界の理論研究の枠組みを紹介します。まずは個々の投資家は何らかの情報を外部から受け取った上で、国債に対する評価額を決定します。受け取る情報は、発行体と投資家では異なり得ますが、各投資家は同一の情報を受け取るという（強めの）仮定が置かれています^{*3}。国債に対する評価額は一定ではなく、1つ目の国債、2つ目の国債、3つ目の国債……それぞれで違う評価額となり、国債の（限界的な）評価額は1つ目、2つ目、3つ目と増えていくにつれて単調減少していくと仮定されています^{*4}。そして、評価額 v の国債を支払額 b で入手することが出来れば、投資家は $v-b$ の利得を得る^{*5}と考えます。その上で、発行体は発行量を確定的ではなく確率的にすることが出来、また留保価格（その価格未満の

*1) 本稿の意見に係る部分は筆者らの個人的見解であり、筆者らの所属する組織の見解を表すものではありません。本稿の記述における誤りは全て筆者らによるものです。また本稿は、本稿で紹介する論文の正確性について何ら保証するものではありません。本稿にコメントをくださった多くの方々にお礼申し上げます。

*2) どちらの方法であっても応札された札について落札合計額が発行目標額に達するまで高い価格から順番に落札しますが、コンベンショナル方式では、落札となった各札の応札価格がそのまま各札の落札価格となる一方、ダッチ方式では、発行目標額に達した最後の札の応札価格、すなわち最も低い落札価格が全ての落札者の落札価格に適用され、全銘柄一律の価格で発行されるという違いがあります。英語では、コンベンショナル方式はDiscriminatory auction、ダッチ方式はUniform Price auctionと呼ばれます。スペインのような例外はあれど、ほぼ全ての国が国債の入札に関して両方式のいずれかを用いています。

*3) なお、Pycia and Woodward (2023)は、投資家間における情報の対称性の仮定を若干緩めた場合には、投資家間での配分は大きく変わってくる可能性があるが、発行体収益や、発行体収益を最大化するような最適な設計は殆ど変わらないことを示しているため、ここにおける強めの仮定は若干緩和することが可能です。

*4) 厳密には、 $v(q)$ を q 番目の国債の評価額とすると、 $v(q)$ は正の値を取る限り狭義単調減少である（すなわち $v(q) > 0$ のとき $v'(q) < 0$ 、その他のとき $v(q) = 0$ ）と仮定されており、更に $\max_q v(q)$ が有限の値を取るという仮定も置かれています。

*5) $v-b < 0$ であれば利得はマイナスとなり得る。

入札は無効とする価格。理論的に、その留保価格が公表される場合と非公表の場合が有り得る*6。)を設けることが出来るとしています。発行体は、留保価格について、また発行量が確率的である場合における確定した供給量について、公表するか否かを選び得ます。

当然のことながら、このような枠組みは現実の様々な面を捨象しています*7が、経済学の理論は現実のエッセンスだけを抽出したものであり、上手くいった理論論文ですら現実の一部を説明できるに過ぎないことには留意する必要があります。更に、理論論文では、前提条件を追加すれば追加するほどシャープな結果を得られるようになりますが、その分、前提条件が多いので適用範囲が狭くなる、すなわち上手くいった理論論文ですら適用範囲の広範性と結果の明瞭性の間にトレードオフがあることにも留意する必要があります。

簡単に Pycia and Woodward (2026) の貢献について言及します。同論文は、発行体の収益という観点を中心に、ダッチ方式よりもコンベンショナル方式が発行体の収益*8が高くなるような場合を中心に詳細な分析をしています。例えば、ダッチ方式とコンベンショナル方式を比較した著名な論文として Ausubel et al. (2014) がありますが、Ausubel et al. (2014) よりも照準を絞っている分、Ausubel et al. (2014) よりも明瞭な結果を出しているのが Pycia and Woodward (2026) の特徴です。筆者らが以前記載したサーベイ(石田・服部, 2020)で言及したとおり、実務的に見ればダッチ方式とコンベンショナル方式で大差が見られないことが少なくありませんが、そのことを理論的にどのように裏付けられるのか、1つの説明を与えているのも Pycia and Woodward (2026) の特徴です。

以下では、まず Pycia and Woodward (2026) の論文の概要を説明します。その上で、同論文の定理について説明します。

2. Pycia and Woodward (2026) の概要

オークションの理論論文では、投資家の国債に対する評価額について、様々な前提が置かれます。代表的な前提の置き方としては、(1) 個々の投資家が国債についてそれぞれ異なる評価額を有した上で他の投資家の評価額が正確には分からない上で入札に参加しているという私的価値 (private value)、及び (2) 個々の投資家が国債について同一の価値を有しているが入札時点ではその正確な価値が分かっていないという共通価値 (common value) が挙げられます。また、各投資家と発行体がどの程度同一の情報を持っているのかについても様々な前提が置かれています。

この論文について述べると、入札者間の情報非対称や個別的な私的価値のばらつきは捨象しているという意味で私的価値の場合の不確実性も共通価値の場合の不確実性も無いような、かなり分かりやすいモデル設定が行われています。具体的には、あらゆる入札者が同一の情報*9を受け取り、各投資家は国債について同一の評価関数に基づく評価をし、その評価関数は受取る情報に依存する*10という設定の下で、深掘した分析を行っています*11 (情報を受け取るまでどのような情報を受け取るかは分からないという不確実性は勘案しており、その意味で各投資家が共通シグナルに依存する価値を持つというモデル設定となっています)。

*6) 例えばスイスでは、(制度的に留保価格が設けられていたとの記載はないものの、) 非公表の留保価格が設けられていた可能性がある旨、Ronaldo and Rossi (2016, p.21) は述べています (原文: One unique event was the cancellation of the auction of the reopening of the 4.25 % 1997–2017 bond – no. 142 in Table 2 – after bids had been submitted. The Treasury motivated its decision by mentioning poor bidding that was not in line with the interest manifested by market participants in the run-up to the auction. 脚注: This suggests that the price established at the auction was below the Treasury's (hidden) reserve price. A reserve price means that the auctioneer will not sell the object for a price below it.). また、日本でも40年債が2007年に初めてダッチ方式で発行された際、「金利推定モデル*による入札日午前中の40年金利の算出値等も踏まえて、一部または全部の応募を除外することがある。」と銘打ったことから分かる通り、モデルによって計算された基準利回り(非公表)が留保価格として用いられたと報告されています(中村, 2008)。

*7) 30年以下の国債の市場における流通利回り等をもとに、40年債を含めた国債金利の推定を行うモデル

*8) 例えば投資家が自己保有目的の国債と顧客から依頼を受けている国債を一緒に入札するようなとき、 n 番目の国債の評価額というのが明確に定まるのかは定かではありません。また、第 I 非価格競争入札、第 II 非価格競争入札についても、それらの仕組みに深入りすることなく、単に国債の発行量の確率的変動要因の1つとして単純化されています。Pycia and Woodward (2026) 自身も、自身の分析は期間構造、各投資家の間の非対称性、入札できる札に対する制約、入札前に行われる情報収集等、参入、評判、レント、(暗黙の) 共謀などを捨象していることを認めています。

*9) 厳密に言えば期待収益。以下、「収益」と述べることは全て期待収益を指します。

*10) 論文内では情報はシグナルと定式化されています。

*11) 論文内では $v(q; s)$ とされています。

*12) すなわち Pycia and Woodward (2026) は各投資家が対称的であることを前提としています。Pycia and Woodward (2026) は、米国短期債について各入札者がほぼ同一の情報を受けていること (Hortaçsu et al., 2018)、カナダ (Armantier and Lafhel, 2009) や日本 (Hattori and Takahashi, 2022) についても同様の指摘があると述べた上で、フランス (Armantier and Sbaï, 2009) やメキシコ (Cole et al., 2022) では異論があるとも触れています。その上で、落札価格と市場流通価格の差が小さいという実証研究 (Keloharju et al. (2005) によるフィンランドの分析や、著者ら (Pycia, Woodward) による英国の分析) を、対称性の傍証として挙げています。



石田・服部 (2020) で紹介した Ausubel et al. (2014) では各投資家が対称的であるような場合はコンベンショナル方式がダッチ方式よりも優位になりやすいと例を挙げつつ議論していますが、Pycia and Woodward (2026) でもその方向の結論となっています。その上で、この論文では、落札に当たり留保価格を設けることが考えうる^{*12}ほか、例えば供給量を完全には公表しない^{*13}ことや、そもそも供給量を事前には確定させずに事後的に確定させる方法^{*14}なども考えられるように設計されています。そして、ダッチ方式であっても、コンベンショナル方式であっても、発行体の収益が最大化されるように最適設計された国債入札のやり方を検討対象としています。ここで、上記の最適設計の対象となるものは留保価格の有無（あれば留保価格）、供給量の確定非確定、供給量の公表非公表など、様々な入札のパラメータです。

この論文の特徴は、検討対象を絞り込んでいる分、シャープな結論を導いているところです。掻い摘んで言えば、この論文では、以下の3つのことを述べています。

(1) コンベンショナル方式については、供給量を確率的ではなく確定的にする方が、また非公表にするよりも公表する方が、収益向上の観点からは望ましい。

(2) 最適設計されたコンベンショナル方式における収益は最適設計されたダッチ方式における収益以上。すなわち、限定された条件下ではあるが、コンベンショナル方式下における発行体収益がダッチ方式下における発行体収益以上となることを示した。

(3) 投資家と発行体が同一の情報を有しているなど、更に限定された条件下では、最適設計されたコンベンショナル方式における収益と最適設計されたダッチ方式における収益が一致することを示した。

その上で、限定条件下とは言え、入札の最適設計を解析的に解けるくらいまでコンベンショナル方式の理論的構造を解明したのがPycia and Woodward

(2026) の貢献と言えるかと考えられます。実際、コンベンショナル方式では均衡が存在する場合、均衡が実質的に一意に定まるため、発行体が直面する設計問題（供給量・留保価格等の選択）が明確に定義でき、これを解析的に解くことが可能となっている点が理論的な進展ということもできます。

これらについてももう少し詳述します。

(1) 既存研究でもコンベンショナル方式では投資家がどのような入札をするのかが一意に決まりやすいのに対して、ダッチ方式ではどのような入札をするのかが一意に決まりづらいことが知られていましたが、Pycia and Woodward (2026) ではコンベンショナル方式については、幅広い状況において入札について均衡戦略が存在することを示した^{*15}上で、その際には投資家がどのような入札をするのかを一意に解析的に求めることが出来る^{*16}ことを示しました。特に、落札ギリギリの入札価格は投資家の国債評価額に一致することを示しました^{*17}。すなわち、コンベンショナル方式の下では落札ギリギリの国債についてはshading（入札額を評価額よりも低い値にすること。）が行われないことが示されたこととなります^{*18}。直観的には、自分の応札価格がそのまま支払いになるため、評価額以上には入れないし、落札ギリギリの国債については評価額そのものを入れることが最適になるという説明になります。

その上で、コンベンショナル方式について、一定の条件の下、いかなる留保価格が設定されていても、或いは留保価格が設定されていなくても、供給量を確率的ではなく確定的にする方が、また例えば供給量を確率的にするとしてもその供給量が確定した後はそれを非公表にするよりも公表する方が発行体の収益が大きくなることを示しました。この論文ではこのことをtransparency of optimal supplyと述べています。この結果は、例えばコンベンショナル方式下では、ドイツで見られるようなりテンション・クオート^{*19}に一石を投じる内容になってい

*12) 例えば石田・服部 (2020) では、ドイツが発行額の20%程度を留保していることを紹介しています。

*13) 例えば米国では非価格競争入札を全て受け入れた上で、発行予定額から非価格競争入札応募額を差し引いた額を価格競争入札用の国債としますが、価格競争入札用の国債の総額が幾らなのかは価格競争入札時点では知られていません (Garrison et al., 2024)。また、スイスでは価格競争入札に国債が幾ら供給されるのかは公表されません (Rinaldo and Rossi, 2016)。

*14) 例えばフィリピンでは債券発行体が入札後に裁量的に供給制限を行う仕組みがあると報告されています (Mariño and Marszalec, 2023)。

*15) 対称的な場合の均衡戦略の存在はHolmberg (2009) も示していましたが、幅広い状況において均衡戦略が存在することを示した点がPycia and Woodward (2026) の進歩であると述べられています。

*16) 一意性についてもHolmberg (2009) やEwerhart et al. (2010)、Ausubel et al. (2014) よりも幅広い状況において示したことがPycia and Woodward (2026) の進歩であると述べられています。

*17) 厳密に言えば、最大実効供給量に対応する境界的な国債については、入札価格は限界価値に一致します。

*18) なお、コンベンショナル方式ではshadingが行われなければ入札者は利得を得ることが原理的に不可能となるため、Pycia and Woodward (2026) の結果を以てしても、コンベンショナル方式下では落札ギリギリの国債以外ではshadingが行われることが通例です。

*19) 入札における発行額の一部を留保する仕組み。詳細は服部ほか (2022) 参照。

ます（リテンション・クオートのような仕組みはPycia and Woodward (2026) にあるような発行体収益とは違う理屈で正当化されるものと想像されます）*20。

他方でダッチ方式では必ずしも確定性・透明性によって収益が最大化されるわけではないと述べています。論文内でも、ダッチ方式で透明性・確定性が必ずしも最適にならない主因として、ダッチ方式では均衡が複数存在（Wilson, 1979; Klemperer and Meyer, 1989; Wang and Zender, 2002）し、供給のランダム化等が低収益均衡や（暗黙の）共謀といった均衡を崩しうる点を強調しているところです。実際、ダッチ方式では落札価格を決定する入札額、すなわち落札ギリギリの入札額を極端に引き下げる需要削減という現象が理論的な懸念として指摘されていますが、供給のランダム化等によりそれが起きづらくなると考えることもできるかもしれません（需要削減についてはBOX2を参照）。

なお、供給の確定性が高い場合、コンベンショナル方式の下での入札曲線はほぼフラットになること、すなわち1個目の入札額、2個目の入札額、3個目の入札額……に大差がないことも示されています*21。

(2) いかなる投資家も国債について同一の情報を有している場合、一定の条件の下、最適設計されたコンベンショナル方式における収益は最適設計されたダッチ方式における収益以上であるということを示しました*22。ダッチ方式については、どのような入札をするのが一意には決まりづらいのですが、いずれの場合であつても最適設計されたコンベンショナル方式下における発行体の収益は最適設計されたダッチ方式下における発行体の収益以上であることを示しました。限定された条件下ではありますが、コンベンショナル方式の（弱い意味での）優位性を示したのが本論文の特徴です。

また、入札方式は発行体を選ぶことが出来るので、コンベンショナル方式とダッチ方式の間に等号が成立するような場合であれば、発行体がダッチ方式を選択してもおかしくはないことを本論文では述べています。そして、Hortaçsu and McAdams (2010) のように、実務上でダッチ方式とコンベンショナル方式について優劣が明確に見られないのは、ダッチ方式とコンベンショナル方式の間に等号が成立しているような場合にしか発行体がダッチ方式を選んでいないからであろう、とPycia and Woodward (2026) は推察しています*23。

(3) この論文では、各投資家の持つ情報は同一であると仮定していますが、各投資家の持つ情報を発行体は必ずしも持っていないことを前提としていました。ここで、各投資家の持つ情報と発行体の持つ情報まで同一であると仮定したら一定の条件の下、最適設計されたコンベンショナル方式における収益と最適設計されたダッチ方式における収益は同一であることも示しています*24。

なお、本論文ではそれまでの実証研究を踏まえ、供給量の不確実性が小さい場合には、コンベンショナル方式のほうが高い収益を生み出す傾向があることを紹介しています（表1を参照）。この事実は、Pycia and Woodward (2026) による定理（透明性の結果）と整合的だとしています（日本の実証を行ったHattori and Takahashi (2022) も紹介されています）。

3. Pycia and Woodward (2026) の定理の整理

以下、テクニカルになりますが、論文内の定理を整理します。二重下線は定理の前提、波線は定理で前提とされていない部分（汎用性が高い部分）、太線は結果

*20) なお、Pycia and Woodward (2026) では第Ⅰ非価格競争入札や第Ⅱ非価格競争入札といった仕組みも、国債の供給量の変動要因として捉えています。その意味ではPycia and Woodward (2026) はコンベンショナル方式下での第Ⅰ非価格競争入札や第Ⅱ非価格競争入札について否定的な結果を出しているように見えるかも知れません。もっとも、Pycia and Woodward (2026) では第Ⅰ非価格競争入札や第Ⅱ非価格競争入札の仕組みにまで踏み込んだ分析をしておらず（例えば第Ⅱ非価格競争入札がPDに付与されるヨーロッパ・オプションといった性格を勘案していない）、単に国債供給量の確率の変動としてしか捉えていないため、Pycia and Woodward (2026) の結論のみを以て、コンベンショナル方式下での第Ⅰ非価格競争入札や第Ⅱ非価格競争入札の在り方について何らかのインプリケーションを得ることは出来ないだろうと考えられます。

*21) このようなフラットな入札は金融危機前の欧州（Cassola et al., 2013）、カナダ（Hortaçsu and Sareen, 2005）、韓国（Kang and Puller, 2008）、中国（Barbosa et al., 2020）、ポーランド（Marszalec, 2017）で見られるとPycia and Woodward (2026) は述べています。このような時にはダッチ方式とコンベンショナル方式の収益差が小さくなり、結果的に実際の入札ではダッチ方式とコンベンショナル方式の差が殆ど見られないことの一因ともなっていると考えられます。なお、供給が完全に確定的である場合はコンベンショナル方式の下での入札曲線は完全にフラットになることも示されています（第3章参照）。

*22) (1) の結果を踏まえると、最適設計されたコンベンショナル方式では供給の不確実性が存在せず、透明性が確保されている筈であることが分かります。

*23) Pycia and Woodward (2026) は、この理論が、ダッチ方式を用いている米国や韓国について、Hortaçsu et al. (2018) やKang and Puller (2008) がダッチ方式とコンベンショナル方式の収益に大差がないとの結論を出している理論的裏付けとなっていると述べています。

*24) なお、ここで述べた収益等価定理は、投資家間、更には発行体の間で同一の情報を有しているという強い前提に依拠している点には実務上留意が必要だろうと思います。実際、Armantier and Sbaï (2009) は投資家間で情報が非対称であることを述べており、現実にはこのような同一の情報を持っているという前提がどこまで妥当なのかは慎重な検討が必要です。特に、投資家間で同一の情報を有していない場合、情報劣位な投資家が高値掴みを恐れる「勝者の呪い」が生じる可能性があります。「勝者の呪い」が生じるような場面では入札者の行動が変化するため、ここで述べたような収益等価定理は必ずしも成り立たない可能性があります。もっとも、投資家間での情報の非対称性が小さい場合には、脚注3にある通り、本論文の結論の多くは依然として有効です。



図表1 国債のオークションにおけるコンベンショナル方式（Pay-as-Bid）とダッチ方式（Uniform-Price）の収益比較

Paper	Data	Method	σ / μ (%)	Bidders (no.)	Conclusion
Marszalec 2017	Poland	PAB $\rightarrow$ counterfactual UP	.00	12.3	PAB > UP
Barbosa et al. 2020	China	Controlled experiment	.00	35.2	PAB $\approx$ UP
Février, Préget, and Visser 2002	France	PAB $\rightarrow$ counterfactual UP	1.27	20.8	PAB > UP
Armantier and Sbaï 2006	France	PAB $\rightarrow$ counterfactual UP	3.78	19.0	UP > PAB
Hattori and Takahashi 2022	Japan	Natural experiment	11.00	No data	PAB > UP
Umlauf 1993	Mexico	Natural experiment	11.16	24.7	UP > PAB
Mariño and Marszalec 2020	Philippines	Natural experiment	17.60	20.3	PAB > UP

(注) PAB (pay-as-bid) = コンベンショナル方式、UP (uniform price) = ダッチ方式、 σ / μ は平均総供給量で基準化した非競争入札需要の標準偏差 (the standard deviation of noncompetitive demand scaled by mean aggregate supply)
(出典) Pycia and Woodward (2026) p.826

(D (Discriminatory) がコンベンショナル方式、U (Uniform Price) がダッチ方式) です。

とも可能

・売り手は財の売却に伴うコストが0とされている

(O) 前提条件

- ・同一財を多数、入札で売却（国債や排出権取引が典型例）
- ・すべての入札者が共通のシグナル s を観察し、保有する国債量 q について同一の限界価値関数 $v(q; s)$ を持つと仮定。売り手は事前のオークション設計段階でシグナル s の確率分布を知っているものの、シグナル s の実際の値を知らない。
- ・入札者間には情報の非対称性がないことが前提。
 - ・入札者と売り手の間には情報の非対称性があることを許容。実際、前述の通り、売り手は事前のオークション設計段階でシグナル s の値を知らない。
- ・入札方法としてはコンベンショナル方式 (D)、ダッチ方式 (U) が有り得る。
- ・入札に留保価格を設定することも可能
 - ・特殊例として、留保価格=0、すなわち留保価格が設定されていない場合を考えることも可能。主要な結果は留保価格を考慮した上で導出。
- ・入札時の供給量を確率的に設定することも可能
 - ・特殊例として、供給量が一意に決まるような場合、即ち供給量が確定的である場合を考えるこ

(1) 理論の前提部分

定理1 Dについて、最大実効供給量に対応する最低落札価格 (clearing price) は各入札者が最後に受け取る国債の限界価値に等しい。

定理2・3・4 入札方式がDであり、かつ情報が対称である場合、いかなる留保価格や供給量であっても、均衡となる純粋な（混合戦略ではない）入札戦略が存在するのであれば^{*25}、それは一意（正確には essentially unique）であり、その戦略は入札者間で対称的であって閉じた形で表せる。（定理2は均衡が存在するとしたら唯一であること、定理4ではかなり幅広い場合に均衡が存在することを証明。その上で定理3では個々の投資家の評価関数が対称な場合におけるその具体的な均衡入札戦略を閉じた形で定式化。）（参考1）なお、入札方式がUの場合には複数均衡が存在することについて、先行文献を引用しつつ言及あり。（参考2）なお、系として、供給の確定性が高い場合、Dでの入札曲線はほぼフラットになることも示されている。そしてこの場合はUであってもDであっても収益にはほぼ変化はないだろうと、Hortaçsu et al. (2018) が米国短期債の供給の確定性が高いと報告していることを例示しつつ述べている。^{*26}

*25) 純粋な均衡の存在は定理4の下で保証される。

*26) 更に特別な場合として、供給が確定的であれば、入札曲線は完全にフラットになる、すなわち $b(q)$ が q 番目の入札額、 $v(q)$ が q 番目の評価額、 Q が全体の供給量、 n が入札者数とすると、 $\forall q \leq \frac{Q}{n}, b(q) = v(\frac{Q}{n})$ が成立することも示しています。この事実自体は、このフラット入札から逸脱しようとしても、高め入札をするように逸脱したところで受け取れる国債の量が変わらずに支払額が増えるだけとなり、低め入札をするように逸脱したところで国債1つ当たりの支払額が変わらずに受け取れる国債の量が減るだけなので、逸脱するインセンティブがないということから示すことが出来ます。

また、定式化の結果として、規模が大きくて競争的な入札環境であればUでもDでも大差ないが、小規模市場ではDの方が収益が大きくなるであろうと述べている。

(2) Dについて、供給量を確定させ、それを公表した方が良いという一連の結果群

定理5・6 入札方式がDであり、かつ情報が対称であり、均衡となる入札戦略が純粋戦略である場合、いかなる留保価格であるとしても、売り手は供給量を確率的でなく確定的にした方が（定理5）、また供給量が確率的であっても確定後にその供給量を公表した方が（定理6）、期待収益が大きくなる。

（参考）なお、入札方式がUの場合、一般的に均衡は複数存在するところ、留保価格や供給量の設定をえることにより別の均衡に移ってしまう可能性があることから、上述のような結果は得られないことがサラッと触れられている。

(3) DとUの比較

定理7 情報が対称の場合、いかなる留保価格であるとしても、また供給量が確定的な場合だけでなく確率的な場合であっても、入札方式を最適設計されたDにした時の均衡における期待収益は、入札方式を最適設計されたU（複数均衡）にした時の任意の完全ベイジアン均衡における期待収益以上となる。（すなわち、Dにおける収益はUにおける収益以上となる。）

更にCorollary 5,6では（a）発行体が入札方式を選ぶ時には選択されるあらゆる入札において期待収益が等しくなり、（b）また売り手もシグナルsを知っていれば最適設計されたUは一意的な均衡を持ち、そのときの収益は最適設計されたDの収益と一致することを示した。

そもそも入札方式を設定するのは発行体であることや、上記定理により、現実にはUとDでは（ほぼ）収益均衡となっている理由が理論的に説明できると述べている。

※ここで最適設計された入札方式とは、売り手が自らの期待収益を最大化するために、供給量（supply）、留保価格（reserve price）等を最適に選択・設定するということを指している（定理5から分かる通り、このときのDは供給量は確定的であり、供給量

に係る情報は開示）。

(4) 確率的な供給量だけでなく、より一般に弾力的供給曲線まで許した拡張（補遺）

定理 8・9・10・11 入札方式がDであり、かつ情報が対称であり、需要曲線について一定の条件（価格を上げると需要が減るという通常の関係が全体として維持されており、最適な価格と発行量が一意かつ単調に決まる条件^{*27}。）を満たしている場合、混合戦略均衡が存在する。また、供給曲線が確率的ではなく確定的であれば、純粋均衡戦略が唯一存在する。供給曲線が確率的であるよりも確定的である時の方が期待収益が同等又は大きくなる。また、この時にも発行体の期待収益について（定理7の拡張として） $D \geq U$ の結果が得られる。

小括

- (1) 入札方式がDのとき、純粋均衡戦略が存在するならばその均衡は一意的（essentially unique）であり、その純粋均衡戦略が閉じた形で解析的に表せることを示し、併せて純粋均衡戦略が存在する十分条件を示した（定理2～4）、
- (2) 入札方式がDのとき、供給量を確定的にして、或いは確率的にするのであれば供給量が確定した後はその供給量に係る情報を公開するのが発行体の期待収益最大化に資すること（定理5・6）、
- (3) 最適設計された入札方式の間で期待収益を比較した上で $D \geq U$ という強い結果（定理7）を出していること、
- (4) 発行体が入札方式を選ぶので $D=U$ のような場合には発行体がDでなくUを選ぶことが有り得ることや、情報が投資家だけでなく発行体にも共有されている状態であれば $D=U$ であることを踏まえ、現実において $D \approx U$ となることを理論的に説明づけていること

がこの論文の特徴。更に供給を確率的にしても、概ねその結果が維持されることを見つけている（定理8～11）。なお、論文のonline appendixまで踏まえると、本論文の結論は、単純化されたモデル特有の結果ではなく、供給の弾力性・非連続需要・均衡多様性といった

*27) 数学的に厳密に言えば、独占者の最適価格と最適数量が単調に対応しているという条件。



より現実的な設定の下でも概ね維持されることが示されている^{*28}。

4. まとめ

古くはBartolini and Cottarelli (1997) や Brenner et al. (2009) が指摘する通り、実務ではコンベンショナル方式が選好されるが経済理論ではダッチ方式が選好されるという状況にありましたが、私見では、ここ20年でその傾向が崩れてきていると考えられます。実務でも例えば日本やイギリスはコンベンショナル方式（一部ダッチ方式）、ドイツやフランスはコンベンショナル方式なのに対して、アメリカは1990年代にダッチ方式に完全移行しました（Malvey et al., 1995; Malvey and Archibald, 1998）。理論的

にも今回紹介した論文の様に必ずしもダッチ方式をサポートするだけでなくコンベンショナル方式をサポートするような結果も得られるようになってきています。実務でも理論でもどちらか一方の方式に偏重することはなくなっていると言えるかもしれません。

しかし国債入札の入札方式の優劣について理論的に分析しようとする、特定の前提条件の下でなければ決することが出来ず、更には数学的に難解なだけでなく前提条件も錯綜としているため、そもそも読みづらい論文が多いです。それに加えて、どこが主たる結果であるところが従たる結果なのか、そういったストーリーが必ずしも一目で分からない論文も少なくありません。国債入札に係る理論的な進展が少しでも広く知られることについて、本稿が少しでもお役に立てれば望外の幸せです。

BOX 1 厚生比較、他の入札方式との比較

なお、Pycia and Woodward (2026) は発行体の期待収益最大化の観点からダッチ方式、コンベンショナル方式を比較していますが、例えばAusubel et al. (2014) は発行体の期待収益だけでなく社会厚生観点からも入札方式を比較していることから分かる通り、発行体の期待収益という観点は唯一絶対の観点ではありません。もっとも、Pycia and Woodward (2026) は厚生についても言及しているものの、その点について明確な優劣関係は導出されていません。論文内でもThe welfare comparison depends on the environment and equilibrium selection in uniform price. (p.799)とあり、厚生比較は環境に依存し、またダッチ方式でどの均衡が取られるのかにも依存するとされています。したがって、本論文では厚生比較については僅かに触れられているに過ぎず、その結論も曖昧な段階に留まっていると整理するのが妥当だろうと考えられます。もっとも、一部の状況ではコンベンショナル方式がダッチ方式を厚生の面でも上回る場合があり、最適設計されたコンベンショナル方式は収益面のみならず厚生面でも優位となり得ることは指摘されています。

また、Pycia and Woodward (2026) は国債入札の世界で世界的に広まっている2つの方式であるダッチ方式とコンベンショナル方式のみを比較していますが、理論的には他の方式も有り得ます。例えばスペインでは各落札のうち、募入平均価格以上の入札には募入平均価格が、募入平均価格未満の入札には落札者が自ら入札した価格が、発行条件となるようなダッチ方式とコンベンショナル方式を折衷したような発行方式が用いられています。また、各落札者の支払額が、落札者が自ら入札した価格によって計算されず、他人の落札できなかった入札のうち価格が上位のものから落札額に応じて順に割り当てて計算されるというヴィックリー方式^{*29}は、理論的には（均衡戦略において shading が起きないという耐戦略性と呼ばれる）長所があるとも指摘されており、例えばAusubel et al. (2014) はヴィックリー方式をベンチマークにした上でダッチ方式、コンベンショナル方式を比較しています。もっとも、ヴィックリー方式は現実の適用例が稀^{*30}であり、Pycia and Woodward (2026) がダッチ方式とコンベンショナル方式に絞って比較することは、現実を踏まえると妥当であろうと考えられます。

*28) Online appendixでは、その他にも、実際に落札される可能性のない過剰な数量に対する入札について、他の入札者の逸脱行動を抑止するために十分に高価格でなければならないなどの制約条件を検討するなど、理論的な精緻化が図られています。

*29) 例えば、ヴィックリー方式では、国債を2銘柄落札した投資家は、「他社の応札結果の中で落札できなかった銘柄のうち、価格が上位2つの応札価格」を支払うことになります。

*30) 筆者の知る限り、オンライン広告でヴィックリー方式に類する入札が行われた例はありますが、オンライン広告は本稿で扱っている同質複数財入札（国債、電力といった、同質の財を多数入札で売却するもの。）とは趣を異にすることに留意する必要があります。なお、ダッチ方式やコンベンショナル方式に比べてヴィックリー方式は分かり辛いですが、それだけでなく、ヴィックリー方式には共謀への脆弱性、発行体の低収益懸念、入札者に予算制約があるときにはそもそも耐戦略性を満たさない、等々、理論的な課題があるとも指摘されています。

BOX 2 需要削減

ダッチ方式では落札最低入札価格付近で shading を大きくするという需要削減という現象が理論的には知られています。

例えば、計100銘柄の国債が発行されるダッチ方式の入札において、入札の参加者は各国債について単価ベースで100円の価値を持つと考えているとします。そのうえで、入札に参加する投資家が当初全員で共謀するとします。極端な例ですが、例えば、99銘柄は200円で入札し、1銘柄は1銭で入札するという形で共謀すれば、落札価格はすべて1銭となります。このように落札最低入札価格付近で応札価格を急減させる戦略は専門的には需要削減 (Demand Reduction) と呼ばれます。イメージとしては、ダッチ方式では最低落札価格がすべての落札分に適用されるため、ギリギリ落札できる国債の入札額をあえて引き下げてその1単位を諦める (あるいは安値をつける) ことで、既に確保している残りの国債の購入価格を全体的に引き下げる効果を狙う戦略と述べることが出来ます。このような戦略はコンベンショナル方式には存在しないので、ダッチ方式に特有の戦略と言うこともできます。

重要な点は、共謀について参加者が事前の約束を破るインセンティブがあるかどうかです。ダッチ方式の場合、共謀に参加している投資家が約束を破ってより多くの国債を得ようとした場合、落札価格が高くなってしまい、全員が却って損をしてしまうことから、裏切るインセンティブはありません。つまり、ダッチ方式では、このような需要削減の戦略が均衡戦略となるわけです。このケースでは1銭で共謀するという事例ですが、オークションの参加者が抜け駆けすると却って損をするという条件を満たせば任意の低価格で均衡します

このような需要削減については、実際の入札では余り見られないというのがコンセンサスのようです^{*31}が、先行研究^{*32}も指摘するように、理論的には特殊な制約条件を課さずともこの需要削減が均衡解として成立するため、理論家はこの需要削減をダッチ方式における理論的な懸念点の1つであると指摘することがあります (なお、繰返しゲームの下ではコンベンショナル方式の下でも需要削減に似た均衡解が成立します (フォーク定理) が、そちらも実際の入札では余り見られないというのがコンセンサスのようです)。

参考文献

1. Armantier, Olivier and Erwann Sbaï (2006) "Estimation and Comparison of Treasury Auction Format when Bidders are Asymmetric." *Journal of Applied Econometrics* 21 (6) , 745-779.
2. Armantier, Olivier and Nourredine Lafhel. 2009. "Comparison of Auction Formats in Canadian Government Auctions." Working Paper no. 2009-5 (January) , Bank Canada, Ottawa.
3. Ausubel, Lawrence M. and Peter Cramton (2002) , "Demand Reduction and Inefficiency in Multi-Unit Auctions." Working Paper, University of Maryland.
4. Ausubel, Lawrence M., Peter Cramton, Marek Pycia, Marzena Rostek and Marek Weretka (2014) "Demand Reduction and Inefficiency in Multi-Unit Auctions." *Review of Economic Studies* 81 (4) , 1366-1400.
5. Barbosa, Klenio, Dakshina De Silva, Liyu Yang and Hisayuki Yoshimoto (2020) "Auction Mechanisms and Treasury Revenue : Evidence from the Chinese Experiment." *American Economic Journal : Microeconomics* 14 (4) : 394-419.
6. Bartolini, Leonardo and Carlo Cottarelli (1997) "Designing Effective Auctions for Treasury Securities." *Current Issues in Economics and Finance* 3 (9) , 1-6.
7. Brenner, Menachem, Dan Galai and Orly Sade (2009) "Sovereign Debt Auctions : Uniform or Discriminatory?" *Journal of Monetary Economics* 56 (2) , 267-274.
8. Cassola, Nuno, Ali Hortaçsu and Jakob Kastl (2013) "The 2007 Subprime Market Crisis through the Lens of European Central Bank Auctions for Short-Term Funds." *Econometrica* 81 (4) : 1309-1345.
9. Cole, Harold, Daniel Neuhann and Guillermo Ordoñez (2022) "Asymmetric Information and Sovereign Debt : Theory Meets Mexican Data." *Journal of Political Economy* 130 (8) : 2055-2109.
10. Ewerhart, Christian, Nuno Cassola and Natacha Valla (2010) "Declining Valuations and Equilibrium Bidding in Central Bank Refinancing Operations." *International Journal of Industrial Organization* 28 : 30-43.
11. Fabra, Natalia (2003) "Tacit Collusion in Repeated Auctions : Uniform versus Discriminatory Auctions." *Journal of Industrial Economics* 3 (51) : 271-293.
12. Garrison, Josh, Kevin Hawkins and Josh Burdette (2024) "Treasury's Auction Rules." <https://www.treasurydirect.gov/files/laws-and-regulations/auction-regulations-uoc/treasury-auction-rules.pdf>.
13. Hattori, Takahiro and Shogo Takahashi (2022) "Discriminatory versus Uniform Auctions under Non-competitive Auction : Evidence from Japan." Working paper.

*31) 例えば Keloharju et al. (2005, p.1865) では "The theory, which emphasizes market power, has little support in a data set of Finnish Treasury auctions." としており、需要削減を含め、理論的に示唆される現象が必ずしも現実の入札では見られないことを指摘しています。坂井 (2014, p.83) も『ところで Ausubel and Cramton (2002) は、均一価格オークションのもとでは入札者が「多くの個数を得ようとし」、需要削減という戦略的行動が起こりうると指摘している。そうした行動が起こると収益は当然ながら下がる。彼らの研究以降、需要削減が分析されることは多いが、それが実際の国債オークションでどこまで深刻な問題なのかは定かでない。とは言え理論家はこれを結構気にしている。これも細かい話だが、ラボ実験で需要削減が起こるか検証する研究はいくつかあるが、著者の知る全てのケースで、財の数を2個と設定している。そしてその設定は需要削減にはかなり本質的なもので、実際の国債オークションに与える洞察は必ずしも強くない。』と、理論的に指摘される需要削減が実際の入札においてどこまで実際に生じているのかについてはやや懐疑的な見方をしています。

*32) 例えば Pycia and Woodward (2026) は、ダッチ方式下では (需要削減を含む) 共謀解が理論的に取られやすくなることが Fabra (2003) や Marszalec et al. (2020) により示されていると先行文献を紹介しています。実際、Marszalec et al. (2020) は、フェロー諸島漁業権について、ダッチ方式に類似する入札方式下では共謀的な入札が見られたが、コンベンショナル方式への移行後はそれが見られなくなったと報告しています。



14. Holmberg, Pär (2009) "Supply Function Equilibria of Pay-as-Bid Auctions." *Journal of Regulatory Economics* 36 (2) : 154-177.
15. Hortaçsu, Ali and David McAdams (2010) "Mechanism Choice and Strategic Bidding in Divisible Good Auctions : An Empirical Analysis of the Turkish Treasury Auction Market." *Journal of Political Economy* 118 (5) , 833-865.
16. Hortaçsu, Ali, Jakub Kastl and Allen Zhang (2018) "Bid Shading and Bidder Surplus in the US Treasury Auction System." *American Economic Review* 108 (1) , 147-169.
17. Hortaçsu, Ali and Samita Sareen (2005) "Order Flow and the Formation of Dealer Bids : Information Flows and Strategic Behavior in the Government of Canada Securities Auctions." Working Paper no. 11116 (February) , NBER, Cambridge, MA.
18. Kang, Boo-Sung and Steven L. Puller (2008) "The Effect of Auction Format on Efficiency and Revenue in Divisible Good Auctions : A Test Using Korean Treasury Auctions." *Journal of Industrial Economics* 56 (2) : 290-332.
19. Keloharju, Matti, Kjell G. Nyborg and Kristian Rydqvist (2005) "Strategic Behavior and Underpricing in Uniform Price Auctions : Evidence from Finnish Treasury Auctions." *Journal of Finance* 60 (4) , 1865-1902.
20. Klemperer, Paul D. and Margaret A. Meyer (1989) "Supply Function Equilibria in Oligopoly under Uncertainty." *Econometrica* 57 (6) : 1243-1277.
21. Malvey, Paul F. and Christine M. Archibald (1998) "Uniform-Price Auctions : Update of the Treasury Experience." U.S. Treasury Department.
22. Malvey, Paul F., Christine M. Archibald and Sean T. Flynn (1995) "Uniform-Price Auctions : Evaluation of the Treasury Experience." U.S. Treasury Department.
23. Mariño III, Eduardo Anthony G. and Daniel Marszalec (2023) "Strategic Supply Management and Mechanism Choice in Government Debt Auctions : An Empirical Analysis from the Philippines." *Journal of Banking & Finance* 154, 106945.
24. Marszalec, Daniel (2017) "The Impact of Auction Choice on Revenue in Treasury Bill Auctions : An Empirical Evaluation." *International Journal of Industrial Organization* 170 : 107316.
25. Marszalec, Daniel, Alexander Teytelboym and Sanna Laksá (2020) "EPIC Fail : How Below-Bid Pricing Backfires in Multiunit Auctions." Working Paper no. CIRJE-F-1096 (October) , Center for International Research on the Japanese Economy, University of Tokyo.
26. Pycia, Marek and Kyle Woodward (2023) "Supplementary Results on Pay-As-Bid Auctions." Working paper, Univ. Zurich.
27. Pycia, Marek and Kyle Woodward (2026) "A Case for Pay-as-Bid Auctions." *Journal of Political Economy* 134 (2) , 795-845.
28. Ranaldo, Angelo and Enzo Rossi (2016) "Uniform-Price Auctions for Swiss Government Bonds : Origin and Evolution." *Economic Studies* 2016-10, Swiss National Bank.
29. Wang, James J. D. and Jaime F. Zender (2002) "Auctioning Divisible Goods." *Economic Theory* 19 (4) : 673-705.
30. Wilson, Robert (1979) "Auctions of Shares." *Quarterly Journal of Economics* 93 (4) : 675-689.
31. 石田良、服部孝洋 (2020) 「日本国債入門—ダッチ方式とコンベンショナル方式を中心とした入札（オークション）制度と学術研究の紹介—」 財務省財務総合政策研究所 Discussion Papers 325.
32. 坂井豊貴 (2014) 「政府や自治体によるオークション理論の活用へ」 財務省財務総合政策研究所 効率的な政策ツールに関する研究会第3回報告, 67-94.
33. 中村智光 (2008) 「40年国債の登場と今後の展望」 *Financial Information Technology Focus* 2008.2, 野村総合研究所 金融ITイノベーション研究部, 6-7.
34. 服部孝洋、石田良、早瀬直人、堀江葵 (2022) 「非価格競争入札入門—海外編—」 財務省ファイナンス 58 (8) , 10-21.

CBDC（中央銀行デジタル通貨） の検討状況について

理財局国庫課デジタル通貨企画官 鳩貝 淳一郎

課長補佐 池永 真美子^{*1}

デジタル通貨法規係 木村 達哉^{*1}

1. はじめに

現代では、コンビニでの少額決済やオンラインショッピング、友人との割り勘まで、日々の支払いをデジタル決済手段で済ませる場面が増えてきました。スマートフォン一つ持って身軽に出かける、そんな方も少なくないはずです。

歴史を振り返ると、お金は、貝殻や石から金属や紙へと姿を変えながら発展してきたとされています。現代では、預金、クレジットカードのほか、コード決済など新しいデジタル決済手段が日常に浸透し、支払い時のスピードや手軽さ、ポイント還元などのメリットも相まって、日々の支払い手段に選ばれる機会が増えてきています。他方で、現金を使う機会が減ったり、お店によって使える決済手段が違って困った、といった経験をされた方もいるのではないのでしょうか。このように身近なお金の在りようが大きく変化している中、私たち理財局国庫課では、我が国の通貨制度を所掌する立場からCBDC（中央銀行デジタル通貨）の検討を進めています。CBDCは、既存の「紙幣」や「中央銀行当座預金」とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネーです。現金と同様に、社会インフラとして、どこでも安全に使える支払い手段として検討が進められています。

2. これまでの国内外の検討の概要

わが国では、2020年10月に、日本銀行が「中央銀行デジタル通貨に関する取組方針」の公表を行い、

CBDCの検討を開始しました。その後、実証実験を行いその成果を公表しており、2023年4月からはパイロット実験を実施しています。政府としては、骨太方針等を踏まえ、財務省において2023年4月にCBDCに関する有識者会議を設置しました。2024年1月からは、「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を開催し、関係する府省庁等と検討を行っています。連絡会議での議論については、「中間整理」（2024年4月）及び「第2次中間整理」（2025年5月）としてとりまとめ公表しています。今後も、骨太方針^{*2}等を踏まえ、制度設計の大枠の整理に向けて検討を深め、主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにしていく方針です。

諸外国での検討状況に目を向けると、各国の制度や環境を前提に、それぞれの政策目的を踏まえた対応が進められています^{*3}。例えば、米国では2025年7月に「反CBDC監視国家法案」が下院本会議で可決されるなどCBDCを推進しない態度を明確化している一方、欧州では2026年中のデジタルユーロ規則案の採択を前提に、2029年中の発行を目指して着実に検討が進められています。

3. CBDCの目的・意義

冒頭でも触れたとおり、わが国において、民間マネーが普及し高度なサービスを実現している中で、CBDCについて検討する目的や意義はどこにあるのでしょうか。諸外国ではCBDCの目的・意義として、

*1) 執筆者の肩書は、令和8年6月30日現在

*2) 骨太方針2025（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）では、CBDCについて「政府及び日本銀行は、諸外国の動向等も踏まえ、中間整理に基づき検討を深め、制度設計の大枠の整理として、主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにする。その後、発行の実現可能性や法制面の検討を進める」とされています。

*3) 諸外国におけるCBDCの検討状況については、ファイナンス2026年5月号掲載の「中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する諸外国の動向」で詳しく解説しています。



信頼できる支払い手段である中銀マネーへのアクセシビリティの維持、決済の高度化・効率化とイノベーションの促進、決済領域におけるレジリエンスや戦略的自律性の堅持、マネーの一様性の維持、といった例が挙げられています。

こうした諸外国における事例やこれまでのわが国での議論の蓄積を踏まえ、「現時点で考えられるわが国における目的・意義の例」として、連絡会議では次の4点が紹介されています。

（１）支払い手段に関するユニバーサルアクセスの維持

誰もが利用しやすい支払い手段を、将来にわたって維持していくことは、社会全体にとって大切です。わが国では現金の使用率が高く、民間マネーも広く普及しています。当面、こうした状況が大きく変わる可能性は高くないと考えられる上、政府・日本銀行は、現金に対する需要がある限り、責任を持って、その供給を継続する方針を示しています。こうしたもとで、仮に将来的に現金が使われにくくなる事態が生じ、一方で民間マネーが現金の持つ機能を十分に代替できない場合には、現金や民間マネーと並ぶ決済手段として、いつでもどこでも安心して利用できるCBDCは、有力な選択肢の一つとなると考えられます。

（２）デジタル社会にふさわしい決済システムの構築

CBDCは、新たなサービス提供やイノベーションを促す基盤となり得る点にも、大きな意味があります。現金や民間マネーを補完する支払い手段を提供することで、決済分野における健全な競争環境の維持にも貢献し得ます。さらに、行政における手続の効率化やDX（デジタル化による業務変革）の推進、社会全体の決済コストの削減といった効果も期待されます。CBDCの検討は、こうしたデジタル社会にふさわしい決済インフラを考えることにもつながります。

（３）決済の自律性とレジリエンスの堅持

加えて重要なのが、決済の自律性とレジリエンスです。わが国では、現金や国内事業者の民間マネーの存在感が大きく、現時点で決済の自律性（自国で運営さ

れる決済の仕組みで、自国の通貨を用いて、決済を安定的に完結できること）などに関する深刻な懸念に直面しているわけではありません。もっとも、技術革新、ビジネス環境の変化、決済システムの高度化などとともに、こうしたわが国のリテール決済の状況が変わる可能性があります。CBDCの導入を通じて「円」の安定性と利便性を不断に高めていくことが、将来にわたる決済の自律性とレジリエンス（障害や混乱が生じてもちこたえる力）の堅持につながると考えられます。

（４）民間マネーの相互運用性向上と信頼のアンカー機能の発揮

CBDCが民間マネーの橋渡し役を果たすことで、異なるサービス間の相互運用性のみならず、「民間マネー同士」や「民間マネーと中央銀行マネー」の交換容易性を高める可能性があります。将来的に多様な民間マネーが生まれ得る中でも、これらの民間マネーがCBDCという中央銀行マネーと日常的に交換されることで、CBDCが信頼のよりどころ（アンカー）として機能することになります。これにより、「マネーの一様性」（どの支払い手段でも「1円は1円」として機能する状態）がより確かなものになると考えられます。

連絡会議では、こうした目的・意義の例も意識しながら、CBDCにかかる多岐にわたる論点について議論を重ねてきました。次節で最近の成果の一部を紹介します。

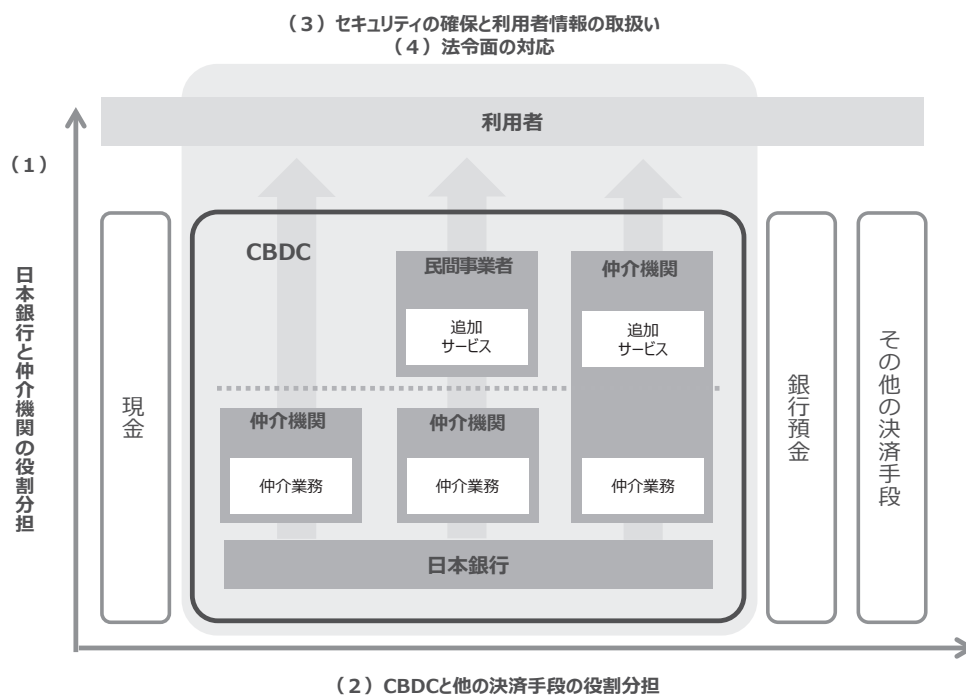
4. 「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議進捗報告」について

第2次中間整理の公表以降、連絡会議では以下の5つの論点について検討を深めました。

- 【1】預金等との共存
- 【2】日本銀行と仲介機関の業務と役割分担
- 【3】仲介機関の負担への配慮とメリットの拡大
- 【4】追加サービスの類型
- 【5】基礎的な決済手段としてのCBDCの姿

これらの論点は、中間整理で示された主要論点（図表（1））のうち、主として、「（1）日本銀行と仲介機

図表1 中間整理の主要論点について



関の役割分担」、「(2) CBDCと他の決済手段との役割分担」に対応しています。

こうした論点にかかる検討は、課室長級で構成される幹事会で主に行われ、検討の成果は議事要旨として公表されています。本年6月には、これらを連絡会議でとりまとめ、「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議 進捗報告」（以下「進捗報告」という。）として公表しました。以下では、進捗報告に示された、各論点に関する基本的な考え方で、今後の議論の方向性について説明します*4。

【1】預金等との共存

銀行預金とCBDCとの関係については、銀行預金からCBDCに資金が移る可能性が指摘されています。金融システムの安定の観点から、継続的な信用不安や構造的な預金量低下を防ぐため、中間整理のとおり、個人および法人（非金融機関等）のCBDC保有額に制限を設けることが適当と考えられます。また、個別金融機関の固有事情による預金流出という「デジタルバンクラン」への対応として、個別金融機関の判断で、平時より、保有額制限に加えて、銀行預金から

CBDCへの払出回数や払出金額に制約を設けておくことも選択肢となり得ます。

保有上限額の水準をどう定めるかは簡単な問題ではありません。金融システムの安定だけでなく、経済・社会情勢なども踏まえる必要があります。あわせて、利用者にとっての利便性や分かりやすさも重要です。保有額制限が有効な仕組みであることと、CBDCが日々の暮らしの中で使いやすいこと、その両立が問われます。

運用にあたっては、利用者が上限額を超えて受け取ったCBDCを、あらかじめ登録した預金口座等へ自動的に振り替える「オートスウィング」機能を実装することが想定されます。便利な仕組みに見えますが、その一方で、同機能が金融機関のシステムに与える負荷も考慮しなければなりません。マクロ的な悪影響の抑制という政策目的に照らして、どの程度厳格に運用するかを慎重に検討する必要があります。

更に、預金との関係に加え、ステーブルコイン等の新たな民間マネーとの関係についても意識する必要があります。幹事会では、CBDCは中央銀行が発行するマネーであり、ステーブルコイン等の民間事業者が発

*4) なお、進捗報告は現時点での議論をまとめたものであり、CBDCの導入を予断するものではありません。



行する新たなマネーとは、性質や期待される役割は異なるのではないかと、いった見方が示されました。また、民間マネーが一層広がった場合でも、それらが事業としてカバーしない領域が存在することが想定され、そのような取引の受け皿として公的なデジタル決済手段を提供することが期待されるのではないかと、この見方も示されました。このように、CBDCには、民間マネーがカバーしない取引の受け皿となるなど、民間マネーを補完することが期待されます。

【2】日本銀行と仲介機関の業務と役割分担

CBDCは、仲介機関（金融機関を含む民間事業者を想定）が日本銀行と利用者の間に立って発行・流通・還収に関する業務を行う「二層構造」を想定しています。このとき、日本銀行と仲介機関がどのように役割分担をするかが重要な論点になります。

まず、日本銀行は、CBDC残高を記録する台帳の管理を担うことが適当と考えられます。台帳管理については、日本銀行の管理責任のもとでアウトソースすることも選択肢として考えられます。また、CBDCエコシステム全体のフォローや、イノベーションや決済高度化のカタリスト（触媒）といった役割を果たすことが期待されます。

仲介機関は、顧客管理機能を中心に、払出・受入機能、発行先・還収元としての機能等を担うことが適当と考えられます。CBDCの安定した発行・流通を確保するには、各業務を担うプレイヤーが持続的に参加できるエコシステム（関係者が自発的に参加し、相互に連携・協調することで、全体として新たな価値を生み出し続ける仕組み）が欠かせません。そのためには、エコシステム全体のインセンティブ（動機）を意識した設計が必要です。そうした観点から、これらの業務は一体として担うだけでなく、一部の業務のみを担うことや、業務の一部をアウトソースすることも選択肢として考えられます。

【3】仲介機関の負担への配慮とメリットの拡大

エコシステム全体のインセンティブ設計において、特に仲介機関については、その「負担への配慮」と

「メリットの拡大」の両面を意識した制度設計・運用としていくことが重要と考えられます。

負担への配慮（軽減）の例としては、先述のとおり、仲介業務の一部のみを担えるようにすることや、業務の一部をアウトソースまたは共同化することが考えられます。また、制度面の工夫として、保有上限額を超えた際のオートスウィングの頻度を下げて金融機関のシステム負担を軽減することや、AML/CFT（マネーロンダリング・テロ資金供与対策）対応にかかる取引時確認において、既設口座で精度の高いKYC情報を得ていることを前提として、その内容に依拠することなども挙げられます。

一方で、仲介機関となるメリットの例としては、現金ハンドリングコストの削減等、仲介業務の過程で自然に得られるメリット（本業とのシナジー等）に加え、顧客管理を行う仲介機関が活用できる情報の範囲の広さを生かしたサービスを提供する等、仲介業務とあわせて追加サービスを提供することで得られるメリットなどが考えられます。

【4】追加サービスの類型

これまでの議論では、CBDCは誰でも、いつでも、どこでも、安全・確実に利用できるだけでなく、他の決済サービスと遜色のない利便性の提供や、CBDCならではの利便性の向上を追求する必要性が指摘されています。つまり、「使える」だけでなく、「使いたくなる」工夫も求められるということです。このため、仲介機関が、CBDCの利便性を高める「追加サービス」を提供することが考えられます*5。

諸外国で展望されているサービスや、日本銀行がリテール決済に関わる民間事業者等とともに開催しているCBDCフォーラムでの議論を参考にしながら、想定される追加サービスを具体例に考えると、例えば以下のようなものがあります。

追加サービスに関する民間事業者の創意工夫を促し、イノベーションを支え、CBDCエコシステムの持続可能性を高める観点から、様々な事業者が追加サービスを提供できるようにするとともに、複数の事業者による協業の障壁を低くすることにより、革新的な

*5) 「追加サービス」は仲介機関に固有の業務とは言えず、民間の創意工夫を促す観点から、公正な競争条件を確保しつつ、現在決済サービスを提供している民間事業者だけでなく、その他の民間事業者も参入できる方向で検討することが適当と考えられます。

図表2 追加サービス類型の例

▶追加サービスの類型の例

情報の利活用	・商流情報との連携 ・家計簿サービスとの連携 ・デジタルアイデンティティとの連携 ・エイリアス 等
条件付き決済サービスの提供	・DvP（配達と支払の同時処理） ・エスクロー ・変動料金、従量課金、自動返金 等
ユーザー体験の多様化 （相互運用サービス、 本人認証手段の多様化等）	・民間デジタルマネーとの連携 ・用途制限機能との連携 ・外部のDLT基盤との連携 ・子ども向け・高齢者向け・障がい者向けアプリの提供 ・高度な生体認証の提供 等

サービスの創出を促すことが必要と考えられます。また、官民が協力し、外部連携が容易な基盤の提供・仕様や商流データの標準化・ルール策定・サービス品質の管理等を進めるとともに、基盤を継続的に改善するために必要なリソースを確保できる仕組みを構築することが適当と考えられます。

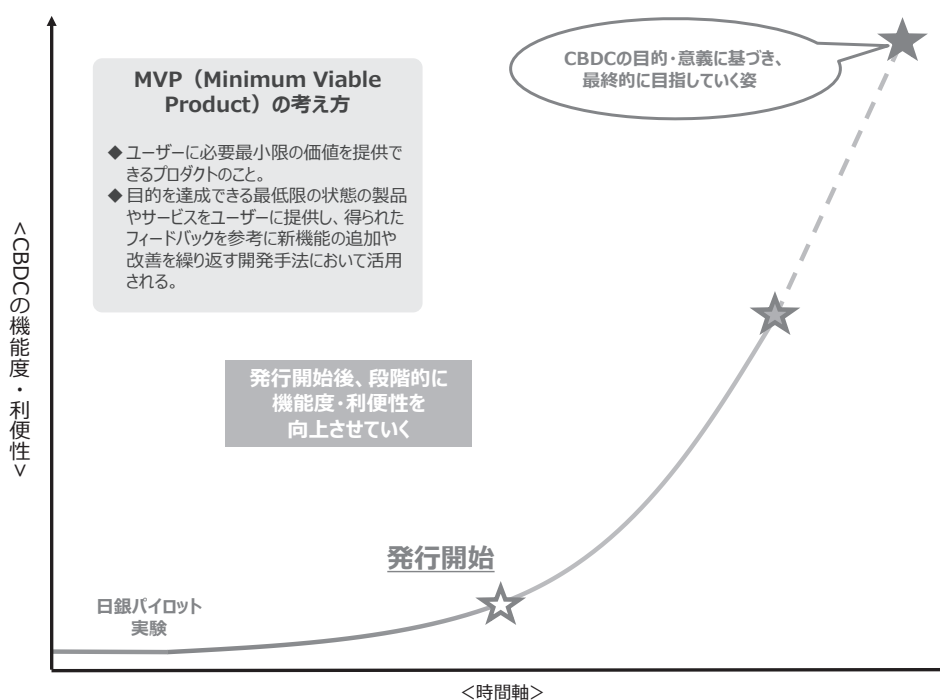
【5】基礎的な決済手段としてのあり方

備えることが望ましいと考えられる機能全てを網羅する「フルスペック」のCBDCを、発行開始時点から実現させることは、技術面やコストの観点等から現実的とは言にくいでしょう。将来発生し得る多様な

ニーズに応えられる拡張性を持たせる観点からも、初期段階から重厚なシステムを整備するのではなく、まずは基礎的な決済手段として利用できるCBDCとして発行を開始し、利用者のニーズや技術の進展に合わせて段階的に機能度・利便性を向上させていくことが望ましいと考えられます。

進捗報告では、発行開始時点と、相応の期間が経過した将来時点のそれぞれについて、これまでの議論・検討をもとに現時点での想定を整理しています。

図表3 CBDCの利便性・機能度と時間軸





図表4 DAY1と将来の姿

▶ DAY1と相応の期間経過後におけるCBDCの姿

	DAY1の姿	相応の期間が経過した時点の姿
ユーザー 端末	・スマートフォン上のアプリを用いる	・スマートフォン以外のデバイスについても検討
口座	・仲介機関が本人確認（KYC）を実施 ・AML/CFTの観点等から1人1口座も選択肢	・アカウントポータビリティ（口座番号を維持した仲介機関の変更）や複数口座に関する検討を行う
チャージ	・顧客管理を行う仲介機関の銀行預金や、資金移動業マネーとCBDCの交換が主軸	・自社マネーとの交換を伴わない形で現金とCBDCの交換も行われる
決済 送金	・店舗での支払い（対応済み店舗） ・個人間送金 ※いずれもオンライン決済	・対応済み店舗が増加 ・オフライン決済や公的支払についても、技術動向やユーザーのニーズに応じて検討
追加 サービス	・準備が整った追加サービスについては提供され得る	・条件付き決済やデータ活用など、多様な民間事業者による追加サービスが提供されることで利便性が向上

5. おわりに

近年、ステーブルコインやトークン化預金の基盤となるブロックチェーン技術や、急速に発展するAIなど、新たな技術の発展により、決済システムが高度化・効率化していく流れにあります。そうした状況で求められるのは、決済の全体像を、全体最適の視点から描き、設計していくことです。民間事業者による多様な取組が進むなかで、CBDCは、民間事業者が担いにくい領域を補完しつつ、民間マネーの相互運用性や交換容易性を支える役割を果たし得ると考えられます。民間事業者によるイノベーションを促しつつ、決済システム全体の信頼性と安定性を引き続き確保する、そのための選択肢の一つとして、長期的な視点を持ちながら着実に検討を行っていくことが大切です。

通貨は、わが国の経済取引の根幹を支えるものであり、そのあり方は国民生活にも広く影響を与えるものです。今後も、諸外国の動向、わが国の決済システム全体を巡る変化を踏まえ、本稿で紹介した議論の積み重ねを前提に、未来の決済を支える基盤について検討していきたいと考えています。

参考文献

- [1]. CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・連絡会議 中間整理（2024,4）
- [2]. CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・連絡会議 第2次中間整理（2025,5）
- [3]. CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省・連絡会議 進捗報告（2026,6）
- [4]. 中央銀行デジタル通貨に関する実証実験「パイロット実験」の進捗報告書（2026,6）
- [5]. 広報誌「ファイナンス」（2026,5）「中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する諸外国の動向」

AMRO 事務局長兼 CEO の視点 (4)

—着任 1 年を迎えて

AMRO 事務局長兼 CEO 渡部 康人

著者プロフィール

東京大学卒。イェール大学修士。1992 年に大蔵省に入省し、アジア開発銀行理事代理、AMRO 次長、アジア開発銀行予算人事局長、財務省国際局次長等を経て、2025 年 5 月から現職。



はじめに

先月号では、AMRO の国際機関化 10 周年を機に、その歩みと役割についてご紹介しました。

私自身、2025 年 5 月末に AMRO へ着任してから 1 年を迎えました。先般、この 1 年間の取組と今後の方向性について、ビデオメッセージを発信したところです。(参考) ビデオメッセージ: <https://amro-asia.org/watch-amro-director/ceos-first-year-in-amro>

AMRO 事務局長は加盟国による選挙を経て選任されます。私は立候補に際して、(1) チェンマイ・イニシアティブ (CMIM) 及び地域金融協力への貢献、(2) サーベイランス機能の強化、(3) 技術支援の充実、(4) 組織能力の強化、に向けた重点方針を掲げました。加盟国や職員の皆様のご支援・ご協力のおかげで、これらの方針は着実に具体化してきています。

本稿では、この重点方針を実現するため、この 1 年間に特に力を入れてきた取組をご紹介します。

新たな取組の推進

—これまでと同じことを続けているのなら、何かが間違っている。

この 1 年間、私は職員に対し、こう繰り返し伝えてきました。ASEAN+3 地域の経済・金融を取り巻く環境は、中東情勢をはじめとする地政学的な不確実性の高まりに加え、AI などの急速な技術革新によって大きく変化しています。こうした転換期において、

AMRO も従来の業務の延長線上だけでは加盟国の期待に十分応えることはできません。

このため、この 1 年間は、既存業務の見直しと新たな業務分野の開拓に積極的に取り組むよう職員に呼びかけるとともに、人事評価制度も見直しました。従来の業務を着実に遂行することに加え、小さなことでも新たな取組や改善につながる挑戦を積極的に評価する仕組みを導入しています。

具体的な成果として、ASEAN+3 では、共同議長である日本とも連携しながら、これまで AMRO が十分に関与してこなかった災害リスクファイナンスについて、加盟国の要請を受け、持続可能な事務局体制のあり方に関するレビューを取りまとめました。また、先月号でもご紹介したクロスボーダー・デジタルペイメントについても、ASEAN+3 協力の新たな分野として AMRO が支援することとなりました。

さらに今後は、貿易決済などにおける域内通貨の利用状況を定期的に分析・発信する新たな取組や、日本を含む域内外の大学・研究機関との連携強化も進めていく予定です。

サーベイランス機能の強化

—AMRO は、加盟国のホームドクター、さらにはジムトレーナー。

これは、私が組織の内外で繰り返し発信してきた AMRO のあるべき姿です。AMRO は、ASEAN+3 地域に本拠を置き、ASEAN+3 の国・地域のみが加盟する唯一の地域機関です。だからこそ、加盟国それぞれの実情や政策課題に寄り添い、各国の置かれた状況を踏まえた実効性のある政策提言を行うことが求められます。それが、加盟国にとって身近で信頼できる「ホームドクター」であり、さらに一歩進んで、平時



から経済・金融の強靱性を高める「ジムトレーナー」としての役割です。

こうした考え方は、2025年11月に改訂した国別サーベイランス・ガイダンスノートにも反映しました。同ガイダンスノートは、AMROのサーベイランスの基本的な考え方を示すものです。近年の世界・地域経済・金融情勢の変化を踏まえ、経済・金融分析の枠組みを充実させるとともに、加盟国当局からのフィードバックも取り入れ、より実践的で加盟国のニーズに応えるサーベイランスを目指すこととしています。

また、2026年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議に提出したCMIMに関するポリシーペーパーにおいても、AMROを地域の「ホームドクター」と明確に位置付ける方針が明記されました。同ペーパーは共同議長である日本とフィリピンのリーダーシップの下、加盟国間の議論を経て提出したものであり、こうしたAMROの役割について加盟国の共通理解を形成できたことは、大きな前進であったと考えています。

技術支援の強化

—サーベイランスと技術支援は表裏一体。

私はサーベイランス部門と技術支援部門の双方に対し、この考え方を繰り返し伝えてきました。サーベイランスを通じて加盟国の課題やニーズを把握し、それを技術支援につなげる。そして、技術支援の現場で得られた知見を再びサーベイランスに反映する。この好循環の実現が、AMROの付加価値を高めることになります。

この考え方の下、技術支援をより加盟国に寄り添ったものとするための体制整備を進めました。例えば、技術支援の主要な対象国であるラオスやカンボジアなどにおいては、財務省や中央銀行の局長級をはじめとする幹部とも日常的に対話できる経験豊富な専門家を現地で採用することとしました。これにより、加盟国のニーズをより的確に把握し、より機動的で実効性の高い技術支援を提供できる体制を目指しています。

また、AMROの技術支援の中核となる加盟国からのセコンドメント・プログラムについても、私自身がセコンディとのランチミーティングを定期的で開催し、率直な意見交換を重ねてきました。現場の声を直

接聞くことで、加盟国のニーズをより深く理解するとともに、プログラムの改善に取り組んでいます。

さらに、ASEAN+3で新たに議論するクロスボーダー・デジタルペイメント分野でも、技術支援は重要な役割を果たします。これまで決済システムは専門性が高く、国際協力の中でも十分に光が当たってこなかった分野でした。しかし、今後はASEAN+3での議論を通じて各国の制度や能力のギャップを把握し、その解消に向けた技術支援が重要になります。このため、各国中央銀行などで決済業務に精通した専門家の採用も進め、AMROとして新たな分野で加盟国への貢献を強化していきます。

組織能力と対外発信の強化

—AMROを、真に自立した国際機関へ

この1年間は、AMROの知見や政策提言を加盟国や市場、国際社会に積極的に発信するとともに、加盟国との対話を一層深めることにも力を入れてきました。

例えば、これまでAMROでは十分に取り組んでこなかった加盟国の首脳、財務大臣、中央銀行総裁との対話を積極的に進めています。香港を含む14の加盟国・地域のうち、既に11の国・地域でこうした機会を実現しており、首脳レベルでは、日本の高市総理、シンガポールのローレンス・ウォン首相、ラオスのソーンサイ首相との面会を行いました。AMROへの期待や各国の政策課題を直接伺うとともに、AMROの分析や政策提言について率直な議論を重ねています。こうした直接の意見交換は、AMROのサーベイランスや技術支援を、より加盟国のニーズに即したものとする上でも重要です。

写真1 高市総理と著者の面会





写真2 シンガポールのローレンス・ウォン首相と著者の面会



写真3 ラオスのソーンサイ首相と著者の面会



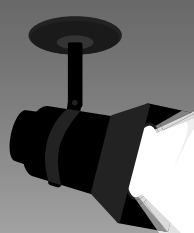
AMROの分析結果や政策メッセージを各国のメディアに直接説明することで、サーベイランスの透明性を高めるとともに、AMROの役割への理解を広げることを目指しています。

こうした対外発信や各国トップとの対話は一過性の取組に終わらせることなく、組織として継続的に行う体制を整えることが重要です。AMROはこれまで、加盟国の要請を受け、サーベイランス機能を中心に人員・体制を拡充してきました。AMROが真に自立した国際機関としてさらに発展していくためには、対外発信、組織内外の知見の蓄積・共有、新たな取組を継続的に生み出す企画・調整など、組織運営を支える官房機能の充実が不可欠です。今後は、そのための体制強化を進めていきたいと考えています。

メディア対応についても、私自身、新聞や専門誌への寄稿に加え、ブルームバーグやCNBCなどの欧米メディア、中国を含む域内メディアからのインタビューにも積極的に対応し、AMROの見方やASEAN+3地域の経済・金融情勢について幅広く発信してきました。LinkedInをはじめとするソーシャルメディアも積極的に活用しています。

国際的な場での発信にも積極的に取り組みました。2026年3月に中国で開催されたボアオ・フォーラムでは、AIIBのゾウ総裁や周小川・元中国人民銀行総裁と並んでパネルディスカッションに参加しました。また、2026年6月に東京で開催された日経フォーラムでは、マレーシアとカンボジアの中央銀行総裁を招いたパネルのモデレーターを務め、地域金融協力の重要性について議論しました。

また、日本からの提案も踏まえ、各国での年次協議後に記者会見を実施する取組も開始しました。



5次のトリセツ

—FATF第5次対日相互審査で示す官民のチカラ—

—第3回：IO2（国際協力）—

国際局 資金移転対策室 課長補佐 高橋 幸裕
国際対策係長 三代 健太

【目次】

1. はじめに
2. FATF基準の要請（IO2）
 - （1）IO2の位置づけ
 - （2）IO2の評価ポイント（4つの主要な課題）
 - （3）第5次相互審査からの評価ポイントの変更点
3. FATF第5次相互審査での各国への指摘事項
 - （1）マレーシア（2025年12月公表）
 - （2）ベルギー（2025年12月公表）
 - （3）イタリア（2026年4月公表）
 - （4）オーストリア（2026年4月公表）
 - （5）シンガポール（2026年5月公表）
 - （6）まとめ
4. 第4次相互審査での日本への指摘事項
 - （1）IO2に関する指摘事項
5. 第4次対日相互審査以降の日本政府の取組み
 - （1）日本政府の取組み
6. 第5次対日相互審査における課題と民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項
 - （1）第5次対日相互審査における課題
 - （2）民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項
7. 終わりに

掲載号		内容
2026年5月号	第1回	序論
6月号	第2回	IO1
7月号	第3回	IO2
8月号	第4回	IO3
9月号	第5回	IO4
10月号	第6回	IO5
11月号	第7回	IO6
12月号	第8回	IO7
2027年1月号	第9回	IO8
2月号	第10回	IO9
3月号	第11回	IO10
4月号	第12回	IO11
5月号	第13回	重要TC
6月号	第14回	まとめ

（掲載号・内容は変更される場合があります）

1. はじめに^{*1}

前回はIO1（リスク認識・協調）について、FATFが各国に求めるリスク評価とリスクベース・アプローチの概要、第5次相互審査における各国への指摘事項、及び第4次対日相互審査での指摘事項と日本政府の取組みを説明した。今回は、IO2（国際協力）について取り上げたい。

なぜ、マネー・ローンダリング対策などにおいて「国際協力」が必要となるのか。それを考えるにあたり、ナイジェリアでの摘発事例をご紹介します。

2025年2月、日本人を標的としたSNS型投資・ロマンス詐欺の収益がナイジェリアに流れていた事案に関し、警察庁は現地警察がナイジェリア国籍の11人を逮捕したと発表した。この捜査は国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）の枠組みの一環として行われ、警察庁サイバー特別捜

査部が詐欺金の流れを解析し、その追跡結果をナイジェリア警察に情報提供したことで逮捕にこぎ着けた。詐欺金は暗号資産に交換され、現地で不動産購入に充てられていたという。日本のSNS型投資・ロマンス詐欺と特殊詐欺を合わせた被害額は2025年に約3,240億円に上り、前年の1.6倍を超える深刻な状況にある。

報道にある「SNS型投資・ロマンス詐欺」とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取ったり、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取ったりする詐欺である^{*2}。「SNS型投資・ロマンス詐欺」の捜査の難しさの1つとして、匿名性の高い通信アプリで指示を飛ばし、拠点を日本の捜査権が及ばない海外に構えているケースが挙げられる。IT（情報技術）が高度に発達し、グローバル化した現代社会において、テクノロジーを巧みに悪用した犯罪であり、一国の捜査機関

*1) 本稿の意見にわたる部分は執筆者の個人的見解であり、執筆者の属する組織の公式見解を示すものではない。

*2) 『犯罪収益移転危険度調査書』（令和7年11月公表）p.14。

だけでは対処に限界がある。犯罪者たちは国境を「盾」として利用する一方、捜査機関は国境を「壁」として乗り越えなければならないという構図である。ICPOを通じたナイジェリアでの摘発も、国際協力なくしては実現しえなかった成果である。こうした「国境を越える犯罪」に「国境を越える協力」で立ち向かうための枠組みの実効性を評価・検証するのが、今回取り上げるIO2（国際協力）である。

上記のとおり、マネー・ローンダリング、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散活動への資金供与といった犯罪は、往々にして国境を越えるものであり、その対策にあたっては、各国間の協力・連携が必要になる。現代の金融システムや暗号資産といった金融技術の発展により、犯罪グループは詐欺等で得た不正な資金を世界中に移動させることが可能であり、彼らは、自国の捜査の手が届かない海外の銀行口座や、規制が緩い国を意図的に利用する。実際、近年では暗号資産を含む多様な送金手段により海外への資金移転が行われている。どれだけ自国内の規制を厳しくしたとしても、他国との迅速な情報共有や捜査協力ができなければ、国境を越えた瞬間に資金の追跡がほぼ途絶えてしまうため、二国間・多国間の国際協力は不可欠である。

国境を越えるマネロン等に対処するためには、捜査機関は外国の銀行口座の取引記録などを入手する必要があるが、「執行管轄権については、原則として属地主義であり、他国領域内での執行管轄権は相手国の同意がないと行使できない^{*3}」とされるため、外国に所在する証拠を直接収集することはできず、いかに重大な犯罪であっても一方的に他国の領域内で捜査活動を行うことは許されない。そこで、相手国当局に「刑事共助要請」(MLA: Mutual Legal Assistance)を行い、証拠の収集や犯罪人の引渡しを求めることになる。MLAの法的基盤としては、二国間の刑事共助条約・協定のほか、国連国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）^{*4}や国連腐敗防止条約（メリダ条約）^{*5}等の多数国間条約が挙げられる。また、犯罪収益が海外に移転されている場合には、相手国に対して当該資産の凍結・

押収・没収を要請し、被害者への返還を含む「財産回復」(IO8の章で詳述)を促進する必要がある。

加えて、刑事共助等の「公式」チャネルだけでなく、資金情報機関(FIU: Financial Intelligence Unit)間のエグモント・グループを通じた情報交換や、法執行機関間の覚書(MOU: Memorandum of understanding)・ICPOチャネル、さらにはCARIN(Camden Assets Recovery Inter-Agency Network)やARIN-AP(Asset Recovery Inter-Agency Network for Asia and the Pacific)等の財産回収ネットワークに基づく「非公式」な情報共有・協力も、国際協力の重要な実務ツールである。実際、非公式な協力は公式な協力の成功を根底から支える不可欠な要素であることが多い。例えば、FIU間の迅速な情報交換によって犯罪収益の所在を早期に特定し、正式なMLA要請に先行して相手国に資産の保全を働きかけるといった実務が、世界各国で広がっている。これらの公式・非公式双方の国際協力がどの程度効果的に行われているかを評価するのが、IO2の役割である。

先述のとおり、マネロン・テロ資金供与・拡散金融は本質的に国境を越える犯罪であり、一国の法執行機関だけでは対処に限界がある。このような国際的なマネロン等に対処する上で重要となるのが、単に国内制度の整備にとどまらず、「いかに他国と連携し、実効的に証拠や資産を確保できるか」という観点である。すなわち、国際協力の質と量こそが、マネロン等対策の実効性を左右する鍵となる。とりわけ、アジアにおける国際金融センターとしての地位を有している日本にとって、国際協力の実効性は重要な審査項目の一つである。

本稿では、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に取り組む際、必要となる「国際協力」を説明したい。

2. FATF基準の要請 (IO2)

(1) IO2の位置づけ

IO2は、FATFの11の有効性評価項目(IO: Immediate Outcomes)のうち、国際協力に関する

^{*3} 小寺彰ほか編『講義国際法（第2版）』（有斐閣、2010年）174頁〔中川淳司〕

^{*4} 国連において、国際組織犯罪対策のための条約作成交渉が1999年に開始され、2000年11月に国連総会において「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（略称：国際組織犯罪防止条約）」が採択された。2000年12月に、イタリアのパレルモにおいて同条約の署名会議が行われ、同条約は2003年9月に発効した。この条約では、捜査、訴追、及び司法手続において最大限の法律上の援助を相互に与えることなどが規定されている。

^{*5} パレルモ条約に腐敗問題に対処するための簡潔な規定が盛り込まれたが、同規定の作成交渉において一層効果的に腐敗問題に対処するために、別途、包括的な国際文書の作成を検討することが提唱され、メリダ条約は2003年10月に国際連合総会において採択された。この条約では、犯罪収益の没収、財産の返還等に関する国際協力等につき規定されている。

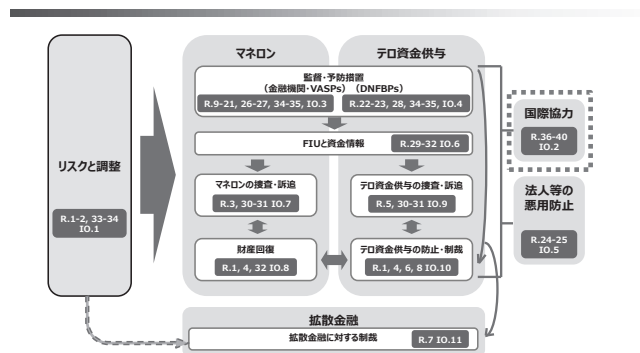


分野を扱う。FATFのメソドロジーにおいて、IO2は「国際協力を通じて、適切な情報、金融インテリジェンス、証拠を提供し、犯罪者とその財産に対する措置を促進する」ことを目的とする評価項目と定義されている*6。IO1が全てのIOの前提となるのに対し、IO2はマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性について、国境を越えた協力の観点から評価する重要な審査項目である。

前回の第2回目で掲載したマネロン等対策の概要図（IO・TCの相関図、以下再掲）のとおりに、IO2は主にFATF勧告36～40*7に対応しており、これらの勧告が実際にどの程度効果的に機能しているかが審査される。また、IO2は独立した評価項目であると同時に、他のIOを支える横断的な要素でもある。例えば、マネロンの捜査・訴追（IO7）や財産回復（IO8）においては、国外に所在する証拠や資産へのアクセスが不可欠であり、国際協力の実効性が成果に直結する。また、テロ資金供与対策（IO9・IO10）や拡散金融対策（IO11）においても、国境を越えた資金の流れを把握する上で、迅速かつ的確な国際協力が不可欠となる。

【マネロン等対策の概要：IOとTCの相関図（FATF基準及びFATF作成資料を基に作成）】

マネロン等対策の概要



(2) IO2の評価ポイント（4つの主要な課題）

IO2の有効性は以下の4つの主要な課題（Core Issue）に基づき評価される*8。

Core Issue 2.1：刑事共助等要請への対応

当該国は、マネロン、関連前提犯罪、テロ資金供与

に関して、証拠の提供や犯罪人の所在の特定、引渡しの実施といった外国からの要請へ対応するため、また外国からの資産凍結・押収・没収命令の執行を含めた財産回復を促進するために、どの程度建設的かつ適時に刑事共助及び犯罪人の引渡しを行ったか。供与した支援の質はどうか。

Core Issue 2.2：刑事共助等の要請

当該国は、マネロン、関連前提犯罪、テロ資金供与に関連して、証拠の提供や犯罪人の捜査、引渡しを実施するために、若しくは外国からの資産凍結・押収・没収命令の執行を含めた財産回復を促進するために、外国に対して、適切かつ適時に、刑事共助及び犯罪人引渡しをどの程度求めてきたか。

Core Issue 2.3：外国への情報・援助の非公式な要請

権限ある各当局は、財産回復を含めた、マネロン及びテロ資金供与対策を目的として、外国当局からの情報又は援助を適時・適切な方法で求めるために、他の形での国際協力をどの程度活用しているか。これには、関連するあらゆる種類の情報（犯罪経歴や被疑者の特定に関するその他の情報、財務情報、特定金融情報、基本情報又は実質的支配者情報等）を含め、また、権限ある当局（監督当局、FIU、法執行機関、財産回復や財産管理を担当する当局、税関及び税務当局等）からの情報及び援助を含む。

Core Issue 2.4：外国への情報・援助の非公式な提供

権限ある各当局は、マネロン及びテロ資金供与対策を目的として、外国当局に対して、情報及び援助を建設的かつ適時の方法（自発的なものを含む）で提供するために、他の形での国際協力をどの程度活用しているか。これには、関連するあらゆる種類の情報（犯罪経歴や被疑者の特定に関するその他の情報、財務情報、特定金融情報、基本情報又は実質的支配者情報等）を含め、また、関連する権限ある当局（監督当局、FIU、法執行機関、財産回復や財産管理を担当する当局、税関及び税務当局等）からの情報及び援助を含む。

*6) FATF "Methodology – For Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems (Updated December 2025)", p.124

*7) 勧告36（国連諸文書の批准）、勧告37（法律上の相互援助、国際協力）、勧告38（法律上の相互援助：凍結及び没収）、勧告39（犯人引渡）、勧告40（国際協力（外国当局との情報交換））

*8) FATF "Methodology – For Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems (Updated December 2025)", p.125-126

(3) 第5次相互審査からの評価ポイントの変更

前回の第4次相互審査を受けた対象43カ国のIO2の評価を確認すると、4段階中最も高い評価であるHE (High level of Effectiveness)*⁹評価が6カ国、上から2番目のSE (Substantial level of Effectiveness) 評価が29カ国に上った。これは11あるIO項目の中でHE評価の数が最多、SE評価の数も2番目に多いという結果であり、国際協力の有効性が極めて高く評価されていた。しかしながら、他のIO項目、特にIO7 (マネロンの捜査・訴追) やIO8 (財産回復) については、大半の国が下から2番目のME (Moderate level of Effectiveness) 評価にとどまっており、越境的なマネロン・リスクを抱える国を含め、IO2の高評価と他のIO項目の評価との間に整合性の欠如が見られた。

こうした背景を踏まえ、第5次相互審査に向けて、2025年2月に開催されたFATF全体会合にて、IO2に関する評価ポイントに関する重要な見直しの議論が行われた。特に第4次相互審査でのIO2の課題として、(1) IO2の評価が定性的な記述に偏り、定量データによる裏付けが不十分であったこと、(2) 財産回復を支援するための対象国の国際協力に関する詳細な情報が記載された報告書はごくわずかであったこと、(3) 評価対象国における国際協力の実務経験について、グローバルネットワークからの十分なフィードバックが得られなかったこと、が指摘された。

FATF全体会合での議論や2024年6月のメソドロジー改訂も踏まえ、第4次相互審査時から以下のポイントが変更となった。

第一に、「評価者は、リスクプロファイルに照らして、国際協力の質と影響力、および協力要請の件数の双方に適切な重み付けを行うべきである*¹⁰」とメソドロジーに記載されているように、第5次相互審査では定性的・定量的情報の両方を適切に重み付けして評価される。

第二に、IO2に「財産回復促進」が明確化された。外国資産の回復命令および資産の流出を防ぐための暫定措置などの特定要素を追加し、評価では財産回復のデータ・事例を重視することになった。

第三に、国際協力に関するフィードバック収集方法が拡充され、評価チームが選定国に直接連絡して、被評価国との協力経験やリスクに関する一般的・具体的な意見を求める方式に変更された。メソドロジーにおいても、「評価者は、事例研究、他国からのフィードバック、入手可能な統計など、利用可能なあらゆる情報を活用すべきである」と明記されている。

第四に、評価チームに対し、国ごとのリスクや状況に照らして国際協力の重要性を明確に示し、その取り組みがリスクに見合っているかを評価することが求められる。また、公式協力と非公式協力の関係や、非公式協力が公式協力をどのように補完しているかも考慮されることになった。メソドロジーにも以下の通り定められている。「Core Issuesを評価する際、評価者は、国際協力の取り組みがリスクと整合しているかどうかを検討すべきである。(中略) Core Issuesは、「公式の」国際協力(中略)と、その他のより「非公式の」協力(中略)に分けられる。評価者は、評価対象国におけるこれら2種類の協力の関連性、および非公式の協力が公式の協力を支援するためにどのように活用されているかを検討すべきである。」

これらの見直しにより、第5次相互審査では、従来のように「国際協力の枠組みが整備されているか」といった観点のみならず、「実際にどの程度活用され、成果につながっているか」がより厳格に問われることとなった。すなわち、制度の有無から実効性の証明へと評価の重心が明確にシフトしている点が大きな特徴である。

3. FATF第5次相互審査での各国への指摘事項

2025年10月のFATF全体会合から第5次相互審査の議論が開始された。その後、マレーシア、ベルギー、イタリア、オーストリア、シンガポールの5カ国が審査対象となり、最終報告書が公表されている。これら5カ国は、第5次相互審査における評価の傾向や着眼点を示す初期事例であり、国際協力に関する評価の方向性を把握する上で重要な示唆を与えるものである。

*9) 上位評価から順に、High, Substantial, Moderate, Low (level of Effectiveness)

*10) FATF "Methodology – For Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems (Updated December 2025)", p.124-125



(1) マレーシア (2025年12月公表)

マレーシアは、IO2について4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。

マレーシアは、第4次相互審査以降、条約・MOU数の増加やMLA関連研修の実施等を通じて、国際協力を強化し、外国へのMLA要請件数も36件から109件へ大幅に増加した点は評価された。しかし、緊急性や資産散逸リスクに基づく優先順位付けの明確な指針の欠如が指摘されたほか、外国から受領した要請のタイムリーな執行に課題があると指摘された。

また、外国に対して、汚職及び詐欺関連の要請が最も多かった点は国のリスク評価（NRA：National Risk Assessment）と一致してたが、テロ資金供与（TF：Terrorist Financing）・組織犯罪・麻薬等に関連する外国への要請件数が、自国のリスクプロファイルに見合っていない点や、海外移転された不正収益の体系的な追跡も不十分である点も課題として挙げられた。

このように、マレーシアは国際協力の枠組みや件数の面では一定の改善が見られたものの、要請の優先順位付けやリスクとの整合性といった「戦略的な活用」の面で課題が残ると評価された。

(2) ベルギー (2025年12月公表)

ベルギーは、IO2についてマレーシア同様、4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。

ベルギーはMLA・犯罪人引渡しの包括的枠組みを有し、外国からの要請に対して、提供される支援の質・迅速性はFATFメンバーから高く評価された。他方、外国からの資産凍結・没収の要請件数は少なく、外国への要請数も、自国のリスクプロファイルに比して全般的に低いと指摘された。

また、非公式な国際協力も広範に展開しているが、自国のマネロン事案・前提犯罪の包括的データマッピングが未整備であり、国際協力活動がリスクプロファイルと整合しているかの評価が困難な点が課題として挙げられた。

すなわち、ベルギーは個別の対応の質は高い一方で、国全体としての国際協力活動がどの程度リスクに見合ったものとなっているかを示すためのデータ基盤

の整備に課題があると評価された。

(3) イタリア (2026年4月公表)

イタリアは、IO2について、4段階中の上から2番目の評価であるSE評価を得た。

イタリアはEU域内・域外の二重構造を有し、2020～2025年に計3,400件超の要請を海外に発出するなど、自国の主要リスク（組織犯罪・マネロン・財産回復）に沿った積極的な国際協力を展開しており、FIU等による多層的な協力提供も量・迅速性ともに高水準と評価された。

一方、要請の質・処理期間・成功率を中央で一元管理する体系的モニタリング制度の欠如や、特定非金融業者及び職業専門家（DNFBPs^{*11}：不動産業者、宝石貴金属業者、弁護士、司法書士など）を所管する監督当局の国際協力への関与が必要と指摘された。

このように、イタリアはリスクに対応した積極的な国際協力の実績が高く評価された一方で、その成果を体系的に把握・評価する仕組みの更なる高度化が今後の課題とされた。

(4) オーストリア (2026年4月公表)

オーストリアは、IO2についてマレーシア及びベルギー同様、4段階中の下から2番目の評価であるME評価となった。

オーストリアは包括的な法的枠組みと効率的な中央当局体制を有し、EU域内を中心に質の高い迅速なMLAを提供していると評価された。しかし、マネロン事件の約9割で国際協力が未活用であり、非EU諸国とのMLA・引渡し件数は自国のリスクプロファイルに比して著しく少ないと指摘された。

FIUの外国への発出要請は2021年の945件から2024年に40件へ急減し、財産回復支援の実績も極めて限定的（非EUとの資産共有はほぼゼロ）であるなど、制度の堅牢さに比して実際の協力量と成果が自国のリスクに見合っていない点が課題として挙げられた。

したがって、オーストリアにおいては、制度や体制の整備にもかかわらず、実際の活用や成果が伴っていない点が大きな課題として認識された。

*11) "Designated Non-Financial Businesses and Professions" の略

(5) シンガポール（2026年5月公表）

シンガポールは、イタリア同様、IO2は4段階中の上から2番目の評価であるSE評価を得た。

シンガポールは体系的な法的枠組みを有しており、外国から受領したMLA要請に対して、タイムリーかつ建設的な国際協力を提供できていると評価された。また、財産回復支援についても、体制を整えており、高い実績を示した。

一方、外国への要請発出件数は、自国のリスクプロフィール・背景・マネロン調査件数を考慮すると、控えめであると指摘された。また、犯罪類型も詐欺に偏重しており、詐欺以外のMLA要請は限定的であることが課題として挙げられた。

このように、シンガポールは受動的な国際協力の質と迅速性は高く評価されている一方で、リスクに見合った対外要請の積極性という観点では改善の余地が指摘された。

(6) まとめ

下表は上記5か国の相互審査報告書のうちIO2のCore Issuesの指摘をまとめたものである。肯定的な評価は太字・下線で、否定的な評価は斜体で示している。ご覧いただくと、4段階中上から2番目のSE評価を受けたイタリア（伊）及びシンガポール（星）には肯定的評価が多い一方、下から2番のME評価を受けたマレーシア（馬）、ベルギー（白）及びオーストリア

には否定的評価が多いことが分かる。なお、5か国はいずれも第4次相互審査ではSE評価であったが、第5次相互審査ではイタリア・シンガポールのみがSE評価を維持し、残る3か国はME評価に引き下げとなった。この結果は、第5次相互審査の評価基準が大幅に精緻化されたことを如実に反映している。これら5か国に共通して見られる傾向として、国際協力の制度的枠組み自体は概ね整備されている一方で、(1) 自国のリスクプロフィールに沿った要請の発出、(2) 財産回復を含めた成果の蓄積、(3) これらを裏付ける統計・データの整備といった点に課題が見られる。このような評価結果は、第5次相互審査において、MLAなどの件数や枠組みの有無のみならず、それがリスクに応じて戦略的に活用され、具体的成果として示されているかが厳格に問われていることを示唆している。

4. 第4次相互審査での日本への指摘事項

(1) IO2に関する指摘事項

2021年8月に公表された第4次対日相互審査報告書において、IO2について4段階中の上から2番目の評価であるSE評価を得た^{*12}。概ね効果的に国際協力を提供・活用していると評価されたが、その一方で、それぞれのCore Issuesにおいて以下の改善が勧告された（以下は第4次相互審査時の評価ポイントに基づくもの。第5次相互審査では評価ポイントが変更され

	馬(25/10)	白(25/10)	伊(26/2)	埃(26/2)	星(26/2)
評価	ME	ME	SE	ME	SE
刑事共助等要請への対応(2.1)	刑事共助および犯罪人引渡しを提供するための包括的で適切な枠組みを有し、提供される支援の質は高く評価されるが、資産凍結・没収の要請実行には課題。	EU・非EU合わせ1,215件のMLAを受領し迅速に対応。FATFグローバルネットワークの評価も高いが、資産の国外移転傾向により欧州凍結・没収命令（EFO・ECO）の活用は限定的である。	EUの欧州捜査令状（EIO）と条約・互恵原則に基づく刑事共助の二本立てで、証拠提供・所在確認・引渡し・財産回復まで幅広く対応し、処理件数も多く概ね迅速である。	EIOを中心に大量の刑事共助・引渡要請を迅速・高品質に処理し、国際的評価も高い。一方、非EU諸国との協力や資産差押え・没収の実績は限定的で、統計・体系的分析の不足から財産回復面でのリスク整合性に課題が残る。	ML・TF・詐欺を中心に迅速・高品質な刑事共助・引渡し・財産回復支援を提供し、約7.5億シンガポールドル程度の資産返還等の具体的な成果を上げている。
刑事共助等の要請(2.2)	麻薬・TF等の高リスク犯罪に関する要請や財産回復要請はリスクプロフィールに比して著しく少ない。要請手続書における優先順位付けやガイダンスの不備、及び海外資産の体系的追跡の欠如が、国際協力の実効性を制約している。	刑事共助の要請数はリスクプロフィールに比して少なく、複雑な国際ML案件では公式手続の困難さから実効的代替手段に依存。ML事件の類型・前提犯事・結果に関する包括的データも不足しており、リスク整合性・有効性の評価が困難である。	EIO・条約に基づく刑事共助・引渡しを柔軟に活用し、ML中心にリスクに沿った国際協力と財産回復の成果を上げている。一方、執行状況や回復額の包括的データ・体系的モニタリングが不足し、リスク整合性の継続的検証に課題が残る。	EU域内ではEIO等を活用するが、EU域外へのML/TF関連の刑事共助・引渡し・財産回復は件数・データとも著しく不足し、リスクに見合った協力とは言い難い。ML事業の国際業務率の低さや資産差押え・没収の実績・統計の欠如が実効性確保の大きな課題である。	詐欺・MLを中心にMLA・引渡し・財産回復で一定の成果を上げている。要請件数はリスク規模比で控えめ。非公式協力への依存が強く、高リスク分野での公式協力拡大に改善余地がある。
外国への情報・援助の非公式要請(2.3)	FIU等はMOU等を通じ非公式協力を積極活用し成果を上げているが、危信要請では麻薬・人身取引等の高リスク犯罪が過少で、非公式協力から正式MLA要請への発展経路も不明確であり、リスク整合性に課題が残る。	ML/TFと闘うために刑事共助以外の非公式国際協力を広範かつ積極的に活用して外国当局に情報を求めているが、FIUの情報要請の条件には一部制限あり。	FIU等がFIU間照会・CARIN/ARIN・JIT・INTERPOL等の非公式協力を積極活用し、逃亡者検定や大規模資産凍結・没収で顕著な成果を上げている。	FIU等の非公式国際協力は量・即応性とも一定の評価を得ているが、FIUの送出要請の急減や財産回復の具体的な成果の観点から、リスクプロフィールに即した戦略的活用は不十分である。	国際協力の重要性を十分に認識し、要請自体は概ね適時かつ高品質であるが、リスク規模に比して対外MLA・引渡要請の量は控えめで、重点化に課題が残る。
外国への情報・援助の非公式提供(2.4)	FIU等を通じ国際協力の提供を幅広く行い、外国からのフィードバックも概ね肯定的であるが、一宗、要請の対応遅延が複数国から指摘されている。	当局が提供する「非公式な国際協力」は質の高さと迅速さで高く評価されており、特にFIUによる自発的な情報提供が極めて積極的に行われている。	FIU等がFIU間情報交換・POLICE/AROネットワーク・資産追跡等に迅速・高品質で対応し、応答時間短縮や多数の逮捕・高額財産回復で成果を上げている。一方、一部機関の処理負担増大による遅延リスクがあり、体制強化が課題である。	FIU等の情報交換は迅速で国際協力の評価は概ね良好だが、FIU支援の有効性を裏付ける統計や財産回復の具体的な成果は限定的で、特にDNFBPs（特定非金融業者及び職業専門家）監督分野での国際協力の乏しさが実効性の課題である。	非公式協力を幅広く活用し、迅速性と実効性の両面は高水準にある。FIUは詐欺やMLを中心に迅速な対応と自発的な情報提供で捜査・資産追跡を積極的に支援している。一方で、リスクに比した重点化には改善余地が残る。

*12) FATF Mutual Evaluation Report of Japan, p.165



ている点は前記2の通り)。

第一に、**刑事共助等要請への対応 (2.1)** について、引渡しについてのより多くの条約の交渉を行い、自国民引渡しの基盤を提供すること、双罰性を裁量的要件として法律に導入することを検討することが求められた。

第二に、**刑事共助等の要請 (2.2)** について、リスクプロファイルに沿って、外国当局に対するマネロン・テロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する国際協力の要請の強化や、刑事共助、犯罪人引渡しと財産回復を追求することを強化・促進するために、関係省庁における研修、ガイダンス及び啓発活動の促進の必要性が指摘された。

第三に、**外国への情報・援助の非公式な要請 (2.3)** について、監督当局がAML/CFT上の監督協力と情報交換などの国際協力の発展及び情報交換に関する包括的な統計を維持することが求められた。

第四に、**外国への情報・援助の非公式な提供 (2.4)** について、海外パートナーに対して、JAFIC (Japanese Financial Intelligence Center : 日本のFIU) 及び警察庁の金融インテリジェンスと情報の自発的な提供の強化が求められた。

以上の第4次相互審査での指摘事項を総括すると、日本においては、国際協力の法的枠組みや協力チャネル自体は概ね整備されているものの、(1) リスクプロファイルに沿った戦略的な要請の発出、(2) 非公式協力を含む実績の体系的な把握、(3) 自発的な情報提供の強化といった点において改善の余地が指摘された。

5. 第4次対日相互審査以降の日本政府の取組み

(1) 日本政府の取組み

2022年5月に、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議 (以下「政策会議」) が策定・公表した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」 (以下「基本方針」)^{*13} において、国としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融政策を明確化した。基本方針では、「取り組むべき4つの柱」の1つとして「国際的な協調・連携の強化」が挙げら

れた。犯罪のグローバル化・複雑化、国際情勢の緊迫化に伴い、国際機関や諸外国との連携を強化し、グローバルなマネロン・テロ資金供与・拡散金融への対応を継続・強化していく必要性が明記されている。

さらに、2024年4月には2024年度から2026年度を対象とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画^{*14}」を政策会議で決定し、国際協力に関する具体的な施策の実施スケジュールを明示した。「(1) 国際機関等との連携強化」、「(2) 効果的かつ時機を得た捜査共助・逃亡犯罪人引渡の実施」、「(3) 外国のカウンターパートとの (2) 以外の情報交換の促進」の3項目が掲げられ、警察庁や法務省をはじめとする担当府省庁が取り組んでいる。

また、第4次相互審査以降、新たにベトナムとの間で刑事共助条約を締結した (2022年8月)。その他、ブラジルやカナダとも刑事共助条約締結に向けて手続きを進めている。

二国間刑事共助条約/刑事共助協定	締結年月
日・米刑事共助条約	2006年6月
日・韓刑事共助条約	2006年12月
日・中刑事共助条約	2008年10月
日・EU刑事共助協定	2010年12月
日・露刑事共助条約	2010年11月
日・ベトナム刑事共助条約	2022年8月

犯罪人引渡条約	締結年月
米国との犯罪人引渡条約	1980年2月
日・韓犯罪人引渡条約	2002年6月

上記は締結済みの二国間の刑事共助条約/刑事共助協定及び犯罪人引渡条約であり、日本は二国間条約の他に、パレルモ条約やメリダ条約等の多国間条約も締結している。

6. 第5次対日相互審査における課題と民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項

(1) 第5次対日相互審査における課題

日本が来たる第5次対日相互審査において相応の高い評価を得るためには、FATF基準の要請、第5次相互審査における各国への指摘事項、そして第4次対日相互審査における指摘事項を踏まえると、**特定したり**

^{*13} 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針 (2022年5月)」 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20220519_1.pdf

^{*14} 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画 (2024年4月)」 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.pdf

スクに見合った、外国への積極的な国際協力の要請が最重要となる。

高評価を目指すために、以下の4点について更なる取り組みが必要である。

第一に、リスクプロファイルに整合的な要請の発出である。犯罪類型別の要請がリスクプロファイルと整合しているかが重要な評価ポイントとなる。例えば、日本が国として、匿名・流動型犯罪グループ（いわゆる「トクリュウ」）などによる詐欺について、リスクが高い前提犯罪と評価するのであれば、詐欺に関連した要請を積極的に発出していることを統計データ等で定量的に示すことが重要である。

第二に、積極的な情報・援助の提供である。外国から受領した要請への受動的対応のみではなく、自発的に外国に対して働きかけているかが評価対象となる。具体的には、JAFICによる自発的な情報提供、法執行機関間のICPO等を通じた非公式な情報交換等を積極的に活用し、その実績を記録・可視化していくことが求められる。第5次相互審査では、公式協力と非公式協力の関係や、非公式協力が公式協力をどのように補完しているかも評価の対象とされており、日本の各当局が実施している多様な非公式協力の枠組み（エグモン・グループ、ICPOネットワーク等）を体系的に整理し、効果が上がっていることを審査団に説明できるようにしておくことが肝要である。

第三に、他国からの要請に対する取り組みの更なる強化である。日本としても、MLA要請への処理期間の短縮や、他国から財産凍結の要請があった場合の迅速な口座等の凍結・差押え・没収の対応ができるよう、当局間及び官民での連携を一層強化する必要がある。

第四に、財産回復の実績の蓄積と体制整備である。第5次相互審査のメソドロジー改訂により財産回復の評価が強化された。外国からの資産凍結・没収命令の執行や海外に移転された不正収益の体系的な追跡について、対応できる体制の整備が急務である。

（２）民間事業者の皆様にご留意いただきたい事項

IO2は主に当局間の国際協力を評価する審査項目であるが、国際協力の実効性は民間事業者による取り組みの質に支えられている。当局が外国当局からのMLA

要請に迅速かつ的確に対応し、また自ら外国当局に協力を求める際にも、その端緒となる情報の多くは金融機関等の民間事業者から提供されるものである。以下の点について、特にご留意いただきたい。

第一に、国際協力を支える情報の質の確保である。金融機関等による疑わしい取引の届出（STR：Suspicious Transaction Report）や本人確認情報は、当局がMLA要請を行い、又は外国からの要請に対応する際の重要な端緒・裏付けとなる。第5次相互審査では、IO2の評価において定量的・定性的情報の両面が重視されることとなっており、STRの件数のみならず、その内容の的確性や、顧客の取引パターンを踏まえた分析の質が問われる。正確かつ網羅的な顧客情報の管理と、犯罪収益移転危険度調査書の内容を踏まえた適時適切な届出が基盤となる。特に、STRにおいて取引の国際的要素（送金先国・相手方属性等）を正確に記載することは、当局が国際協力の優先順位を判断し、リスクに見合った対応を行う上で不可欠である。

第二に、クロスボーダー取引に対するリスク認識の深化である。第5次相互審査では、国ごとのリスクや状況に照らして国際協力の重要性を明確に示し、その取り組みがリスクに見合っているかを示すことが求められている。このことは、当局のみならず民間事業者にも影響する。外国との取引において疑わしい兆候を把握した場合の適時適切な当局への報告は、国際協力の実効性を高める上で不可欠である。加えて、自社が取り扱うクロスボーダー取引のリスクを犯罪類型別・地域別に把握し、リスクベース・アプローチに基づく管理体制を構築しておくことが重要である。特に、日本の『犯罪収益移転危険度調査書』において高リスクとされる詐欺や薬物犯罪等の前提犯罪に関連するクロスボーダー取引には、より一層の注意が求められる。

第三に、財産回復を支える情報・体制の整備である。第5次相互審査では、IO2の評価に「財産回復の促進」が明確に位置づけられ、外国の財産回復命令の承認・執行や暫定措置（凍結・差押え等）に関する実績が重視されることとなった。財産回復のプロセスにおいては、金融機関等が保有する取引記録や口座情報が、不正資産の追跡・特定において決定的な役割を果たす。当局から照会を受けた際に、関連する取引履歴や顧客情報を速やかに提供できる体制を平時から整備



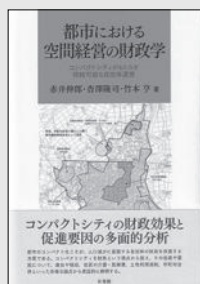
しておくことが重要である。

7. 終わりに

IO2（国際協力）は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性を、国境を越えた協力の観点から評価する審査項目であり、第5次審査では財産回復の明確化やフィードバック収集方法の拡充、リスクベースの評価の強化など、評価基準が一層精緻化されている。

約2年後の2028年夏頃に実施される第5次対日相互審査のオンサイト審査に向けて準備が本格化している。当局間の国際協力はIO2にとどまらず、マネロンの捜査・訴追（IO7）や財産回復（IO8）、テロ資金供与対策（IO9・IO10）など複数のIOにまたがる横断的な要素でもある。関係当局が一丸となって国際協力の質と迅速性の向上に取り組むとともに、民間事業者の皆様にも、STRの質の向上やクロスボーダー取引のリスク管理の強化など、日々の業務を通じた貢献をお願いしたい。国際協力の実効性は、官と民の双方の力が合わさってこそ実現するものである。

（第4回に続く）



赤井伸郎・沓澤隆司・竹本亨 著

都市における空間経営の財政学 —コンパクトシティがもたらす持続 可能な自治体運営—

有斐閣 2025年2月 定価 本体3,000円+税

評者

日本政策投資銀行設備
投資研究所上席主任研
究員
政策研究大学院大学博
士課程（政策プロフェッ
ショナルプログラム）
在籍

渡部 晶

本書は、「コンパクトシティの財政効果と促進要因の多面的分析」を行う。すなわち「都市のコンパクト化こそが、人口減少に直面する自治体の財政を改善する方策である。コンパクトシティを財政という視点から捉え、その効果や要因について、歳出や税収、住民の介護・医療費、土地利用規制、市町村合併といった多様な論点から実証的に解明する」ものである。

著者は、赤井伸郎・大阪大学大学院国際公共政策研究科教授、沓澤隆司・武蔵野大学経済学部経済学科教授、竹本亨・日本大学法学部政治経済学科教授である。赤井教授らは、このプロジェクトを2018年に始め、毎年の学会で研究成果を発表し、本書を構成する9本の論文を学会誌などに発表してきた。その取組みを通じ、「実際にそれぞれの都市がどの程度コンパクトな都市になっているのか、そのコンパクト化に向かっているのかどうかを評価するための客観的な指標の構築が欠かせない」とし、このコンパクト化の指標として、「NSD」指標を提案する。

序章で詳しく解説されている、この指標は、「近接性」（都市の中心部に人口がどの程度集中しているのか）と「密度」（集中化した市街地の中で人口がどの程度の厚みを持っているか）の2つの要素を兼ね備えたものだ。

先行研究で都市のコンパクト度を示す指標として提案されたのが「標準距離」（standard distance：SD）である。この指標は、まず、各市町村を約1km四方でメッシュ化する。次に、ある地域の各メッシュ内の地理上の重心の座標（緯度と経度）を、各メッシュ内に居住する人口で重みづけし、その地域の重心（人口重心）を決める。最後に、その人口重心から各メッシュまでの地表面距離の2乗を人口で加重平均して平方根を取った値である。これで「近接性」は認識できる。しかし、コンパクトシティのもう1つの要素である「密度」を反映するために、「標準距離」（SD）を各市町村の人口の平方根で割ったものが、「基準化された標準距離」（normalized standard distance：

NSD）である。この指標は数値が小さいほど、都市のコンパクト化が高いことを表すことになる。著者らはできるだけ簡素な1つの指標でコンパクト度を捉えて政策評価へつなげることを念頭においたとし、都市のコンパクト度の指標については更なる検討が必要で今後の課題とする。

第1章以下では、このNSDを用いた分析結果を示す。第1章では、都市のコンパクト化が自治体歳出、とくに目的別歳出の衛生費や土木費、消防費、教育費を低下させることを示唆しているとする。第2章は、コンパクト化によって地価が上がり歳入が増加する可能性のあることを明らかにしている。第1章と第2章を踏まえると、コンパクト化は財政の改善と都市住民の効用増大を両立させるシナリオの成立を示唆するのだ。

第3章と第4章では、都市のコンパクト化は住民の健康を増進し、介護や医療にかかる負担を軽減させることが示唆されるという。ここでは、要介護認定が重要な要素であるが、この際、人口移動も考慮した検討がなされる。

第5章では、土地利用規制を厳しく運用した自治体ほど都市のコンパクト度は高い傾向にあること、第6章では、市町村合併を行った自治体のうち、較差が大きい自治体間の合併後に新しい中心部が形成されて都市のコンパクト化が促進されているという。

第7章では、感染症の流行によってもコンパクトシティが持つ経済的価値は揺らいでないことを示唆し、第8章では、都市構造がそのままでも人口が減少すると、都市のコンパクト度は悪化し、財政は悪化するとする。

評者としては、21世紀を目前にして、小渕内閣のときに、堺屋太一・経企庁長官が「住、職、商、文化の混在した歩いて暮らせる街づくり」を熱心に提唱したことを思い出す。先達の卓越した構想に学びつつ、本書の分析も踏まえて具体的な取組みをいまこそ進める必要があるのだ。

COFOGの紹介と政府支出構造の分析

大臣官房総合政策課 深水 健一郎／須貝 立暉

本稿では、COFOG（Classification of the Functions of Government）を用いて、政府支出構造を分析する。

COFOG とは

- ・COFOGとは、政府支出を「何のために使われているか（機能）」の観点から分類する国際基準であり、政府が達成しようとする社会経済的目的（socioeconomic objectives）ごとに支出を整理する枠組みである。例えば、「保健」とは、医療サービスの提供や公衆衛生の向上等を通じて、国民の健康の維持・増進を図る機能を指し、「社会保護」とは、年金、医療・介護、児童手当等の社会保障給付やサービスの提供を通じて、個人や世帯の生活の安定を図る機能を指す。
- ・一方で、政府支出は、COFOGとは別に「どのように支出されているか（経済性質）」の観点からも分類される。すなわち、政府支出は機能別と経済性質別という二軸で把握できる。
- ・経済性質別では、所得や資源を家計・企業に移転する再分配としての支出や、政府が自ら又は外部委託を通じて財・サービスを生産・供給するサービス供給に係る支出に整理される。例えば、「現物社会移転以外の社会給付」は年金等の現金給付を指し、「現物社会移転」は医療・介護等のサービスを家計に提供する支出であり、いずれも再分配の性格を有する。また、企業や家計に対する「補助金」や「移転」もこうした支出に含まれる。
- ・他方、「雇用者報酬」は公務員人件費、「中間投入」は物件費や委託費等に対応し、これらは政府自らが財・サービスを供給するために要する費用を示す。なお、「総固定資本形成」といった公共投資は支出とは区別されるが、支出動向の把握上、併せて整理されることが多い。
- ・（図表1）は、これらを整理したものであり、行に機能、列に経済性質を配置し、各分野においてどのような形で支出が行われているかを把握できる構造となっている。例えば社会保障分野では給付が中心となる一方、教育や行政サービス分野では人件費や委託費を通じたサービス供給が中心となるといった違いを明確に捉えることが可能となる。
- ・対象となる政府は、中央、地方、社会保障基金からなる一般政府を指し、これらを区分することで、制度や主体の違いに着目した分析も可能となる。また、OECDにおいてもCOFOGに基づくデータが整備されており、各国の政府支出構造の特徴を比較することも可能である。
- ・以下では、本枠組みの分析例を示す。従来のように歳出規模だけでなく、その構造に着目することで、政策分野ごとの特徴や時系列的な変化、国際的な相違などを多面的に把握することが可能となる。加えて、同様の政策目的であっても統計上の分類の違いとして現れる点にも留意しつつ、政策と統計との対応関係についても検討を行う。本稿では紙幅の制約から簡単な分析例の提示にとどめるが、読者においても本統計を用いた更なる分析を試みていただきたい。

（図表1）一般政府支出の構造（2024年度）

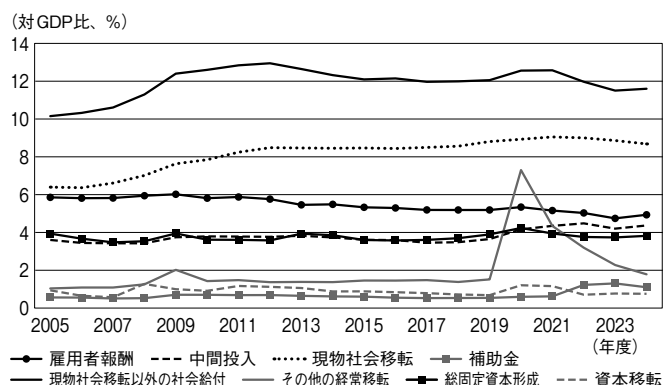
一般政府支出（兆円）	最終消費支出										
	雇用者報酬	固定資本減耗	中間投入	現物社会移転	その他	現物社会移転以外の社会給付	総固定資本形成	在庫変動	補助金	その他の経常移転	資本移転
1. 一般公共サービス	4.81	1.61	6.37	0.00	-1.38	0.00	1.69	0.01	0.00	1.17	0.36
2. 防衛	2.12	2.11	3.81	0.00	-0.25	0.00	2.13	-0.10	0.00	0.05	0.04
3. 公共の秩序・安全	5.23	0.81	1.16	0.00	-0.24	0.00	0.85	0.00	0.06	0.03	0.00
4. 経済業務	2.31	10.35	3.86	0.00	-1.13	0.00	11.16	0.00	5.69	1.50	1.82
5. 環境保護	0.75	2.77	3.29	0.00	-2.33	0.00	2.86	0.00	0.02	0.03	0.37
6. 住宅・地域アメニティ	0.35	1.42	0.41	0.00	-0.05	0.00	1.47	0.00	0.13	0.29	1.05
7. 保健	1.01	0.17	1.61	43.43	-0.21	0.00	0.26	0.00	1.10	0.30	0.39
8. 娯楽・文化・宗教	0.57	0.43	0.94	0.00	-0.09	0.00	0.71	0.00	0.00	0.22	0.01
9. 教育	11.57	2.37	4.20	0.05	-2.86	0.00	3.00	0.00	0.01	1.37	0.32
10. 社会保護	2.99	0.27	2.40	12.31	-0.20	74.53	0.41	0.00	0.05	6.49	0.49

（出所）IMF「Government Finance Statistics Manual 2014」、内閣府「2024年度国民経済計算（2020年基準・2008SNA）」

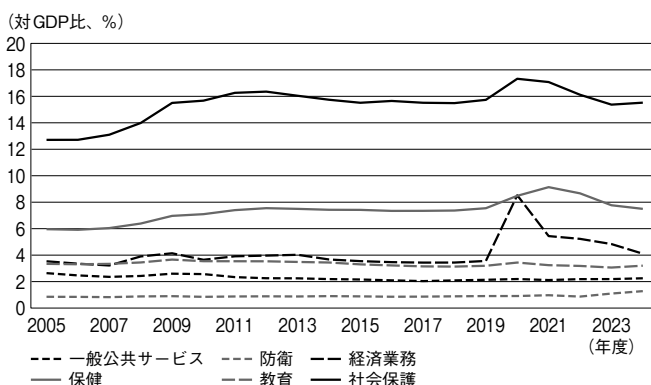
経済性質別・機能別による政府支出構造

- まず、政府支出構造を経済性質別および機能別に概観する。経済性質別にみる（図表2）と、社会保障関係の支出が太宗を占めている。すなわち、「現物社会移転以外の社会給付」、「現物社会移転」は2000年代半ば以降、対GDP比で緩やかに上昇しており、高齢化等を背景とした支出の拡大を反映している。一方、「雇用者報酬」や「中間投入」は対GDP比で大きな変動がみられず、「雇用者報酬」はやや低下傾向にある。また、「総固定資本形成」の比重も相対的に小さい。2020年度以降は、「その他の経常移転」、「資本移転」、「補助金」が一時的に上昇しており、コロナ対応等に伴う支出の拡大が確認される。
- 機能別にみる（図表3）と、「社会保護」及び「保健」が太宗として長期的に増加しており、経済性質別でみた社会保障関係支出の拡大と整合的である。また、2020年度以降は、「社会保護」「保健」「経済業務」が一時的に上昇しており、コロナ対応や電気ガス補助金等の危機対応支出の影響がうかがえる。
- 以上を踏まえると、2000年度以降の日本の政府支出の拡大は、公共投資や政府による財・サービス供給の拡大というよりも、主として社会保障関係支出の増加によって説明される。他方、コロナ期以降の支出増加には、危機対応に伴う一時的な要因も含まれており、政府支出にはこうした恒常的な要因と一時的な要因が併存している。

（図表2）経済性質別による一般政府支出



（図表3）機能別による一般政府支出

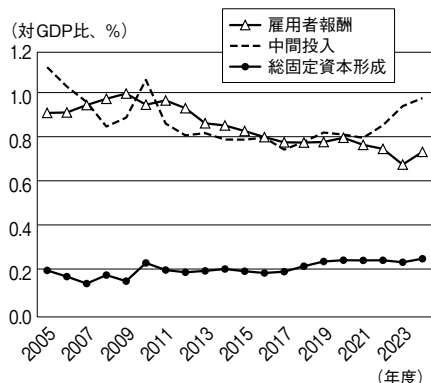


（注）分析に際しては、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税等の一部項目を除いている。
（出所）内閣府「2024年度国民経済計算（2020年基準・2008SNA）」

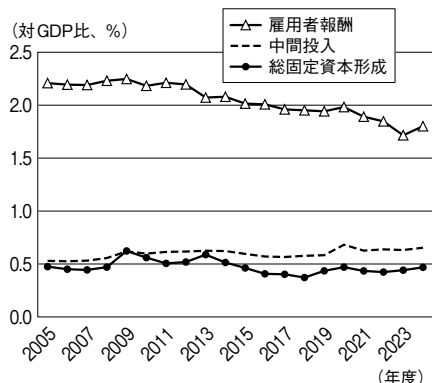
機能別と経済性質別のクロスによる政府支出構造

- 前章では、政府支出の拡大が主として社会保障関係支出によって説明されることを確認した。ここでは、それ以外に相当する分野のうち、政府による財・サービス供給や資本形成の違いが表れやすい「一般公共サービス」、「教育」、「防衛」に着目し、機能別・経済性質別のクロスで支出形態を確認する。
- 「一般公共サービス」（図表4）や「教育」（図表5）では、「雇用者報酬」や「中間投入」を通じたサービス供給の比重が大きい一方、「防衛」（図表6）では近年、「中間投入」や「総固定資本形成」の上昇がみられる。
- また、一部の分野では、「雇用者報酬」の比重低下と「中間投入」の相対的上昇がみられ、政府内部の人員によるサービス供給から、外部調達・委託を通じたサービス供給へと比重が移っている可能性がある。これは、政府支出の単なる規模の変化ではなく、行政サービスの供給方法そのものに関わる構造変化として捉え得る点で興味深い。ただし、こうした動きは、賃金と物価の相対的な伸びの違いのほか、コロナ禍における一時的な支出の増加等、複数の要因によって説明され得るものであり、直ちに構造的な変化と解釈することには慎重である必要がある。

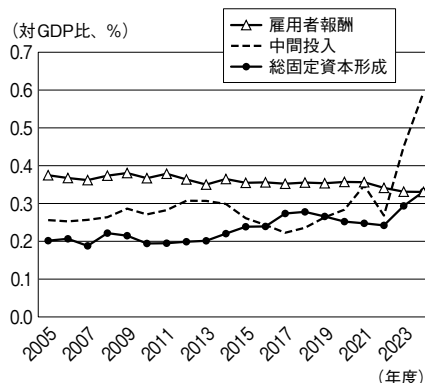
（図表4）一般公共サービス



（図表5）教育



（図表6）防衛

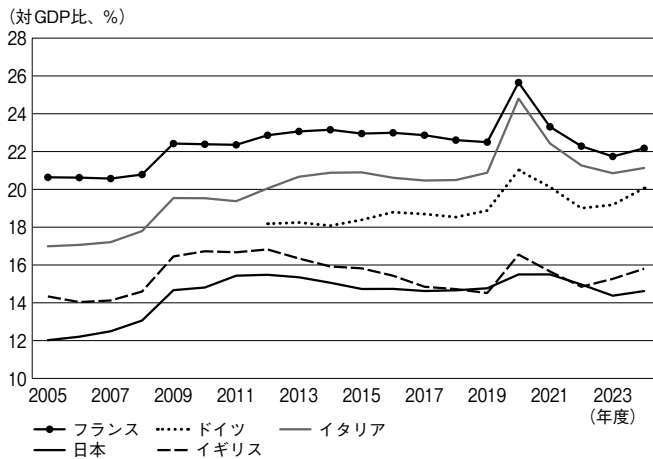


（注）分析に際しては、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税等の一部項目を除いている。また、図表の簡潔化のため、一部の移転支出（補助金、資本移転、その他の経常移転）を除いている。
（出所）内閣府「2024年度国民経済計算（2020年基準・2008SNA）」

政府支出構造の国際比較

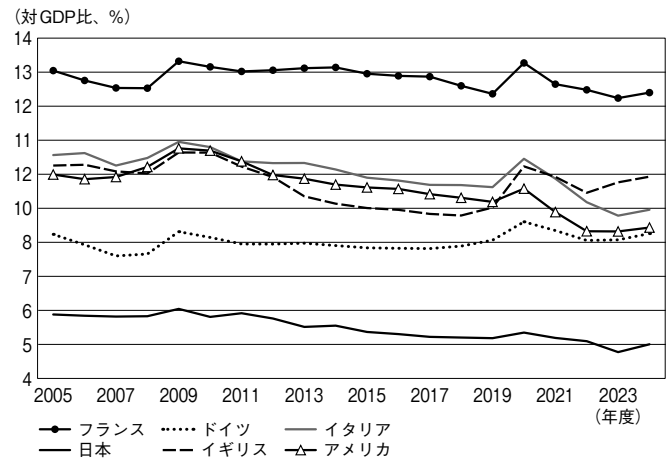
- ・最後に、各国における政府支出構造の共通点と差異を確認する。各国とも、「社会保護」（図表7）が対GDP比で大きく、長期的な支出の中心となっている点は共通している。
- ・一方で、水準には国ごとの差がみられ、「社会保護」はフランスやイタリアで高く、日本やイギリスは相対的に低い水準にある。加えて、「雇用者報酬」についても国際的な差がみられ、日本は諸外国と比べて低い水準に位置している。

（図表7）社会保護



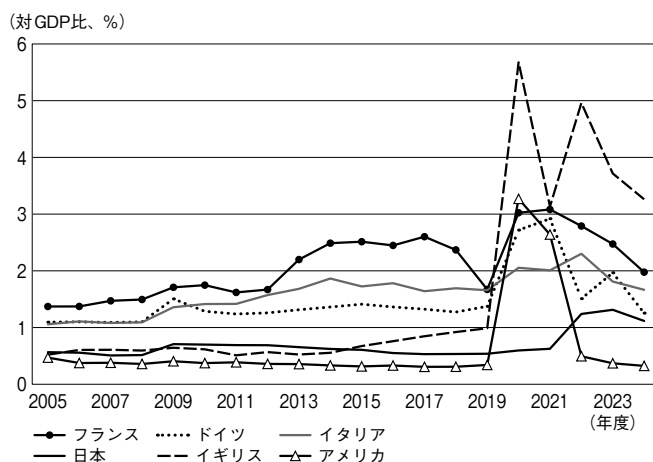
（注）「社会保護」に関して、アメリカのデータは取得できなかったため、除いている。
（出所）OECD「Annual government expenditure by function (COFOG)」

（図表8）雇用者報酬



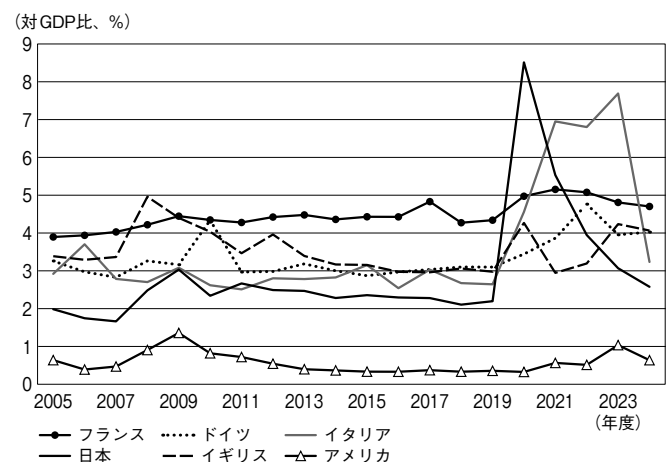
- ・また、コロナ期以降、「補助金」（図表9）、「その他の経常移転」、「資本移転」（図表10）が一時的に増加しており、危機対応に伴う支出の上振れが各国共通のものとして確認される。
- ・他方で、危機対応における支出手段には国ごとの差異もみられる。例えば、イギリス等では「補助金」の上昇が目立つ一方、日本やイタリアでは「その他の経常移転」や「資本移転」の上昇が相対的に大きい。すなわち、類似した政策目的であっても、政策の実施形態に応じて「補助金」や「その他の経常移転」、「資本移転」として計上される。このため、単一の支出項目のみから政策を評価することは、支援の実態を誤って捉えかねない。政策は一つでも、統計の上では別の顔をして現れる可能性がある。だからこそ、政策と統計の対応関係を踏まえて解釈することが重要である。

（図表9）補助金

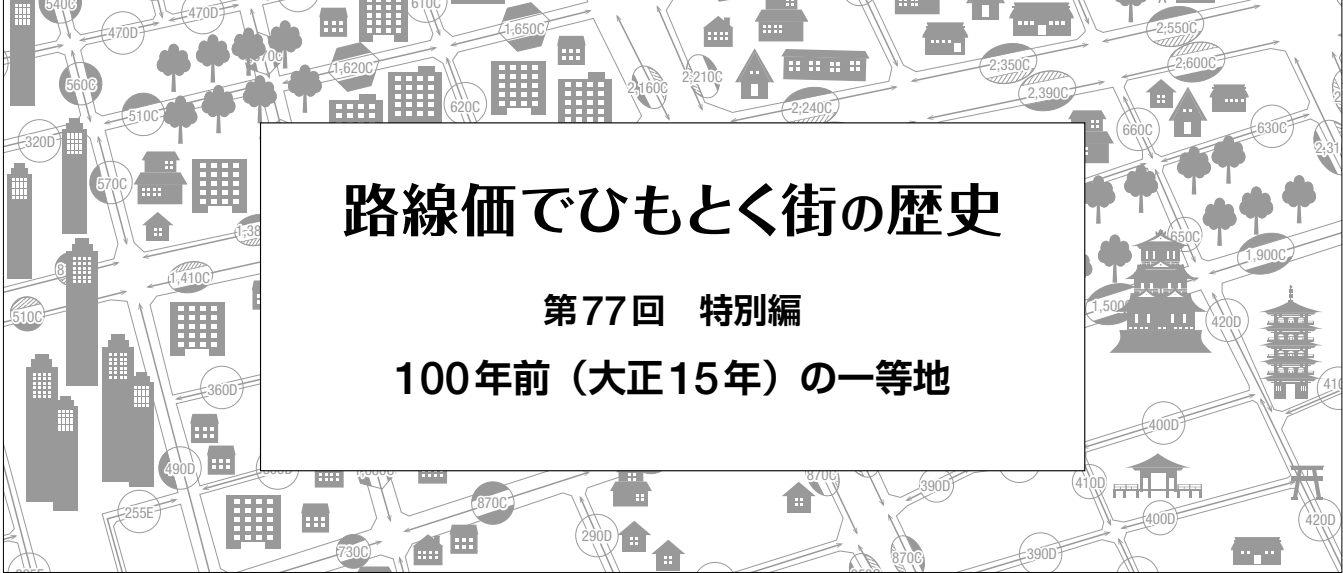


（出所）OECD「Annual government expenditure by function (COFOG)」

（図表10）その他の経常移転+資本移転



（注）文中、意見に関する部分は全て筆者の私見である。



路線価でひもとく街の歴史

第77回 特別編

100年前（大正15年）の一等地

大正15年とその10年後の一等地

次ページの表に、「土地賃貸価格調査事業報告書」による大正15年（1926）と、その10年後の昭和11年（1936）の賃貸価格を都市別に整理した。

この資料の由来を簡単に説明すると、まず、明治6年（1873）の地租改正以来、土地の課税標準は法定の「地価」とされていた。明治43年（1910）に宅地のみ賃貸価格の10倍を地価とする措置がとられたものの、全般的な都市化の進展や経済事情の変化による地価高騰には追いつかず、都市と農村の間、また都市間でも税負担の不均衡が大きく広がっていた。そこで、事業利益を含まない土地の純益を直接反映し、負担力に応じた課税の目標として最も適当であり、かつ実例調査も比較的容易な「賃貸価格」を採用する方針が打ち出される。これを受けて大正15年3月31日に公布された「土地賃貸価格調査法」により、全国の土地一筆ごとの賃貸価格を実地調査する一大事業が動き出した。完了したのは昭和2年（1927）だった。

この成果を受けて、昭和6年（1931）には地租条例が廃止されて新たに「地税法」が制定され、課税標準は正式に地価から「賃貸価格」へと改められた。地税法第9条は賃貸価格を10年ごとに改訂すると定め、第1回改訂を昭和13年（1938）に行うこととしていた。これを具体化したのが、昭和11年6月1日に公布された「土地賃貸価格改訂法」である。改訂賃貸価格は、同年4月1日における土地の状況を基準として算定することとされた。本表の昭和11年の最高賃貸価格のデータは、本格的な改訂調査に入る前段階で6月の全国局長会議に配付された資料、すなわち国税庁租税史料叢書に収録された「人口十万以上都市の宅地最高見込賃貸価格等調」（昭和11年3月13日現在）に

基づくものである。昭和11年時点で対象となった都市は35を数える。人口10万人以上という基準が、当時の都市の規模感を映している。

六大都市を除く3分の1は九州の都市

この表の35都市の序列からは昭和戦前の都市構造が見えてくる。上位6都市は東京、大阪、京都、神戸、名古屋、横浜といわゆる六大都市がそのまま並ぶ。東京110円と大阪100円が頭一つ抜けている。大正15年時点では東京と大阪が並んでいたのが興味深い。

地域別にみると、9都市がランクインする九州の比重が高い。まず、六大都市に次ぐのは福岡だ。次いで9位の長崎、12位の門司、14位は小倉である。30位が八幡で、門司、小倉とともに現在の北九州市を構成する3都市がランクインしている。福岡県では35位に大牟田がある。鹿児島は小倉と同じ14位で、熊本はそれに次ぐ16位だった。30位に佐世保がある。

中国地方で最も地価が高いのは8位の下関である。関釜連絡船の発着点で重要拠点だった。これに次ぐのが9位の広島だが、人口は下関を上回っていた。広島県には24位の呉もある。岡山は12位だ。

北海道は9位に函館、16位に札幌、18位に小樽と計3都市がランクインしている。明治期以来、道内の中心都市は函館であったが、大正期に札幌の外港として小樽が台頭し、大正15年時点では函館と並ぶ水準に達していた。しかしその後は行政中心地の札幌が伸びる一方小樽が後退し、昭和11年には再び函館が地価で上回る状況となっている。

北信越は金沢が20位、新潟が24位である。東北地方に目を転じると、仙台は東北の雄といえども21位で和歌山や静岡と並ぶ水準だった。東北で仙台に次ぐ

表 人口10万以上都市の最高賃貸価格

順位	市名	場 所		最高賃貸価格 (円/坪)		賃貸実例・利用状況	人口 (千人)
		大正15年 (1926)	昭和11年 (1936)	大正15年	昭和11年		
1	東京	日本橋区通一丁目一三ノ一	麹町区丸ノ内二丁目	100	110	丸ノ内ビルディング	5,876
2	大阪	東区北浜二丁目	東区北浜二丁目	100	100	北浜ビル	2,990
3	京都	下京区京極	中京区中之町	75	75	玉垣眼鏡店その他小売店	1,081
3	神戸	海岸通一丁目	神戸区明石町	75	75	大丸百貨店	912
5	名古屋	栄町五丁目、同六丁目ノ内	栄町五丁目	65	65	デパート栄屋 敷島パン店他4商店	1,083
6	横浜	吉田町、伊勢佐木町	伊勢佐木町一丁目	60	57	万太果物店	704
7	福岡	東中洲町	東中洲	42	45	菓子 書籍 文具 洋品 雑貨販売および食堂	291
8	下関	西細江町	西細江町 (駅前)	28	28	洋品 喫茶および食堂	133
9	長崎	築町、本下町、東浜町、鍛冶屋町	東浜町及下本町	26	26	岡政百貨店 雑貨 海産物販売	212
9	函館	末広町十字街角	末広町	26	26	薬販売 パチンコ おやき屋 菓子 果物 靴下販売	207
9	広島	紙屋町、堀川町、塩屋町	堀川町	24	26	油および菓子店	310
12	門司	本町棧橋通	本町一丁目 棧橋通	24	24	菓子果物販売店 日本郵船株式会社	122
12	岡山	西大寺町	西大寺町	22	24	菓 (たばこ) ラヂオおよび洋品店	166
14	鹿児島	天文館通	山ノ口町	20	22	果物 履物販売店	182
14	小倉	魚町	魚町二丁目	18	22	果物店食堂	110
16	札幌	南一条西四丁目角	南一条	20	20	菓子販売、三越百貨店	197
16	熊本	花畑町	花畑町	18	20	喫茶店 食堂 果物店 洋品雑貨店	187
18	小樽	色内町五丁目中央通角	色内町	26	18	北海道拓殖銀行	154
18	岐阜	柳ヶ瀬町四丁目、神田町三丁目	柳ヶ瀬町四丁目 神田町三丁目	15	18	弁天堂餅菓子店	129
20	金沢	青草市場	上近江町、下近江町、青草町、下堤町、袋町	16	16	田守呉服店および青物鮮魚市場	164
21	仙台	名掛町、大町四丁目、同五丁目	大町四丁目、五丁目	16	15	藤崎百貨店喫茶館、楽器 小間物 呉服 茶菓子販売 藤崎百貨店	220
21	和歌山	ぶらくり町	本町一丁目および二丁目	15	15	丸正百貨店その他小売商店	180
21	静岡	札ノ辻角	札ノ辻町	14	15	書籍店 時計店	201
24	新潟	古町通六番町	古町通六番町	13	14	洋品店 書籍店	135
24	浜松	鍛冶町	鍛冶町	13	14	餅菓子店 電気器具店	133
24	呉	中通八丁目、同九丁目	中通九丁目	10	14	履物 飲食店	231
27	横須賀	山王町、旭町	大滝町	12	13	雑貨屋百貨店	183
27	堺	甲斐町東一丁	甲斐町東一丁	12	13	奈良呉服店	141
27	高知	種崎町	種崎町 本町筋	12	13	元田帽子店その他小売商店	103
30	佐世保	夜店通り角	上京町 下京町	10	12	時計 貴金属品販売店	173
30	八幡	大字尾倉字東田、同稻光、同宮ノ前	中本町	8	12	十七銀行 茶および道具 菓子販売	209
32	豊橋	字西宿、字本町、字札木町	花田町字西宿	12	11	大野銀行豊橋支店	141
33	川崎	砂子一丁目	砂子町	7.5	8	洋品小売店外等	155
34	青森	新安方町	新安方町	8	7.5	魚問屋8 砕氷場1	93
35	大牟田	字築町	築町	7	7	呉服 薬 洋服店	105

(注) 読みやすくするため原典では漢字表記のところをひらがな、英数字表記にし、半角空白で分ち書きを施している。

(出所) 大蔵省主税局編『土地賃貸価格調査事業報告書』大正15年4月現在、昭和6年、国税庁「人口10万以上都市の宅地最高見込賃貸価格等調」(昭和11年3月13日)、国税庁税務大学校編『租税史料叢書 第二巻 地租関係史料集 II』(収録史料12- (7)、昭和11年6月全国局長会議配付資料)、総務省「国勢調査」から筆者作成

のが34位の青森だが、青森は昭和10年(1935)の国勢調査で93,414人にとどまっていた。四国は27位の高知のみだった。複数の(当時としては)大都市を抱える道府県がある一方、ランキング表に登場しない県は25ある。

軍港、重工業、連絡航路が時代を反映

上位35都市の顔ぶれから昭和初期ならではの背景がうかがえる。地域の中核都市を除けば、そこには大きく3つの類型が認められる。第一に軍港である。帝

国海軍の拠点だった呉、佐世保のほかに27位の横須賀がある。第二に重工業の拠点である。八幡は製鉄所、長崎は造船、川崎は京浜工業地帯の中核として発展していた。第三に明治以来の連絡航路の結節点である。北海道の玄関口だった小樽、連絡船の街である函館と青森、下関と門司の組み合わせがそれにあたる。

さて、昭和11年の調査では、興味深いことに、最高賃貸価格を見積もるにあたって参考にした賃貸実例の建物が示されている。例えば小樽の賃貸実例は色内町の北海道拓殖銀行である。明治から昭和初期にかけての最盛期には25もの金融機関が集まり、「北の

ウォール街」と呼ばれた小樽の象徴的な建物だ。大正12年（1923）に建てられた旧北海道拓殖銀行小樽支店は、2階まで吹き抜けの銀行ホールに6本の古典的な円柱がカウンターに沿って並ぶ、道内屈指の近代建築だった。銀行が賃貸実例に登場する都市は、小樽のほか豊橋（大野銀行豊橋支店）と八幡（十七銀行）である。明治以来、街の近代建築といえば銀行の行舎であり、それがそのまま一等地の象徴となっていた。

青森の最高賃貸価格地点の新安方町は、安方町の北側、海岸に面して明治初年に分立した町である。大正4年（1915）には青森築港第1期工事が始まり、大正13年（1924）に完成した。砂浜が広がる遠浅の海岸しかなかった青森港に、大型船が接岸できる岸壁が初めて整備されたのだ。大正14年（1925）には、この築港の完成を受けて青函連絡船の貨車航送が始まり、新安方町の海岸線に連絡船棧橋が築かれた。青森港は鉄道と船の結節点としての機能を本格的に担うことになる。新安方町はまさにその駅と港を結ぶ動線の上に位置していた。賃貸実例の利用状況は「魚問屋8 碎氷場1」とあり、北洋漁業の拠点として水揚げと倉庫が集積する一帯となった。

門司の本町一丁目の棧橋通の賃貸実例には日本郵船株式会社が登場する。日本郵船は明治25年（1892）に下関の赤間関支店の出張所として門司港に進出した。明治36年（1903）には支店に昇格。門司港は筑豊炭田の石炭積出港として急速に発展し、朝鮮・台湾・大連・中国大陸への航路の一大拠点となった。

最高賃貸価格地点の場所

六大都市の一等地の賃貸実例の利用状況をみてみよう。東京は丸ノ内ビルディングである。ちなみに「人口十万以上都市の宅地最高見込賃貸価格等調」には2番目に高い地点も記載されている。東京の場合、次点は銀座四丁目の三越百貨店、服部時計店だった。なお、明治初期の東京の一等地は日本橋魚河岸だった。その後、市電通りに沿って三越本店の前の室町一丁目、次いで永代通りとの交差点である通一丁目に移転。現在のコレド日本橋の場所に白木屋百貨店があった。

大阪は北浜二丁目の北浜ビルである。当該ビルは東西の北浜通（現・土佐堀通）、南北の堺筋の交差点の

北東角にあった。同じ交差点の南東角には大阪証券取引所ビルがある。北浜通から堺筋に折れる動線が御堂筋完成前のメインストリートだった。ちなみに大阪の次点は道頓堀の西櫓町である。

京都の一等地の中之町は新京極通りの錦通から四条通までの区間である。賃貸実例となった玉垣眼鏡店は、錦通りと交差する地点の南寄りにあった。神戸は明石町の大丸神戸店の場所が一等地だった。大丸前交差点は東西の元町通と南北の鯉川筋が交わる結節点で、市電もここを通っていた。昭和2年（1927）に地上7階建の新店舗を新築し元町から移転していた。なお大正15年（1926）の調査では海岸通一丁目が最高賃貸価格地点だったが、市電と百貨店の組み合わせがその座を奪った格好である。

名古屋は栄町五丁目のデパート栄屋である。これは明治43年（1910）に現在の松坂屋、当時のいとう呉服店が広小路通りに初めて出店した百貨店業態である。大正14年（1925）に南大津町の現在地に移転後、旧店舗は「栄屋」として営業していた。市電が交差する栄町交差点の南西角にあった。横浜の一等地は伊勢佐木町一丁目で賃貸実例は万太果物店とある。万太果物店は吉田橋を渡って向かい側、伊勢佐木町の北端に店を構えていた。橋際には昭和5年（1930）10月に松屋呉服店（当時）が7階建の百貨店を新築していた。

市電と百貨店の時代

以上のように、当時の一等地は市電と百貨店に結びついていた。これは交通結節点に人流が集中し、商業集積が形成された結果である。先月号でみた明治期の中心街の景観が「川と銀行」だとすれば、大正末から昭和10年代初頭にかけて、すなわち戦時統制が本格化する直前の時期には「市電と百貨店」といえよう。この構図は戦時をまたいで高度成長期まで続き、「駅と総合スーパー（GMS）」に置き換わるのはオイルショック後である。

路面電車のピークは昭和7年（1932）で、65都市で82事業者が運行し、路線延長は現在の約7倍の1,500kmに達した。市電は旧街道にそのまま敷設される場合もあれば、沿道からの拡張反対などにより並行する別路線に敷設される場合もあった。後者では明

治以来のメインストリートが市電通りに移動することになる。百貨店の多くはそうした市電の結節点に立地した。一等地の賃貸実例に三越、大丸、松坂屋といった名が並ぶのは、百貨店がそれだけ街の象徴だったことを物語る。

百貨店はこのころすでに、呉服にとどまらず洋品、食料品、家具まで扱う総合店舗であった。鉄筋コンクリート造の店舗やエスカレーターは明治末から大正期に登場していたが、関東大震災後には大衆化がさらに進み、下足預かりを廃止して土足のまま入れるようにする百貨店が相次いだ。上階には劇場や大食堂、屋上には遊園地が設けられ、老若男女が一日を過ごせる娯楽の場となった。昭和12年（1937）8月に百貨店法によって新規出店、店舗面積の拡張、営業時間が規制されたこと自体、裏を返せば百貨店の勢いを示している。

地方都市の状況をみてみよう。札幌の南一条の賃貸実例に三越百貨店とある。南一条通が開拓以来の東西のメインストリートだった。大正7年（1918）、札幌駅に続く西四丁目通と南一条通に市電が敷設され、両線が交差する南一条西四丁目が札幌の中心となった。交差点の南東角には昭和7年（1932）5月、三越札幌店が開店した。仙台の大町四丁目・五丁目の賃貸実例には藤崎百貨店がある。文政年間に開業した太物商の^{えびす}得可主屋が源流の百貨店である。昭和7年、鉄筋コンクリート造3階建の西館が完成、本格的な百貨店としてスタートした。市電は、藤崎百貨店の近くの芭蕉の辻まで乗り入れていた。

金沢の最高賃貸価格地点には上近江町、下近江町、青草町、下堤町、袋町と5か所の町名が挙げられている。袋町と下堤町が北国街道の曲がり角を形成し、下堤町の東面と青草町、下近江町、上近江町が近江町市場と重なっている。賃貸実例の田守呉服店は、近江町市場と街道を挟んで西側にあった。田守呉服店は昭和31年（1956）に閉店。一帯は再開発され、戦前に武蔵ヶ辻へ進出した三越金沢店の流れをくむ丸越百貨店が昭和48年（1973）に入った（現在の金沢エムザ）。市電は大正8年（1919）に開業しており、武蔵ヶ辻は金沢駅へ延びる枝線と金沢城を周回する環状線の結節点だった。

岐阜の柳ヶ瀬町四丁目・神田町三丁目にあった「弁天堂餅菓子店」は大正元年の創業で現在も同じ通りで

営業を続けている。かつて市電が走っていた南北のメインストリート、現在の神田町通と柳ヶ瀬商店街の交差点の南西角にあった。同じ角地に、弁天堂を囲むように丸物岐阜店（後の京都近鉄百貨店）の店舗があった。現在は岐阜中日ビルになっている。

和歌山は最高賃貸価格地点の本町一丁目および二丁目の賃貸実例に「丸正百貨店」とある。前身は明治24年（1891）に創業した松尾呉服店で、昭和7年（1932）に丸正百貨店を開店した。藩政期からのメインストリートで市電も敷設された本町通と、商家の軒先にぶら下がる看板に由来する戦前屈指の繁華街、ぶらくり丁との交差点の角にあった。丸正百貨店は平成13年（2001）に閉店している。

長崎の最高賃貸価格地点は東浜町および下本町で、賃貸実例に岡政百貨店がある。安政年間に徳島屋として創業した老舗で、昭和9年（1934）に百貨店化した。後に大丸の傘下に入り、昭和63年（1988）に長崎大丸となった。平成23年（2011）7月に閉店し現在は複合施設「ハマクロス411」となっている。横須賀の一等地の大滝町の賃貸実例に雑賀屋百貨店とあるが、これは現在のさいか屋である。明治5年（1872）創業の呉服店が源流で、関東大震災後、昭和3年（1928）に鉄筋コンクリート3階建の百貨店を開業した。

最高賃貸価格の次点に範囲を広げると、福岡の東中洲の賃貸実例には玉屋百貨店の博多店が登場する。大正14年（1925）、川端商店街の北端に開店した福岡初の百貨店だ。平成11年（1999）に閉店した。青森の次点は新安方町および新町で、賃貸実例に松木屋百貨店が登場する。大正10年（1921）に開店した青森で最も早い百貨店だったが、平成15年（2003）に閉店した。静岡の次点は駅前の栄町一丁目、賃貸実例には旅館清鶴楼と松坂屋支店があった。川崎の次点は最高賃貸価格地点と同じく砂子町だが賃貸実例は昭和2年（1927）に開店した小美屋百貨店となっている。

プロフィール

大和総研主任研究員 鈴木 文彦

仙台市出身、1993年七十七銀行入行。東北財務局上席専門調査員（2004-06年）出向等を経て2008年から大和総研。主著に「自治体の財政診断入門」（学芸出版社）、「公民連携パークマネジメント」（同）



未来を共に織りなすということ — 日比友好70周年とこれから —

在フィリピン日本国大使館二等書記官 成田 旭宏

はじめに^{*1}

2026年5月26日から29日まで、フィリピンのマルコス大統領（フェルディナンド・ロムアルデス・マルコス・ジュニア）ご夫妻が国賓の待遇で訪日しました。国賓とは、国が最も手厚い待遇で招待する賓客であり、令和以降では2019年のアメリカ・トランプ大統領、2025年のブラジル・ルラ大統領に続き、今回で3度目の接遇の機会となりました。皇居での歓迎行事、天皇皇后両陛下との御会見、宮中晩餐会など、華やかな様子をご覧になった読者の皆さまの中には、「なぜ今、フィリピンなのか」と関心を持たれた方も多いのではないのでしょうか。

在フィリピン日本国大使館で働く私自身も、赴任前はフィリピンに対し、美しい海やリゾートといった明るいイメージの一方で、インフラ面の課題や治安面の懸念といったネガティブな印象も含めた、漠然としたステレオタイプに囚われていました。しかし、現地で業務に携わる中で、その認識は変わりつつあります。治安やインフラの問題に加え、災害や貧困・格差といった厳しい現実には確かに存在するものの、フィリピンの人々は困難な状況下でも互いを思いやる温かさを失わず、前を向いています。日々、社会が少しずつ良い方向へと変化していくダイナミズムを私は現地で実感しています。

2026年は日本とフィリピンが国交正常化70周年を

迎える節目の年です。「未来を共に織りなす：平和、繁栄、可能性」というテーマの下、両国が基本的価値観を共有する隣国として、長きにわたり文化・経済・政治など幅広い分野で積み重ねてきた交流や協力を、幾筋もの「糸」が織り合わさる「織物」に見立て、その上に新たな「糸」を重ねて関係を一層発展させていく。本年には、そうした決意を再確認し、両国の友情の歩みを未来へとつなぐ意味が込められています。

本稿では、まずマルコス大統領の国賓訪日のスケジュールを概観した上で、フィリピンという国の特性と戦後からの日比関係の歩みを振り返りながら、両国がいかにして歴史の傷跡を乗り越え、経済と安全保障の両輪で今日の深い協力関係を築いてきたのか、当地の視点からその糸の一部を紐解いてみたいと思います。



Years of Philippines - Japan Friendship
日本・フィリピン友好年
1956 - 2026

日・フィリピン友好年記念ロゴマーク^{*2}

^{*1} 本寄稿の意見はすべて筆者の個人的見解であり、財務省、外務省・在フィリピン日本国大使館の見解を示すものではありません。

^{*2} 本ロゴマークは公募の上、両国政府で協力して選出されました。日本のしめ縄やフィリピンのアバカ（マニラ麻）ロープに見立てた縄や、両国の国旗の色、日本国旗の太陽、フィリピン国旗の3つの星と太陽が含まれています。



2 国賓訪日とフィリピンの特徴

まず、マルコス大統領の国賓訪問の4日間の流れについて、改めて振り返ります。

5月26日（火）

日本到着

在日フィリピン人コミュニティとの交流

5月27日（水）

宮中歓迎行事

天皇皇后両陛下との御会見

ビジネスラウンドテーブル

宮中晩餐会

5月28日（水）

企業面談

国会演説

首脳行事

5月29日（金）

フィリピン帰国

このように全体を見ていくと、国賓の日程が数多くある中でも、大統領が今回の訪日で特に何を重要視していたのか、フィリピンの特徴が見えてきます。

（1）世界で働くフィリピン人

大統領が日本に到着してまず訪ねたのは、日本に住むフィリピン人コミュニティとの会合でした。フィリピンは、豊富な生産年齢人口・英語話者人口を有し、看護師・介護福祉士及び船員等の安価で優秀な人材を世界に供給しています。彼らはフィリピン政府によって正式にOFW（Overseas Filipino Worker、海外フィリピン人労働者）という名称で敬意を持って呼ばれており、フィリピン経済において重要な役割を果たしています（OFWからの海外送金はGDPの約1割に相当）。海で繋がる隣国であり、飛行機で約4時間の距離にある日本もちろん例外ではなく、現在、30万人を超えるフィリピン人が日本に住み働いており、日本で4番目に大きな外国人コミュニティとなっています。前回2023年に訪日した際も大統領は同様の会合に顔を出しており、会合での以下の大統領の発言からも政府として重視していることが伺えます。

「日本の指導者と会う前から、私たちはあなた方と

会うことを優先しました。なぜなら、あなた方こそがフィリピンと日本の関係の生命線だからです。」



（写真提供）大統領広報室

（2）戦後からの対日感情の変化

到着翌日から、マルコス大統領は国賓として皇居に迎えられ、宮中では各種行事が催されました。特に晩餐会では天皇陛下から、戦後からの日本とフィリピンの関係性の変化を伺えるお言葉が述べられました。

「本年、日本とフィリピンは、両国の国交正常化から70周年の節目の年を迎えました。両国の間には、過去に苦難の時期もありましたが、戦後、我が国が平和国家として歩み始めて以来、多くの先人たちが、両国間の相互理解と信頼を育むために努力を積み重ねてきました。先の大戦後の両国の歩みは決して平坦な道のりだけではありませんでしたが、1956年の国交正常化以来、共に手を取り合い、一歩ずつ関係を深め、友好関係を確固たるものとしてきました。その歩みの中で、マルコス大統領の御両親であるフェルディナンド・エドラリン・マルコス大統領御夫妻にも、1966年、そして1977年の二度、国賓として日本を御訪問いただきました。2016年の国交正常化60周年に当たり、私の両親である上皇上皇后両陛下は、当時の天皇皇后として貴国を訪問されました。訪れた各地で貴国国民から温かく迎えられたことや、日本で看護師・介護福祉士になることを目指して日本語研修に取り組むフィリピンの方々と触れ合わせ、50年以上の歳月を経て、両国関係が大きく進展してきたことを実感されたと伺っております。今日の両国関係が、多くの人々のたゆまぬ献身的な努力の上に築かれていることを胸に刻みつつ、これからも両国の信頼関係がますます深まることを切に願っております。」

天皇陛下の御言葉のとおり、大戦後の両国関係は険しいものでした。1942年の日本軍によるマニラ占領後、フィリピンは太平洋戦争における激戦地となり、バターン死の行進、レイテ沖海戦、コレヒドールの戦いなど、多くの痛ましい戦闘・事件が展開されました。多数のフィリピン人が巻き添えとなって命を落とすなど、甚大な戦争被害を受けたフィリピンでは、戦後長らく反日感情が根強く残ることとなりました。

転機となったのは、1953年にエルピディオ・キリノ大統領が、死刑囚56名を含む日本人戦犯105名全員の恩赦を行ったことです。キリノ大統領自身が妻と幼かった子供3人をマニラ市街戦で亡くした過去を背負う中で赦しを行ったことが、フィリピン人の憎悪一辺倒だった対日感情を融和へと導くきっかけとなりました。その後、難航していた賠償交渉は1956年に終結し、国交正常化へと至りました。

現在ではフィリピンの世論調査では国民の約8割が日本を「信頼している」という調査結果が出ており*3、日本という国が、フィリピン社会の中で高い安定感を持って受け入れられていることがわかります。さらに、フィリピンからの訪日客も年々過去最高を更新し続けており、昨年は90万人近くまで急増するなど、人的往来も活発化しています。このように、今日の日フィリピン関係は黄金時代を迎えていますが、そこに至るまでの先人たちの努力は決して忘れてはならないと思います。このことは、天皇陛下の御言葉の後に述べたマルコス大統領のスピーチの以下の部分にもよく込められています。

「日フィリピン両国の絆は、政府だけでなく、違いよりも相互理解を、分断よりも友情を、孤立よりも連携を選んできた、フィリピン人と日本人の何世代にもわたる人々の歩みによって築かれてきたものです。70年以上にわたる人的交流と多分野での協力が相まって、両国関係は、インド太平洋地域において最も活力に満ち、将来を見据えたパートナーシップの一つへと変貌を遂げました。」



(写真提供) 大統領広報室

(3) 経済パートナーとしての日フィリピン

戦後処理から始まった日フィリピン関係は、次第に開発援助、そして戦略的な経済協力へと進化してきました。現在に至るまで、日本の政府開発援助（ODA）のもと、フィリピン初の地下鉄となるマニラ首都圏地下鉄事業、マニラ首都圏と郊外とを結ぶ南北通勤鉄道事業の建設、中央ミンダナオでの高規格道路の整備事業など、多くのプロジェクトが進められています。

これらはマルコス政権の推進するビルド・ベター・モアというインフラ政策の旗艦事業となっており、日本はフィリピン最大の開発パートナーとなっています。また、ODAだけでなく、日本はフィリピンと二国間EPA（経済連携協定）を結んだ最初の国であり、貿易の自由化やビジネス環境整備などの経済協力が重ねられてきました。

このように、日本が経済パートナーとしてフィリピンにとっての実利を生んできたことで、抽象的な和解は具体的な信頼へと繋がり、両国の関係が徐々に編み直されていったといえるのではないのでしょうか。

マルコス大統領は訪日中の27日と28日、公式日程の合間を縫ってそれぞれ日本企業とのビジネスラウンドテーブル、個別面談を行い、造船、農業、半導体、人工知能（AI）といった分野でのフィリピンへの合計34億ドルの投資約束を得たと報告しました。このことから、現在の日フィリピン両国の経済関係は、国による開発支援の段階から、民間投資も含めたより対等で双方向な形へと変化し、新しいステージへと進んでいることが分かります。

*3) フィリピン大学などから成るシンクタンクOCTAリサーチ実施の世論調査（2026年3月）。日本という国を信頼するかという問いに対し、「強く信頼する」または「ある程度信頼する」と回答した人は全体の79%に達し、不信感を抱いている人はわずか4%にとどまりました。



コラム1 ハロハロ外交

皆さまは、フィリピンの代表的なかき氷デザート「ハロハロ（Halo-halo）」についてご存じでしょうか。某コンビニチェーン店の夏期メニューを思い浮かべる方もいるかと思いますが、こちらは実はフィリピンが発祥です。フィリピン語で“混ぜこぜ”を意味する通り、全ての具を豪快に混ぜて食べるのがフィリピン流の食べ方。中に入れる食材に特別な決まりはありませんが、トロピカルフルーツやカラフルなナタデココ、紫色のウベ（フィリピン原産の山芋）アイスクリーム、プリンといったトッピングが定番です。

マルコス大統領は、天皇陛下へのお土産として、このハロハロのグラスとスプーン、レシピを贈りました（以前陛下がハロハロを召し上がられ、大変気に入られたというエピソードを聞いたことが背景とのこと）。陛下は専属料理人以外の食事を摂ることはできないため、大統領は代わりにレシピを伝え、その後陛下は美味しく召し上がられたとのことでした。

大統領は帰国前の会見で、「ハロハロが今やフィリピンと日本の親密なつながりの一部になった」と冗談めかして語りました。

皆さまも今年の夏を乗り切る際のお供に、ぜひお試しください。



（写真提供）フィリピン観光省



共同声明の成果

28日は首脳会談や文書署名式が行われるなど、政治・外交の中心的日子となりました。両首脳は、両国の関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」に格上げすることを共同記者発表の中で述べました。

本節では、この「包括的・戦略的パートナーシップ」に関する日・フィリピン共同声明」に焦点を当て、内容について概説します。



（写真提供）大統領広報室

（1）安全保障

日本とフィリピンの防衛・安全保障協力は、2024年に署名された日・フィリピン部隊間協力円滑化協定

（RAA）や2026年に署名された日・フィリピン物品役務相互提供協定（ACSA）など新たな協定の締結を通じて、近年一層深化しています。また、日本は2023年から3年連続で、政府安全保障能力強化支援（OSA）プログラムの下で、監視レーダーの供与等、フィリピン軍の近代化プログラムを支援する無償資金協力を実施してきました。

今回、こうした進展を踏まえ、秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の交渉を正式に開始することで一致しました。また、OSAを通じた協力の継続や次回外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の早期開催についても一致し、あぶくま型護衛艦・TC90練習機等の防衛装備移転に向け、防衛当局間のやり取りを加速させることを確認しました。

（2）経済

経済分野では、日・フィリピンEPAや日・ASEAN包括的経済連携協定のアップグレードに向け、両国で検討を進めていくことを確認しました。また、日本からフィリピンのCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入手続の早期開始に対する支持を表明しました。さらに、両首脳

は、「日・フィリピン新租税条約」を含む、人材交流、農業、AI、宇宙、エネルギー等の分野での多くの経済協力文書に合意・署名しました。

(3) 資源・エネルギー協力

現下の情勢を踏まえ、エネルギー安全保障とレジリエンスの分野での連携についても声明に盛り込まれました。「パワー・アジア」の下、日本は医薬品などの重要物資のサプライチェーン強化を支援し、フィリピンにおける国家備蓄およびASEAN域内での共同備蓄の確立に向けたさらなる検討を支援することを約束しました。経済安全保障についても議論を行い、あらゆる経済的威圧措置に対する懸念を表明するとともに、

重要鉱物を始めとするサプライチェーンの強靱化に向けた連携強化を確認しました。



(写真提供) 大統領広報室

コラム2 日・フィリピン新租税条約

日・フィリピン新租税条約は、1980年に発効（2008年に一部改正が発効）した現行の租税条約を全面的に改正するものとなりました。署名は高市総理大臣及びマルコス大統領の立ち会いの下、遠藤駐フィリピン日本国大使と、アルバノ駐日フィリピン共和国大使との間で行われました。



具体的には、事業利得に対する課税の改正（源泉地国に所在する支店等（恒久的施設）の活動により得た利得のみに課税）、源泉地国における投資所得（配当・利子・使用料）に対する限度税率の見直し等の改正のほか、条約の濫用防止措置、相互協議手続における仲裁手続及び租税債権の徴収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充を行う内容となっています。

改正の背景としては、近年の租税条約に比して投資所得に対する限度税率が高い水準となっていたことや、国際標準であるOECDモデル租税条約が改訂

されたことが挙げられます。

私も交渉団の一員としてマニラで本条約の交渉に臨みましたが、フィリピン政府が日本からの投資をより積極的に呼び込みたいという想いを強く持っていることを交渉の中で感じました。今回の改正によって、二重課税を除去し、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の健全な投資・経済交流が一層促進されることを期待します。

今後のプロセスとしては、両国での国会承認の手続きを経た後、外交公文の交換によって公布・発効となります。新条約の早期発効に向けて、引き続きフィリピン政府と緊密に連携してまいります。



(写真提供) 大統領広報室、在フィリピン日本国大使館



4 今後の課題

マルコス大統領は、29日のフィリピン帰国前の記者会見にて、「非常に生産的かつ建設的な訪問だった。タイミングが特に意義深く、両国間の70年にわたる友好関係を振り返るだけでなく、二国間関係の未来を描く機会を提供した」と述べました。この言葉のとおり、マルコス大統領にとっては内政、外交、経済情勢で厳しい局面が続いている中での訪日となり、日本との具体的な協力を打ち出し、国内に訪問の成果をアピールすることは重要な意味を持っていました。

本節では、フィリピンを待ち受ける今後の課題について概観します。

(1) 内政

マルコス大統領にとって内政上の最大の関心は、2028年に行われる次期大統領選挙で現政権の実績を否定し、自身の身の安全を脅かす人物が大統領になることを阻止することと見られています。2年後と聞くとまだ先のように思われるかもしれませんが、最大の政敵であるサラ・ドゥテルテ副大統領は次期選挙への出馬を既に表明しており、両者の争いは既に始まっています。本年5月には公金不正使用や大統領への脅迫の疑いで同副大統領に対する弾劾訴追案が下院で可決され、現在上院の弾劾裁判所において審理が行われています。ここで上院議員の3分の2の同意を得て彼女が罷免され、将来の被選挙権を剥奪されるかどうかが目下の焦点となっており、政権派と副大統領派での多党派工作が熾烈化しています。^{*4}

このように立法府が不安定な状況となっていることに加え、9月にはフィリピン南部にあるミンダナオ島、バンサモロ地域での議会選挙も控えています。キリスト教徒が多数を占めるフィリピンからの分離・独立を目指すイスラム解放戦線と政府との間では長らく紛争が続いていましたが、和平が締結された後、近年は武装解除が進められてきました。今後民主的な選挙を経て、

正式にイスラム自治政府が樹立できればマルコス政権のレガシーとなりますが、解放戦線内では政権協調派と非協調派との対立が高まっており、平和裡に選挙を実施できるかは予断を許さない状況となっています。

(2) 外交

本年のフィリピンにとっての主な外交課題は、ASEAN議長国としての運営と南シナ海での領土・海洋問題を抱える中国との意思疎通の確保です。

ASEAN議長国としては、5月の首脳会合において海洋協力に関する首脳宣言を発出し、現下のエネルギー危機について石油や電力の供給不足に対する対応強化に合意する等、国内外にアピールできる成果を上げましたが、情勢が不安定なミャンマー新政権への対応等、今後も懸案を抱えています。また、フィリピンは中国・ASEANの南シナ海行動規範(COC)交渉の妥結を中国との関係安定化を達成する上で重要な課題と位置付け、精力的に交渉を行っていますが、未だ妥結には至っておらず本年末まで交渉が継続する見込みです。

こうした課題がある中で、「Navigating our Future, Together (私たちの未来をともに航海する)」というテーマのもと、歴史も文化も政治体制も異なるASEAN諸国がそれぞれの立場を乗り越え、いかに合意形成を図れるか、それをフィリピンがどのように主導していくかに注目です。



ASEAN2026ロゴマーク^{*5}

^{*4} 下院で弾劾訴追案が可決された同日、上院では議長交代が起こり、弾劾裁判の設置前に議長職が副大統領派に差替えられました。また、人道に対する罪の疑いで国際刑事裁判所(ICC)から逮捕状が出されたテラロサ上院議員(ドゥテルテ政権時の国家警察長官)はこの議長交代に賛成するために登院しましたが、拘束を当局が試みており、同議員は上院に立てこもり、発砲騒ぎが生じました。同議員はその後逃走し行方不明となっており、上院では政権に近い議員らによって議長交代が再度行われました。

^{*5} 稲穂は食料安全保障への取組を表し、新たに加盟した東ティモールを含めた11の粒が描かれています。波は海洋安全保障とASEAN各国をつなぐ海を象徴し、その上のフィリピンの伝統的な船(バランガイ)は、ASEAN各国が多様性を保ちながら同じ船で共に前進する姿勢を示しています。中央には織り模様で描かれており、文化・価値・志の結束の糸が重なり合っていることを表現しています。

(3) 経済情勢

中東情勢悪化に伴う世界的エネルギー価格の高騰はフィリピンの経済・社会に大きな影響を与えています。そもそも昨年後半から汚職問題による公共インフラ支出の抑制等の影響で経済成長は減速傾向にありました*6が、原油のほとんどを中東に依存するエネルギー輸入依存構造や脆弱な備蓄体制を背景に、急速なインフレと通貨安、株安及び景気減速が同時進行する更に厳しい局面に直面し、経済成長は一層鈍化しています。特に影響を受けているのは、燃料費負担の大きい公共交通運手、物流・配送業者、漁業関係者や、食料・電力価格上昇の影響を直接受ける低所得層で、実質所得低下への不満が強まっています。

マルコス大統領は「国家エネルギー非常事態」を宣言しましたが、エネルギー価格や物価上昇を受け、首都圏を中心に運輸団体、労働団体等による抗議活動やデモも散発的に発生しており、政府の生活支援策拡充を求める声が強まっています。エネルギー安全保障面では、政府は緊急燃料調達を進めていますが、国家石油備蓄制度や設備が十分整備されておらず、在庫水準は約1〜2ヶ月程度の備蓄に留まっています。

今月、世界銀行は2025年の一人当たり国民総所得(GNI)に基づく各国の所得分類を公表し、フィリピンが上位中所得国(UMIC: upper-middle income country)へ移行したと発表しました。度重なる政治的混乱や産業競争力の伸び悩みにより、かつて「アジアの病人」とも称されてきた同国にとって、上位中所得国入りは歴代政権が追い求めてきた悲願の達成といえますが、足下の経済成長の鈍化を乗り越え、現在の地位を維持できるかが今後の課題です。

5 終わりに

フィリピン政治は2028年の大統領選挙に向けて急速に動いており、本年は選挙モードに入る前に二国間協力のイニシアティブを具体化する「仕上げの年」と位置付けられます。その中で、マルコス大統領との間で具体的な協力案件の道筋をつけるという観点から、

日本にとって今回の国賓訪問は時宜にかなったものとなりました。同様に、国際情勢がますます複雑化・変動する中であって、フィリピンにとっても日本の存在は、単なる同志国を超えた不可欠なパートナーになっているといえます。

内政については、日本はミンダナオ和平への協力を長年続けており、紛争影響地域でのインフラ整備や人材育成、コミュニティ支援などを通じて、持続可能な安定と発展に貢献しています。バンサモロ暫定自治政府への能力強化支援も行っており、正式発足に向けた選挙支援も実施しています。

外交面では、二国間協力のみならず、日米フィリピン3か国の協力も着実に進んでいます。フィリピンで毎年実施されている米比合同演習「バリカタン」に、日本から自衛隊が今年初めて本格的に参加するなど安全保障面での協力が深化しているほか、2024年の日米比首脳会談で立ち上げられた「ルソン経済回廊*7」構想の下、日米でフィリピンへの民間投資を促進するなど、経済面での連携も強化されています。米比関係はこれまで政権によって距離が変化してきたなど予測困難な要素を内包しており、必ずしも楽観視はできない状況にある中で、両国間の協力を補完・促進する橋渡し役としての日本の役割が一層重要性を増しています。

経済面においても、日本はフィリピンの主要な貿易相手国の一つであり、外国直接投資の主な供給源となっています。それだけではなく、自然災害という共通の課題を抱える両国は防災分野でも協力を深めています。台風による洪水被害が毎年起こっているフィリピンでは、マニラ首都圏を流れるパッシング・マリキナ川の水路改良プロジェクトが日本のODAのもとで進められており、洪水被害の軽減に貢献しています。また、昨年9月のセブ地震では、自衛隊による人道支援・災害救援が実施されました。物資輸送にはRAAが初めて適用され、日本が災害対応においても大きな役割を果たしました。

マルコス大統領は日本の国会での演説の中で、今年の70周年のテーマである「平和(海洋安全保障、ルールに基づく国際秩序)」、「繁栄(投資、サプライ

*6) フィリピンの経済成長率は2024年に年率5.7%を記録するなどASEAN諸国の中で最も経済成長率の高い国の一つでしたが、2025年は4.4%と失速し、2026年第1四半期の実質GDP成長率は前年同期比2.8%と低迷が続いています。

*7) 日米比3か国の連携の下、フィリピン・ルソン島におけるスービック湾、クラーク、マニラ及びバタンガスといった主要拠点を結び、物流・インフラ整備や民間投資の促進を通じて、持続的な経済成長を目指す構想。



チェーン)」、「可能性 (AI、宇宙、クリーンエネルギー)」について言及した上で、「未来を共に織りなす」という言葉は今後70年の両国関係の指針を示していると述べました。「丁寧に織り交ぜられた糸のように、私たちの共有する経験、価値観、ビジョンは、時代の変わりゆく潮流により力強く、より柔軟に応えられるものへと結集していかなければなりません」というメッセージには、この節目の年を単に記念して終わるのではなく、次の70年を見据えて今後の協力の糸をさらに紡いでいく契機とすることへの期待を込めたものであったと感じます。

戦争の記憶と戦後の和解、経済協力、人的交流、そして現在の安全保障協力へと長い時間をかけて信頼の糸が折り重なってきたことを土台に今回の国賓は実現しました。私も今後、新たな糸を紡いでいく一員になれるよう、引き続き尽力していきたいと思います。

マニラから、Maraming salamat po. (フィリピン語で「ありがとうございました」)



5月に行われたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議では、フィリピンとともに日本の片山財務大臣が共同議長として出席
(写真提供) フィリピン財務省

講師 **若宮 正子氏**
(ITエバンジェリスト)

演題 **情報はデジタルで得て、
アナログで深める**

令和8年4月14日(火) 開催



自己紹介

1. 子どもの頃は戦争の時代

私は1935年、昭和10年生まれでございます。あと数日で91歳になります。戦前、戦中、戦後、そして高度成長期まで、一通りすべてを体験させていただいた年代です。

子どもの頃は、ずっと戦争の時代でした。当時私は東京におりましたが、「学童疎開」で長野県の湯治場へ連れて行かれました。これは後で聞いた話ですが、村長さんは「学童を100人引き受ければ、子どもたちの食べるものなどは国が用意する」と思っていたそうです。ところが実際には、「村で全部面倒を見なさい」という話だったといひます。田んぼや畑はあっても、村の方々がかりうじて食べていける程度の暮らしです。そこへ100人もの子どもが来たわけですから、相当な苦勞があったらうと思ひます。

そして終戦を迎えました。進駐軍がやってきて、日本はアメリカに占領されることになりました。教育は、軍国主義から一転してアメリカ主義へと、がらりと変わりました。使っていた教科書は墨塗りだらけになり、読むところがほとんどなくなって、半年ほどは授業らしい授業がなかったように記憶しています。

その後は何でもアメリカ風になりました。保護者会に父親が出席した際、校長先生に「このPTAというのは、先生のお名前ですか」と尋ねたところ、校長先生も「いや、私もよく分からなかったのですが、これはペアレンツ・アンド・ティーチャーズ・アソシエーションでございます。早い話が、保護者会ですね」とお答えになったそうです。そんな具合に、あらゆるも

のが横文字に変わっていきました。

2. 高校卒業後は銀行に就職

高校卒業後、私は三菱銀行に就職しました。

若い方からよく「なぜ若宮さんは大学に行かなかったんですか」と聞かれますが、当時は男性でも大学へ進学できる人は非常に少なく、まして女性はほとんど大学へは行きませんでした。企業側も、大卒の女性は採用しなかったのです。表向きの理由は「勤めて2、3年で結婚し、辞めてしまうから」というものでしたが、本音の部分では「女が学問をすると生意気になる」という考えがあったように思ひます。

三菱銀行は旧財閥系で、どちらかというと堅く、厳しい職場でした。私も「続けられるだらうか」と思うことがあり、実際に体調を崩して会社を休んだこともありました。それでも私は、何事も自分流でやってみよう性分でしたので、上司に強く咎められることはあまりありませんでした。むしろ、面白がってくださる上司もおられました。

ちょうどその頃は、世の中が急速に変化していく時代で、それまでになかった新しい仕事次々と現れてきていました。

もう一つ、大きく変わったのが事務手続きです。私が入行した頃は、そろばんを使い、お札も手で数えていました。銀行ですから扱う金額の桁も大きい。それをそろばんで計算していたのですから、今考えると本当にすごいことです。総勘定元帳も手書きで、たいへんな時代だったと思ひます。

その後、アメリカから事務用機械が入ってきて、やがてコンピュータが導入されました。私はそろばんや

お札を数えるのが苦手でしたので、「自分が苦手なことは、いずれ機械がやってくれるのではないかしら」と思っていたのですが、まさにその通りになりました。どんなに器用な人でも、機械より速くお札を数えることはできません。そんな経験から、私はコンピュータのような新しいものに、自然と興味を持つようになったのです。

3. 58歳の時にパソコンを購入

ようやくコンピュータが登場しても個人が家庭でも使えるようなコンピュータ「パソコン」が登場したのはずっと後です。1995年にインターネットが一般に普及してからです。私はそれが待てずに1993年（58歳）に買ってしまいました。

周りからは、「それだけのお金があったら、桐の筆筒や上等な着物が何枚も買えたのに」「あんなガラクタを買って、どうするの」と散々言われました。

当時はマニュアルもなければ、パソコン教室もありません。とにかく試行錯誤するしかありませんでした。でも私は、試行錯誤することが嫌いではありませんので、むしろ面白がっていました。そして、ある夏の日のことです。画面に突然、「まさこさん ようこそ」というメッセージが表示されました。その瞬間、うれしくて、汗と涙で顔がぐしょぐしょになりました。

それ以来、今もこの“ガラクタ”と付き合い続けております。

4. 母の介護をしながらネットで交流

銀行を退職したら、自分の時間ができて、いろいろ楽しめるだろうと思っていました。ところが私は兄弟の末っ子で、年老いた母が一人で身の回りのことができなくなってきたため、母の世話をすることになりました。大変ではありましたが、さまざまな経験をさせていただきました。

今から38年ほど前のことです。当時の通商産業省が、「これからはネットで交流する時代になる。高齢者もネットで交流するようになる」と、ネット通信を推進しました。当時は「パソコン通信」と呼ばれており、電話回線で、やっと文字が送れるような時代でした。私もその流れに乗って、さまざまな交流を始めました。

交流に参加している方は、当時は技術系の男性が多

かったのですが、中には女性もいらっしやいました。そうした女性は、静岡県焼津など、港町の方が多かったのです。後で分かったことですが、ご主人が漁船で海に出ている間、奥さまが自宅で通信を担当していたため、ネットでのやり取りにあまり抵抗感がなかった、という背景があったということを知りました。そうした方々と、ネットを通じて随分やり取りをしました。その流れが、現在の一般社団法人メロウ倶楽部へとつながっています。

母の介護は確かに大変でしたが、寂しくはありませんでした。ウトウトしている母の枕元でパソコンを立ち上げると、そこにはたくさんの友人がいたからです。高齢で体が自由に動かなくなった方でも、ご家族の介護で外出できない方でも、ネットを通じて人とつながることができれば、孤独を感じずに済むのではないのでしょうか。

こうした経験から「高齢者も、これからはITリテラシーを高めた方がよいのではないか」と思うようになり、今もさまざまな勉強会や講演会の場で、「高齢者もITをやみましょう」とお話しして回っております。

5. 海外も含めた幅広い分野での交流

母が亡くなり、もっと自分の活動範囲を広げようと思い、海外の人たちとのお付き合いも始めました。

私は高卒ですし、英語も得意ではありません。しかし、「できないからやらない」のではなく、「できなくてもやってしまう」性格ですので、海外の方々との交流も、あまり苦にはなりません。

TEDというアメリカ発のイベントがあります。2014年からは日本でも、TEDx〇〇〇として年一回開催されることになり、その第一回に、私も登壇を依頼されたのです。

主催者の方は、「若い男性ばかりの世界に、おばあちゃんが登壇したら白けてしまうのではないかと。白けるのは仕方ないとしても、若宮さんが傷つくのではないかと心配してくださったそうです。でも私は、そんなことで簡単に傷つくような人間ではありません。「はい、出ます」とお返事して出演しました。

私は物好きで、いろいろなことに首を突っ込みます。「プログラミングというものがあるらしい」と聞いて、面白そうだ、やってみようと思い、「hinadan」

というアプリを作りました。そのことが東京の新聞に掲載され、さらにアメリカのCNNのサイトで「81歳の日本人のおばあちゃんがアプリを作った」と、大きな写真付きで紹介されたのです。

それをご覧になったアップル社のCEOが「その人に会いたい」とおっしゃったそうで、私はアメリカに招待されました。最初に行くつもりがなかったので、しばらく返事をしなかったのですが、「80代のおばあちゃんが一人でアメリカに行くのは心配だろう」と思われたのでしょうか、アップルの日本支社の方が付き添ってくださることになりました。こうして無事に訪米し、アップル社を訪問して、CEOとお会いすることができました。

その後、「高齢者にとってITリテラシーがいかに重要かを、国連の社会開発委員会で発言してほしい」と依頼を受け、2018年に国連でお話をさせていただきました。この頃になると、たいていのことは怖くなくなっていました。誰かが一緒に行きますから」と、日本のマイクロソフト社の社会貢献チームの方々が交代でサポートしてくださいました。

国連を訪問した際、内部をいろいろ見学させていただきました。緑のじゅうたんが敷かれ、椅子が置かれ、カーテンが下りている小さな部屋が一つありました。この部屋は何のためにあるのかと尋ねると、「各国の代表者は、自国の利益ばかり主張し、地球全体のことを考えていないときがある。自分でもその矛盾に気づいているはずだから、一人でゆっくり考えてもらうための部屋です。そこで考え直し、自国のエゴを通すのをやめてくれればいいのですが」とのことでした。ところが残念なことに、掃除のおじさん以外、この部屋に入った人はいないようだったということでしたので、私は少しがっかりしました。

その後帰国すると、今度は内閣官房の「人生100年時代構想会議」の有識者議員になってほしいと依頼されました。メンバーは、早稲田大学の教授や慶應義塾大学の教授、経団連会長など、そうそうたる顔ぶれです。私は「とんでもない。有識者と言われても、私は高卒ですし、一つの会社しか経験していません」とお断りしました。しかし、「こういうメンバーだからこそ、若宮さんのような方が必要なのです」と言われ、

「月に1回、首相官邸に行くのも面白そうだ」と思い、引き受けました。

そこで初めて気づいたことがあります。いろいろな場で、高齢者が立派な意見を述べても、実は誰も本気では聞いていない。でも、ここでは少なくとも、内閣の人たちがきちんと耳を傾けてくれる。「ここは、私が行くべき場所だ」と思いました。

6. 現在やっていること

現在、私は一般社団法人メロウ倶楽部の理事を務めています。高齢者自身が運営する、高齢者のための団体です。単なるおしゃべりクラブではなく、「自分たちもバージョンアップしよう」「社会に貢献しよう」という考えを掲げて活動しています。

また、一般社団法人「熱中小学校」で講師もしております。地域の活性化のために、地域の人たちがもっと学べる機会を作ろうという団体です。

このほか、デジタル庁のデジタル社会構想会議の構成員をはじめ、総務省など、政府関係の仕事にも関わっております。

さらに、「エクセルアート」の創始者として、創作活動も続けています。本日私が着ているシャツの花柄も、実はExcelでデザインしたものです。「Excelでデザインするなんて」と、皆さんによく笑われます。でも、台湾のオードリー・タンさん（政治家・プログラマー）は、「デジタルアートで成功した人は誰もいない。あなたは曲がりなりにもそれを成し遂げたのだから、すごい」と褒めてくださいました。とても嬉しかったですね。

そのほか、講演活動もいろいろ行っております。

そういうわけで、私は高額納税者です。年金をいただいているほか、講演をするときにはまとまった謝礼をいただくこともあります。一応、青色申告をしております。

ただし、高齢者控除というものはありませんし、私は医者嫌いで病院にもあまり行きませんので、医療費控除もありません。結果的に、一切控除がないのです。でも、この年齢で税金を納められるというのは、幸せなことですし、私は誇りに思っています。

種々の活動

1. 一般社団法人メロウ倶楽部

メロウ倶楽部は、元気で頑張っている高齢者たちの、オンライン上での集いの場です。運営はすべて会費で賄っており、役所や企業からの支援は一切受けていません。

メンバーは、会員同士の交流を大切にしながら、自分自身も向上させていこうという意欲が強い人たちです。そのため、社会貢献にも積極的に取り組んでいます。

会員は全国に約260名おり、海外在住の日本人も多く参加しています。オンラインで活動しているからこそ可能なことです。海外に住んでいると、普段は現地の言葉を使わなければ生活できませんが、時には日本人と日本語で交流したい、という思いから参加してくださっているようです。

年齢層は80代が中心で、特に80代後半の方が多く、90代の会員も少なくありません。私の兄も95歳ですが、今でもとてもアクティブです。高齢者というと、すぐに介護の話になりがちですが、必ずしもそうではないと思っています。

メンバーの中には、車椅子から降りられない方や、寝たきりの方もいらっしゃいます。リハビリに励んでいる方もいます。しかし、そうした方々も、ネットにつながる道具さえあれば参加できるのです。皆さん、前向きで明るい、あるいは「明るく生きよう」と意識している人たちです。

メロウ倶楽部には「生・老・病」の部屋があります。余命宣告を受け、「私はあと三か月くらいしか命がもたないらしい」と書き込まれる方もいますが、そうした方も、残された時間を前向きに生きようという思いで参加されています。

転んで複雑骨折をし、リハビリ中に理学療法士さんに写真を撮ってもらって、「今日は杖なしで10分歩けた」と書き込む方もいます。すると、ネットの仲間が「すごい」「えらい」「じゃあ明日は50分歩けるように頑張ろうね」と励ましてくれます。こうした励ましは、リハビリにとって非常に大きな力になります。その方もどんどん回復され、最終的には駅まで杖なしで歩けるようになったそうです。

趣味の部屋もいろいろあります。「植物好きの部屋」

「旅好きの部屋」「カメラ好きの部屋」、「AI描画の部屋」もあります。私にはよく分からないような高度な内容が書き込まれていて、会員のITリテラシーはかなり高いと感じています。しかも、英語を勉強するために、英語でAI描画に挑戦している方もいて、本当に向上心の強い方ばかりです。

会員の中の詳しい方が中心となって、オンライン句会を開いたり、万葉集の講座を行ったりするほか、外部の講師を招いた勉強会も開催しています。先日は、加齢性難聴についての講演会も実施しました。実は85歳を過ぎると、音は聞こえても、言葉としてははつきり聞き取れなくなる人が多くなります。例えば災害時、「津波だ、逃げろ!」と大声で叫ぶだけでなく、「逃げろ、山の上に行け!」と紙に書いて示すなどの工夫が、必要だと思っています。

社会貢献活動の一環として、「メロウ伝承館」という取り組みも行っています。大正時代の記録や、戦争に行かれた方、戦後に旧植民地から引き揚げてこられた方の文章を集め、後世に残す活動です。会員だけでなく、外部の方からも資料をお預かりしています。「俺たちの記録を消してしまっただけでいいかん。俺たちの遺言だと思って守ってくれ」と託されることもあります。

普段はネット上で文字による交流をしていますが、年に一度、オフ会も実施しています。参加できるのは全体の3割ほどで、対面で会うのは年に一度きりです。それでも、最後はみんなで手をつなぎ、「今日の日はさようなら」を歌い、涙を流す人がたくさんいます。

年寄りだって、やればできるのです。高齢者が自立して活動することを、ぜひ支援していただきたいと思っています。介護だけではなく、「介護になる前」の人たちを支えてほしいのです。

2. 一般社団法人熱中小学校

熱中小学校は、政府の支援も受けながら進められている取り組みで、地方の活性化を目的としています。私はここで講師を務めています。

地域を元気にするためには、やはり住民自身が学ばなければなりません。もう一度小学生になったつもりで、新しい時代を学び直そう——これが「熱中小学校」の基本的な考え方です。

昔のテレビドラマ「熱中時代」の舞台となった山形

県高島町の廃校で取組がスタートしたので、そこから名前をとっています。

現在、熱中小学校は全国に20か所ほど開校しています。その中には、宮城県の「丸森復興分校」や、熊本県人吉市の「ひとよしくま」のように、災害で大きな被害を受けた地域も含まれています。また今、同じく震災で被害を受けた能登でも実施しようと、準備を進めているところです。

普段の運営は地域の人たちが中心ですが、外部から講師を招くこともあります。目指しているのは、「地域発の新しい価値創造」です。新たな事業を立ち上げ、実際に起業へとつながった例も出てきています。休耕地で「ここでは何も作物は育たない」と言われていた土地に、「ある種類のブドウなら育つのではないか」と挑戦した地域がありました。そのブドウは見事に実を結び、そこで造ったワインが大変好評を博した、という事例もあります。

熱中小学校には、五つの流儀があります。

「楽しいこと」、「多様性のある人がいること」、「刺激と感動があること」、「輪の広がりがあること」、「そこに貴方がいること」の五つです。

中でも特に大切にしているのが、「多様性」です。地域ではどうしても、「よそ者」「馬鹿者」「変わり者」を排除しがちです。しかし、「よそ者、馬鹿者、変わり者と一緒にやることで、新しい世界が開けるのではないか」と考える人が多く集まっています。ここでは、年寄りも若者も子どもも一緒になって、地域活性化に取り組んでいます。

食べ物を食べずに生きている人はいませんよね。「食」というのは、生産地と消費地を結ぶものです。生産する人だけでなく、加工する人がいて、卸があり、小売があり、レストランがあります。食べ物が人の口に入るまでの過程には、実に多くの人が関わっています。しかも「食」は、万人にとって欠かすことのできない要素です。だからこそ、生産地と消費地が交流することには、大きな意味があります。そうしたつながりを生み出すことを目指しています。

農業は、日本の未来にとって非常に重要な分野です。そこに、都市部の人たちも関わっていく。そして、地域活性化には、やはり「学び」が欠かせません。私は、そう考えています。

海外ですではじまっている未来

1. デンマーク

(1) 国営郵便局が手紙の配達を廃止

私は一昨年、デンマークに行ってまいりました。なぜデンマークかというと、国営郵便で手紙の配達をやめてしまったからです。「郵便をやめた」と聞くと、ずいぶん思い切った話だと思われるでしょう。

しかし、よく考えてみると、郵便ほど非効率なものは、今の世の中にはないのではないのでしょうか。はがきや封書を最後に出したのはいつでしょう。仕事は別として、個人で出した記憶は、あまりないのではないかと思います。それに、郵便ポストに手紙が入っているかどうかは、実際に行ってみなければ分かりません。そのために人が回る。過疎地であっても回る。これは非効率だ、ということで「やめよう」という話になったそうです。

では、デンマークの人たちは、それを簡単に受け入れたのかというと、そうではありません。

デンマークには、高齢者の権利団体があります。日本の高齢者団体というと、自分たちの権利や義務についてあまり声を上げず、お茶を飲んでお菓子を食べている、そんなイメージがあるように思いますが、デンマークの高齢者団体はまったく違います。

「Ældre Sagen (エルドラ・セイエン)」という団体で、日本語に訳すと「高齢者といたしましては」という意味だそうです。新しい法律や制度、システムが導入されると、「高齢者にとって本当に大丈夫なのか」「きちんと使えるのか」をいろいろな角度からチェックします。手紙の配達廃止についても、「定期的に手紙が配達されることを頼りにしている人が大勢いる」と指摘しました。

(2) デジタル化が進むデンマーク

デンマークでは、徹底したデジタル化が進んでいます。ルーティンワークはAIなどに任せ、人間の仕事は「想像し」「創造すること」だ、と考えられています。

新しいものを生み出すためのブレインストーミングを行う際、日本ではスーツにネクタイ姿で、「今日はブレインストーミングですから、しっかり意見を出してください」と始めることが多いですね。ところがデンマークでは、雑談を大切にします。雑談こそが、新しいアイデアの芽になると考えているのです。服装も

自由で、ジャージでもTシャツでも構いません。コーヒーマンも用意されていて、甘いものを食べたほうが脳が働きやすい人もいるからと、お菓子も置いてあります。日本のお役所でも、こうした形のブレインストーミングをやったらいいのに、と思います。きっと、雑談の中から良いアイデアが生まれるのではないのでしょうか。

デンマークは、2023年の世界競争力ランキングで総合第1位です。小さな国ですが、効率を上げ、その成果を国民の生活の質向上にきちんと還元しています。

その象徴が「午後4時一斉退社」です。4時になったら、皆が帰ります。暖房を切り、鍵をかけ、会社は閉まります。日本では、なかなか想像しにくい光景ですね。

もう一つ特徴的なのが、「マニュアル通りでなくてもいい」という考え方です。マニュアルを作っている間に、時代はどんどん変わってしまう。委員会でマニュアルを作り、チェックして、各部署に配る頃には、もう古くなっているのです。それならば、自分なりの最適解で動いたほうがいい。失敗するかもしれないけれど、失敗しても構わないという上司の声がけがあるんです。

デンマークでは、政府もデジタル化が進んでいます。OECDの2023年調査によると、政府のデジタル化は韓国に次いで世界第2位です。日本は、残念ながら大きく遅れています。まずは国が率先して電子化を進めるべきだと、私は思っています。

(3) 国民の生涯学習を国が支援

デンマークは小さな国ですが、「どこにでもあるもの」では勝負していません。「どこでも買えるものより、少し高い。でも、ほかにはない価値があります」と言っている国なのです。デンマークで成功している企業の共通点は、「一つのニッチな分野に深く特化している」ことです。こうした企業が狙っているのは、「アップマーケット」と呼ばれる高級市場で、高価でも、お客さんが喜んでお金を払う製品やサービスを提供しています。

では、なぜデンマークは、他国とは違うものを生み出すことができるのでしょうか。

その背景にあるのが、働き方です。デンマークでは、週37時間労働が基本です。さらに、年5週間の休暇が法律で保障されています。そして、国民はその時間を使って生涯学習を行っています。私たちが学校で学んだことは、どんなに最新の知識であっても、あつと

いう間に古くなってしまいます。そのためデンマークでは、「学び続けること」が当たり前のことです。国は、国民がデジタル社会で生活するために必要な技術や知識を、生涯にわたって学べる環境を整えています。

学び方も多様で、夜に勉強する人もいれば、週に1度通う人もいます。中には、1年間休職して学び直す人もいます。運営は主に政府が担っていますが、受講料は無料ではありません。少しでも自分で費用を負担することが大事だ、という考え方があるようです。

その結果、デンマークでは「パソコンが使いこなせる」ということは特別な能力ではなく、ごく当たり前のことになっています。

デンマークでは、仕事は午後4時に終わりますが、家に帰って毎日勉強ばかりしているのかというと、そういうわけではありません。アパートの集会室などで、住民が集まって一緒に食事をするのも、大きな楽しみの一つになっています。「お食事会にお金をかけているのか」というと、そうではありません。普段食べているものを持ち寄って、みんなで食べるのです。私も集合住宅に住んでいますが、同じ住民同士でお食事会をしたことは、一度もありません。ですが、デンマークでは、それがごく自然なこととして行われているのです。

(4) 高齢者福祉の三原則

デンマークには、高齢者福祉の三原則があります。「生活の継続性」「自己決定」「残存能力の活用」の三つです。私は、日本でもこの考え方を取り入れなければならないと思っています。

まず一つ目は、「生活の継続性」です。例えば、長年使ってきたひざ掛け。それが、おばあちゃんから自分へ、そして娘へと受け継がれていく。そういう「自分の生活が続いている」という感覚を何より大事にする、という考え方です。

次に、「自己決定の原則」です。これは、非常に重要です。日本では、たとえば老人クラブでピクニックをすると、弁当は80個、すべて同じ、いわゆる“当てがいぶち”のお弁当が配られます。でも、デンマークは違います。何を食べるか、デザートまで含めて、自分で選びます。この「選ぶ」という行為そのものが、脳にとっても良い刺激になるそうです。百マス計算より、よほど脳の訓練になるとも言われています。選

ぶためには、「あれはどんな味だったか」「前に食べたあれはどうだったか」と記憶を呼び起こさなければならない。それが、とても大切なのです。

三つ目が、「残存能力の活用」です。日本では、例えば左手が不自由な人がいると、お風呂上がりに介護士さんが後ろから大きなバスタオルで、全部拭いてしまいます。でも、それではいけないのです。自分で拭けるところは自分で拭く。どうしても拭けない部分だけ、手伝ってあげる。日本では、要介護になると、介護する側がすべてやってしまいます。しかし、それは本人の能力を奪ってしまうことになるのです。本人ができることは本人がやる。それを若い人や行政が支える。これが、高齢者福祉の基本的な原則なのです。

デンマークでは、こうした仕組みを徹底しているため、郵便ポストがなくなっても、大きな混乱は起きません。国からの通知も、すべてデジタルで届きます。デンマークが「高齢者対策のモデル国」と言われるのは、高齢者の自立を尊重し、若者や行政がそれを支援するというスタイルを確立しているからです。

どの国でも高齢化は進んでおり、国の財政健全性を保つためには、給付を減らすか、税などで歳入を増やすか、そのどちらかしありません。「少し大変だけれど、高齢者も頑張ってくださいね」という姿勢で高齢者も社会に参加している。私には、そう感じられました。

2. スイス

私はスイスにも行ってまいりました。スイスは、直近の2025年の世界競争力ランキングで総合第1位となっています。2位がシンガポール、次が香港、そしてデンマークという順です。

私にとってスイスといえば、「アルプスの少女ハイジ」に出てくる、おじいさんと山羊のイメージでした。しかし実際には、スイスにおける農業のGDP構成比はわずか0.7%に過ぎず、情報通信や金融などが48.9%を占めています。イメージとはずいぶん違う国なのです。

そして、やはり教育に非常に力を注いでいます。義務教育は4歳から11歳までですが、「勉強ができる子は、思いきり伸ばそう」という考え方があります。普段は村の小学校に通いますが、学力の高い子どもは、週に1回、県庁所在地のような場所にある、優秀な子どもたちが

集まる学校へ通います。早い話が、エリート教育です。

一方で、進学しない子どもたちに対しても、「徒弟制度」がしっかり整っています。「徒弟契約企業」の協力を得て、週に数日は実務訓練を受けます。例えば、学校の授業で「チーズに青カビが生える」という話をし、それがどのような化学反応によるものなのかを学びます。すると次は、実際にチーズを製造している協力企業へ出向き、チーズの匂いを嗅いだり、青カビを自分の目で確かめたりするのです。匂いや味も含めて体験しなければ、本当の理解にはならない、というのがスイスの人たちの考え方です。

理論と実践を徹底的に結びつけて学ばせる。この教育のあり方こそが、スイスで育つ職業人のレベルが非常に高い理由なのだと思います。

国内に目を向けましょう

1. 情報リテラシーの格差

では最後に、日本について考えてみたいと思います。日本は現在、「少子高齢化」「災害の激甚化」「貧困」「東京一極集中」「情報リテラシーの格差」「ジェンダー不平等」など、さまざまな課題に直面しています。その中で、私が一番深刻だと感じているのが、「情報リテラシーの格差」です。

現在、市役所などでは、「高齢者にスマートフォンの操作方法を教える」という取り組みが中心になっています。でも、本当に大事なものは、そこではありません。「情報リテラシーの格差」を是正するというのは、操作方法を覚えることではなく、「情報とは何か」「情報の価値とは何か」「情報をどう扱うべきか」を学ぶことだと思っています。

これをきちんと身につけていないと、個人情報の漏えいが起きたり、オレオレ詐欺のような犯罪に巻き込まれたりしてしまいます。一番大事なところに、まだ十分に手が打たれていない。このままでいいのだろうか、という強い危機感を持っています。

2. デジタル人材の不足

2024年の世界デジタル競争力ランキングによると、日本の順位は31位です。つまり、「デジタル人材が圧倒的に不足している」ということを意味しています。

これは、一部の専門家だけの問題ではなく、「すべての日本人がバージョンアップしなければならない」ということだと思います。

まったく何もやっていない人は、少しでもやってみる。すでに専門性を持っている人は、さらに深めていく。そうした取り組みを、国民全体で積み重ねていく必要があります。

ところが、日本ではこれがなかなか進みません。「DXは重要だ」「やらなければいけない」と分かっているのに、実行に移せない。日本では、新しいことを始めるときに、必ず組織の中で根回しをしますよね。「今度こういうことをやります」と言うのと、「ああでもない、こうでもない」「うちの部署では無理だ」と議論がかき回され、結局、後回しになってしまう。

この「根回し」「かき回し」「後回し」が、日本の大きな弱点であり、ビジネスの素早さに欠けています。ここを何とかしなければならない、と思っています。

3. デジタルを使いこなせていない日本人

インターネットの普及率を見ても、日本は決して高くありません。アジアの中で見ても普及率が高いのは、マレーシア、韓国、シンガポール、台湾といった国々で、日本はタイやブータンよりも低い水準です。

デジタル活用の国際比較をしてみると、スウェーデン、ドイツ、アメリカでは、男女の差はそれほど大きくありません。ところが日本では、男性でも「デジタルを使いこなせている」と言える人は4割程度にとどまり、女性はさらにその半分くらいです。

さらに、60歳以上を5歳刻みで見ると、日本では年齢が5歳上がるごとに、利用率が極端に下がっていきます。一方、他の国々では、80歳以上を除けば、そこまで大きくは下がりにくいです。日本の高齢者は、やはり少し遅れているのではないかと感じています。

4. 日本のこれから

日本では、2000年のIT戦略会議で、「我が国のIT革命の遅れ」や「情報格差の是正」が議論されました。それから25年が経ちました。昨年、2025年10月に国勢調査が実施され、ネットでの回答も可能になりましたが、ネット回答率は45.4%にとどまりました。まだ紙で提出した人のほうが多かったのです。

実は、ネット回答率が最も高かった都道府県は滋賀県でした。滋賀県では、県として「DX推進戦略」を進め、「誰一人取り残さない」「安心・安全で、人にやさしい」デジタル社会の実現を目指しています。やはり、こうした明確な姿勢が必要なのだと思います。

これからの時代、日本全体として、もっとITリテラシーを高めていってほしい。そのための仕組み作りを、本気で進めるべきだと思います。

介護の分野でも、ロボットやAIをどんどん取り入れていく必要があります。高齢者も、ロボットにお世話になることを嫌がるのではなく、「ロボットとともに生きる」という心構えを、今から持つておくことが大切です。

私自身は、今のところ自分のことは自分でできますが、できなくなったら、喜んでロボットの実験台になるつもりです。家庭のことを何でもやってくれるヒューマノイドロボットを家に置いて、いろいろなことをやらせてもらうつもりです。「ここは使いにくい」「これはもっとこうしたほうが良い」と、開発者の方と話し合っていけたらいいな、と思っています。

ご清聴ありがとうございました。



講師略歴

若宮 正子（わかみや まさこ）
ITエバンジェリスト

1935年生まれ。高校卒業後、三菱銀行（現・三菱UFJ銀行）に定年まで勤務。58歳からパソコンを独学で習得。2017年にゲームアプリ「hinadan」を公開。これにより米国アップル社CEOよりWWDCに特別招待される。2017年より数々の政府主催会議の構成員を勤める。2018年 国連社会開発委員会のイベントで講演、2020年 国連人口基金のイベントで講演。現在、一般社団法人メロウ倶楽部 理事、熱中小学校教諭（一般社団法人熱中学園）、デジタル庁デジタル社会構想会議構成員。著書に『やりたいことの見つけかた』『昨日までと違う自分になる』『88歳、しあわせデジタル生活 もっと仲良くなるヒント、教えます』『和田秀樹、世界のマーチャンに会いに行く（共著）』ほか多数。エクセルアートの創始者。

PRI Open Campus

～財務総研の研究・交流活動紹介～



「人材マネジメントと組織開発に関するワークショップ」座談会1 ～変わる働き方、変わる組織～

一橋大学経済研究所 教授 宮本 弘暁／神戸大学法学研究科 教授 大内 伸哉
政策研究大学院大学 教授 安田 洋祐／財務総合政策研究所 副所長 上田 淳二

「人材マネジメントと組織開発に関するワークショップ」座談会2 ～人材マネジメントを“自分ごと”に 若手職員による座談会～

財務総合政策研究所 総務研究部 研究員 酒井 花野／研究員 別所 範優
研究員 宇津野 翔大／研究企画係員 後藤 可那子／係員 篠原 裕晶*1

2025年10月～2026年3月にわたって、財務省財務総合政策研究所が開催した「人材マネジメントと組織開発に関するワークショップ（以下、WS）*2」。経済学、法学、経営論など多様な分野の有識者が集まり、人口減少・AI時代における働き方や組織の在り方について議論を重ねてきました。

今回、その議論を振り返りながら実施した座談会の内容をお届けします。なお、本文の内容は全て発言者個人の意見であり、所属機関等の見解を表すものではありません。



【プロフィール】
宮本 弘暁
一橋大学経済研究所 教授／
前・財務総合政策研究所
総括主任研究官／
本WS座長

0. 本座談会の狙い

上田）今回のWSでは、本当に多様な委員とゲストの方をお迎えし、「働き方」や「労働市場」について、これらが誰しもに関係する大きな 이슈 であるという認識を共有することができました。改めて、本座談会での議論を通じて、読者の皆様にもその課題意識を共有できればと思います。

今回議論する上で、特に意識したいことは二点です。一つは、普段あまり「マネジメント」を自分ごととして考える機会が少ない財務省職員に、その重要性を認識してもらうこと。もう一つは、従来型の審議会や勉強会とは異なる、熟議的なワークショップという形式そのものの有用性を伝えることです。

そのため、本日は大きく三つのテーマについて議論したいと思います。第一に、なぜ今、人材マネジメントや労働市場を考えなければならないのか。第二に、個人、組織、政府はどのように行動すべきか。第三に、今回のWSのような「場」は、これからどのような意味を持つのか、についてです。

1. なぜ今、人材マネジメントを考える必要があるのか

宮本）まずマクロ経済学者の立場から申し上げると、日本経済を取り巻く前提条件そのものが大きく変化しています。人口構造の変化、AIの発展、GX（グリーン・トランスフォーメーション）など、これまでのトレンドが大きく変わる時代に入っています。雇用というのは、生産活動から派生する需要です。よりマイクロなレベルで言えば、マネジメントの在り方も経済のトレンドに従属して変化せざるを得ない。高度成長期に合理的だった仕組みが、そのまま現在も合理的とは限りません。もちろん、日本型雇用慣行——年功序列や終身雇用など——が悪い仕組みだったと単純に言うつもりはありません。こうした仕組みは、ある時代には非常に合理的だった。しかし、生産活動を取り巻く環境が変われば、制度も変わらなければなりません。

大内）法学者の立場から補足すると、日本型雇用慣行というのは、解雇規制など法制度とも密接に結びついて形成されてきたものですが、これがうまく機能しなくなってきました。

たしかに、人口増加時代には、新卒採用を大量に行

*1) 執筆者の肩書は、令和8年6月30日現在

*2) <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2025/jinzai.html>

うことで組織内の新陳代謝が自然に起きていました。しかし、人口減少時代になると、新しく入ってくる人が減り、内部の循環も弱くなる。従来型組織の前提が崩れてきているわけです。

また、1990年代以降のコーポレートガバナンス改革も重要です。高度成長期には、会社はある意味で「経営者と社員の共同体」でした。中長期的利益を追求する中で、社員教育に投資するインセンティブも強かった。しかし、近年は、法の原則どおりの「企業は株主のもの」という考え方が強まり、各種の改革もあって短期利益の追求への圧力が強まってきた。その結果、長期雇用を前提にした人材育成へのインセンティブが弱まっているのではないかと思います。こうした大きな潮流の中で、人材マネジメントや組織開発が重要な課題と捉えられていると考えています。

安田) ミクロ経済学者の視点で言うと、労働市場は本来、情報の非対称性が大きい市場ですが、ITはそれを緩和しつつあります。マッチング精度が向上すれば、外部労働市場だけでなく、組織内部の人材配置の在り方も変わっていくはずです。くわえて、人口減少に伴う売り手市場の進行によって、日本でも雇用流動化が進みつつあります。適切なマネジメントや待遇がなければ、人は辞めていく時代になりました。そうなれば、組織のインセンティブ設計も当然変わらざるを得ません。

また、ITの進歩は働き方そのものを変えることも可能にしました。それにともなって、評価の仕方も柔軟に変えていく必要があります。従来は、長時間職場にいて、上司の近くで働く人が、評価される傾向にありました。WSでは「その場にいないペナルティ」という言葉に象徴されていましたね。しかし、ITやデジタル技術の発展によって、その前提自体が崩れつつあります。フルリモートやダブルアサインメント（通常1名で行う業務をあえて2名体制にする手法）の仕組みを整えれば、従来は物理的制約によって十分に働けなかった人たち——育児や介護を担う人、高齢者など——も、その能力をいかに発揮できるようになります。多様な人材にどう心理的安全性やモチベーションを提供するか、という点で、従来の方法は通用

しなくなっている面もあります。

1-1. AI時代のマネジメントをどう再設計するか

宮本) ITの進歩は「評価」の在り方を変える、というのはおっしゃるとおりだと思います。同時に見逃せないのは、ITやAIによってマッチングコスト同様、「評価」のコストも大きく下がる可能性がある、という点です。これまでは、一人ひとり、一つひとつのジョブやタスク、スキルとその成果について精緻に評価することが、コスト面で難しかった。だからこそ、年功序列がある種の納得感を持つ制度として機能していたわけです。しかし、今は違う。技術的には、より精緻な評価が可能になりつつある。新しい技術を前提に、より良い評価制度を設計していく必要があると思います。

大内) 現時点ではHR (Human Resources) テックやAIで解決できる領域には限りがある点にも留意が必要です。人間による評価でないと納得感が得られないという側面も確かにあるのです。AI裁判官に判決を下されて納得できるか、という話と同じです。技術の進歩だけでなく、人間側の意識変化も必要なのだと思います。

そこで課題になるのは、上司世代と若手世代のデジタルギャップです。これはWSを通じて強く感じたことです。効率化の必要性は理解していても、デジタル技術への感覚には世代差がある。AIの方が得意なタスクと、人間が担うべき感情労働をどう切り分けるか、すりあわせていくべきでしょう。例えば、医療においても、診断というタスクはAI、患者への告知というタスクは人間、といった役割分担が進むかもしれません。このように、ジョブをタスク別・スキル別に再定義していく必要があります。AIによって必要なスキルセット自体が変化していくからです。

宮本) 技術的にはAIに代替可能かもしれないが、あえて人間が担うべき、とされるジョブをアントン・コリネック氏^{*3}は「ノスタルジック・ジョブ」と呼んでいます。先に挙げていただいたような、倫理に関わるジョ

*3) バージニア大学経済学部 教授

ブがそれにあたりますが、その境界線は人間が時代の価値観に合わせて不断に決めていかねばなりません。そこでは、責任をもち判断を行う、「ボス*4」としての人間の役割も期待されるでしょう。AI時代は、むしろそうしたジョブこそ価値が高まる可能性があります。

大内) 評価の問題は非常に難しいものです。評価基準が曖昧で適切に評価ができないという問題は、「その場にいないペナルティ」とも関係しています。結局、ジョブが不明確なことが根本原因なのだと思います。ジョブで評価できないからこそ、「長時間職場にいて、上司の指示を待てる人」が評価される。良い評価を得るために、年休を返上して忠誠心を示すような文化も、そこから生まれてきます。

宮本) 上司が「その場にいる人」しか評価できない、という問題の原因には、日本型組織では長時間労働への報酬が、賃金ではなく「昇進」という形で支払われていることにもあると思います。結果として、長時間労働を続けてきた人ばかりが管理職になり、旧来型の構造が再生産されていくのです。

もう一つ大きいのが属人化の問題です。「その人がいないと仕事が回らない」状態を防ぐ仕組みをつくることこそ、本来マネジメント層の役割でしょう。これが解決されない限り、「その場にいる」ことが求められ続けることになります。

本来、マネジメントは専門技能です。海外では、マネジメントを学び、トレーニングを受けた人が管理職になるのが一般的です。働き方が変わる今こそ、「マネジメントのプロ」を育てることについて真剣に考えた方が良いと思います。



【プロフィール】
安田 洋祐
政策研究大学院大学 教授／
株式会社エコノミクスデザイン 共同創業者
／本WS委員

1-2. 「軍事的世界観」から「冒険的世界観」へ

安田) 先日手に取った、安斎勇樹氏の『冒険する組織のつくりかた*5』が非常に示唆に富んでいたので紹介させていただきます。本書では、従来型組織は「軍事的世界観」を持つ組織、これから必要な組織は「冒険的世界観」を持つ組織と呼びます。単一の目標に向かって、上からの命令に従って組織を動かす——そういう軍事型組織が合理的な時代は確かにありました。戦後日本には「キャッチアップ」という明確な目標と先行事例が存在していたからです。しかし、キャッチアップが終わり、不確実性が高まり、正解が見えない時代には、それでは対応できない。むしろ、大きな方針を定め、周囲のモチベーションを高めるリーダーのもと、メンバーが自律的に判断し、自分の価値観や問題意識から新しいものを生み出していく「冒険型」の組織が必要になる、というわけです。

大内) 非常に面白い視点です。戦後の日本の経営には、従軍経験者の影響もあり、戦中からの軍隊式の指揮命令が残っていました。「上長の命令は絶対」という管理スタイルが、目標が明確で人材も豊富だった高度成長期にはうまく機能した。しかし、今は、まず目標を具体的に設定し、そのためにどんな組織・人材が必要かを逆算する時代です。「プロジェクト」ごとに、IoTやAIを使いながら、専門的な情報を結集させていく業務形態へ移行しなければならない。そのためには、まず、今あるジョブ・タスク・スキルが具体的に記述されていなくてはなりませんし、彼らを束ねる管理職の役割も、ほんとうの意味での管理ができる人でなければなりません。海外では、そういったことのできる管理職は最初から専門的知識を持っている前提で採用されることも多い。日本もその方向を考える必要があると思います。

上田) 霞ヶ関には、総合職という「幹部候補生」を採用する制度がありますが、ではマネジメントのための教育が行われているかという点、そうではないようにも思います。幅広い経験をすれば能力が向上するとい

*4) 富山和彦氏（日本共創プラットフォーム（JPIx）代表取締役会長、WS第9回ゲスト）は、従来ホワイトカラーのタスクの大半を占めていた「情報の伝達・整理」業務はAIが代替し、人間のジョブとして残るのは、答えがない中で長期方針や基本方針を決める「ボス稼業」と、リアルな現場での行動・意思決定を行う「現場エキスパート業」の二つであると予測している。（富山和彦、松尾豊監修『日本経済AI成長戦略』文藝春秋、2026年）
*5) 安斎勇樹『冒険する組織のつくりかた：「軍事的世界観」を抜け出す5つの思考法』テオリア、2025年

うことが前提となっていました。技術や環境が大きく変化する中で、そうした前提が異なっている可能性があります。

ジョブやタスクを再構成する必要がある中で、ある特定の歴史的条件のもとで合理的だった制度を、長く続けるだけでなく、時代にあった形に見直していく必要があるように思います。

安田)「軍事的世界観」のアナロジーで言えば、軍隊には士官学校のように「管理職を育成する仕組み」があります。下士官兵は年を重ねれば組織を離脱するからこそ、棲み分けができていました。一方、日本型組織は軍事型であるにもかかわらず長期雇用を前提としたため、幹部人材の大半が生え抜きになるような歪な構造になってしまった。こうした制度の見直しは必然でしょう。

繰り返しになりますが、不確実性が高い時代においては、専門性を持ったマネージャーが一人ひとりの価値観・夢・偶発の発見を重視する「冒険的世界観」へ転換する。これこそが、新しい働き方や組織のデザインが求められる時代には必要なのだと思います。

2. 個人、組織、政府はどのように行動すべきか

2-1. 霞ヶ関の組織開発はどう変わるべきか

上田)では、次に、こうした前提のもとで、個人、組織、政府はどのように行動すべきかを伺いたいと思います。特に、「外部ステークホルダーの直接的な影響が限定的となりがちな霞ヶ関において、どのような組織開発が必要なのか」について、お考えを伺えれば幸いです。

宮本) まず必要なのは、現状維持バイアスを破るため、小さな変化から起こしてみることです。例えば、1～2年ごとの短期間での頻繁な異動が適さない部署については、その慣行を見直すべきではないでしょうか。AI時代には、専門性を獲得することがこれまで以上に重要になってきます。また、若く優秀な人材を年次に関係なく登用することも必要でしょう。少なくとも、待遇面で適切に報いるべきです。

大内) 私は、かなり根本から考え直す必要があると思っています。民間企業であれば、社長が変わり、パーパスや評価制度を抜本的に変えることで、組織が大きく変わることがあります。財務省も、その存立理由——我々は何を目指して働いているのかというパーパス——を改めて問い直す必要があるのではないのでしょうか。

高度成長期には、「国家の発展に貢献する」という明確な物語がありました。しかし、今は違う。財務省ありきではなく、国民が何を期待しているのか、そのために何をすべきなのかを、職員皆で共有する必要があると思います。給与によるインセンティブが限られる以上、なおさらです。

安田) 一方で、財務省を見ていると、外部人材も含め、多様なバックグラウンドを持つ人が集まり始めており、組織は少しずつ変わっているとも感じます。宮本先生がおっしゃったような、一部の部署での異動スパン変更くらいであれば、比較的小さな改革として実行可能かもしれません。制度改革には時間がかかりますが、小さな変化が積み重なり、10年、20年かけて大きな変化につながっていくのではないかと感じています。

大内) 小さな変化の前提として重要なのは、「デジタル技術優先」——デジタルをまず使ってみる——という意識です。例えば、税務行政でも、デジタル技術によって所得情報を正確に把握できるようになれば、税務署の仕事そのものが変わるはずですよ。

また、人材配置についても、AIによるスキルベースのマッチングはやはり有効でしょう。AIを利用して、本人の「やりたいこと」だけでなく、「できること」「組織として必要なこと」を総合的に考えながら、適材適所を実現していく。その方が、結果として労働者の幸福度も高まる可能性があると思います。

宮本) パーパスだけでは組織が動かないという現実も直視する必要があると思います。やはり、ある程度待遇面で報いる必要があります。例えば、類似する業種の平均給与に応じて俸給を設定するということも考えられるでしょう。

また、リボルビングドア——官民をまたぐ人材循環——ももっと増やした方が良い。異なるバックグラウンドを持つ人が入ることで、組織は変わっていきます。

くわえて、国際機関や民間企業のように、省内公募制を導入して内部労働市場を活性化することも重要でしょう。

2-2. 個人と組織をどう成長させるか

安田) 組織は、単に人を配置するだけではなく、本人が「自分は何ができるのか」「何をやりたいのか」を掘り下げられるように支援する必要があります。軍事型組織のように「駒」として人を動かしては、ミスマッチが起き、モチベーションも生産性も上がりません。

大内) 日本型雇用慣行の歴史は、企業組織が内部で人材育成を担ってきた歴史でもあります。しかし、今は、人間とAIの役割分担がどう変わるかも見通しづらく、組織にとっても人材育成が非常に難しい時代です。

上田) 人間とAIの分業以前に、ジョブもタスクも評価基準も曖昧なままでは、人材育成と言われても、という問題があるように思います。霞ヶ関の中で、色々な部署で例えば10年間働く中で、暗黙知として仕事の進め方を学んでいくのは、もちろん有効ではあるのですが、非常に迂遠なプロセスでもあります。何が評価されているのか分からないまま、経験だけを積むというスタイルは、なかなか今の若い世代にとっては理解しにくくなってきている面があるのだらうと思います。

大内) しかも、その10年間で身につくスキルの多くが、「ファーム・スペシフィック・スキル」——組織特殊スキル——であることも問題です。これは、長期雇用が前提なら合理的でした。その組織に留まる方が企業にも労働者にも利益になっていたからです。しかし、リストラや早期退職のリスクもある流動化の時代には、労働者の市場価値を下げるデメリットの方が大きい。組織の都合で市場価値を失わせておきながら、終身雇用では守ってくれないとなれば、人が組織に忠

誠心を持たなくなるのは当然です。

上田) 長く組織の中で仕事をし、また、別の組織での仕事をする中で、「組織の明確な目標に合わせて人を育てる」という従来型モデルは、やや限界に来ているのかもしれないと感じることがあります。個人を特定の型にはめて育成するのではなく、普遍的な「タスク」と「スキル」の枠組みで、組織と個人を記述し、マッチングしていくという発想が必要になってきているのではないのでしょうか。

安田) しかし、組織が汎用的なスキルの取得を支援すると、それは組織からの離脱を後押しすることに繋がってしまいます。WSの議論で挙げた、「スポーツ選手の移籍金」のように、組織間で労働移転が起こった際、教育訓練投資が補償されるような制度があれば、組織も積極的な人材投資を行いやすいですね。

大内) あるいは、大湾先生^{*6}が指摘していたように、その組織でトレーニングを受ければ市場価値が上がるという評判に基づいて、そこへ高いポテンシャルをもった個人が自然と集まるようになる状態も、流動化が進めば実現しうと思います。

こうみると、汎用的なスキルの取得を組織が支援することは本来組織にとってもプラスになるはずなのですが、この点についてはまだまだ過渡期にあります。

安田) その意味でも、早い段階から組織外との交流や出向を経験させることが重要です。外を知れば、組織内でしか通用しない人材育成は自然と受け入れられなくなる。

また、副業・兼業も有効でしょう。日本型組織は上述の理由から、従業員が組織外に触れることを避けてきましたが、むしろ組織外を知る貴重な人材が、組織にダイナミズムをもたらすべきです。

大内) 結局、組織外の情報に触れられない大きな理由は、長時間労働です。副業をするどころか、自らの市場価値や自業界の将来性を考える余裕もなく、残業で

*6) 早稲田大学政治経済学術院 教授、WS第6回ゲスト

疲弊している。情報交換も組織内コミュニティに閉じている。だからこそ、組織自ら、働き方そのものを変えなければならないのだと思います。



〔プロフィール〕
大内 伸哉
神戸大学法学研究科 教授
／本WS委員

2-3. 個人の時代に政府はどう向き合うか

宮本) とはいえ流動化が進む世界では、究極的にはスキル形成の主体が組織から個人へ移っていくと思います。ただ、自分でキャリアを設計できる人ばかりではない。だからこそ、職業訓練やセーフティネットとしての政府支援が必要になります。副業・兼業についても、外の世界を知る機会として非常に重要だと思います。

大内) 個人の成長について、組織の支援が重要なのはもちろんですが、先ほども申し上げたとおり、今後の世界に備えてどのような人材を育成すべきか組織にも見通せない、難しい時代です。ここで、組織任せではない公的支援、特に教育の役割は見逃せません。早い段階から職業を意識させ、AI時代にも価値を失わないスキルや「考える力」を育て、個人個人が自ら成長する下地を整える必要があるでしょう。

小学生に職業やお金の話をするのは早いという意見もありますが、将来自立して生きていく以上、これくらいの年代から考えるべきテーマです。教育現場も、AIやアダプティブラーニングを活用しながら、先生の負担を軽減しつつ、未来志向で本当の意味での職業教育を行う必要があると思います。

安田) 今の子どもたちは、長時間労働で疲弊した先生たちを見ながら育っている。ある意味で、日本社会の働き方の典型例を最も身近に見ている世代かもしれません。技術がここまで進歩した以上、それを用いて教育現場の働き方を改革しつつ、児童生徒に将来設計を

促す教育へ変えていく必要があると思います。

また、組織から個人へのシフトという流れは、社会保障制度にも及ぶでしょう。いわゆる「年取の壁」や、「国民健康保険」と「社会保険」の差異などは、働き方の自由を歪めている面があります。企業組織単位ではなく、個人単位で社会保障を再設計する必要があるのではないのでしょうか。

大内) その点は非常に重要です。年金、雇用保険、生活保護、新たな給付付き税額控除などと制度は分かれていても、本質的には「所得保障」という共通性があります。企業組織に属さない現代的な働き方もカバーするため、個人単位の制度へ一本化していく方向性も考えるべきだと思います。制度全体をゼロベースで見直し、個人を中心に据えた社会保障へ移行する。今は、そうした発想が必要な時代なのではないのでしょうか。



〔プロフィール〕
上田 淳二
財務総合政策研究所 副所長

3. 「問い」を生み出す場は、どうあるべきか

上田) 最後に、今回のWSのような「場」の在り方について伺いたいと思います。

宮本) 最終回で、櫻井委員*7から「大人のゼミみたいで楽しかった」と言っていたのが印象的でした。従来の政府の審議会や勉強会のようなフォーマルな場もちろん重要ですが、正解がない時代だからこそ、多様な人が自由に意見を出し合える場が必要だと思っています。今回は、ハイブリッド形式やカジュアルな服装、お菓子やコーヒーなども用意し、参加者が話しやすい空間づくりにもこだわりました。

*7) 一般社団法人GENCOURAGE代表理事／本WS委員

安田) 私は今回のWSを、「両利きの経営^{*8}」という経営学の考え方で捉えています。通常の役所の研究会は、ある程度方向性が決まった上で議論することが多く、どちらかというところ「知の深化」に近い。しかし、今回のWSは、「知の探索」に近かった。毎回のゲストや議論のテーマが多様で、財務省の内部だけでは出てこない問いを意図的に引き出そうとしていた点が非常に新鮮でした。

また、重要なのは「誰からか与えられた問いに答えを出すこと」よりも「自ら問いを発見すること」だと思います。安斎氏の『問いのデザイン^{*9}』という別の本に、上手く問いを引き出す技法が載っていました。例えば、「新しい休暇制度を考える」ではなく「霞ヶ関における『休む』を再定義する」と問い直す。「組織の10年後を考える」ではなく「10年後の私たちの働き方を考える」と言い換えてみる。問いの立て方を変えるだけで、参加者の当事者意識や発想の幅が大きく変わる。WSの場づくりも同様でしょう。そうした「問いをデザインする」技法自体が、今後の組織づくりに重要になっていくのではないのでしょうか。

宮本) 安田先生のおっしゃる「自分ごと化」は、本当に重要だと思います。今回のWSでも、参加者自身の経験や悩みを率直に話していただいた。それによって、単なる知識の交換ではなく、お互いの世界観に触れる場になった。また、さまざまなゲストをお呼びして改めて感じたのは、霞ヶ関の価値観は、世の中全体から見るとむしろ少数派なのかもしれないということです。だからこそ、外の声を取り込み、多様な感覚に触れることが重要なのだと思いました。

大内) 私は、学者の研究会のように、もっと根源的な問いを自由に考えても良いと思っています。例えば、「なぜ休まなければならないのか」。あるいは、「仕事と家庭は本当に同じ価値なのか」。もちろん、一般的には「家庭を優先すべき」という答えになるのでしょうか。しかし、それとは違う答えもあり得る。重要なのは、伝統的な価値も、またそれを批判する流行の議論

も、自分自身で考えて評価することだと思います。枠組みを決め、その範囲で答えを探すだけではなく、そもそもその枠組みの前提は何であるのかを問い直す。そうした営みが、人の生き方を豊かにするのではないのでしょうか。

上田) おそらく、大内先生が生成AIを非常に使いこなされているのも、「問いを立て続ける力」が強いからなのだと思います。組織の中にいると、どうしても「正解探し」をしがちです。しかし、生成AIが簡単に答えを返してくれる時代だからこそ、本当に重要な問いを更新し続けることなのかもしれません。個人がより良い問いを見つけられるようにすること。組織がそれを支えられるようになること。そして政府が、そうした個人や組織を後押しできる制度を整えること。今回のWSは、その方向性を考える一つのきっかけになったように思います。本日はありがとうございました。

*8) チャールズ・A・オライリー、マイケル・L・タッシュマン著、入山章栄監訳、渡部典子訳『両利きの経営（増補改訂版）：「二兎を追う」戦略が未来を切り拓く』東洋経済新報社、2022年

*9) 安斎勇樹、塩瀬隆之『問いのデザイン：創造的対話のファシリテーション』学芸出版社、2020年

図1 本WS委員（肩書はWS開催当時）

座長・有識者委員



座長：
宮本 弘曉 氏
(財務総研 総括主任研究官、
一橋大学 経済研究所教授)



大内 伸哉 氏
(神戸大学法学研究科教授)



櫻井 彩乃 氏
(一般社団法人GENCOURAGE
代表理事)



今井 誠 氏
(株式会社エコノミクスデザイン
共同創業者・代表取締役)



坂本 貴志 氏
(リクルートワークス研究所
研究員/アナリスト)



安田 洋祐 氏
(政策研究大学院大学
教授)

図2 本WSゲストスピーカー

各回のゲストスピーカー

✓ 第1回	宮本 弘曉 氏	(財務総研 総括主任研究官、一橋大学 経済研究所教授)	▶ 事務局からの問題意識の提示
✓ 第2回	金子 洋文 氏	(株式会社リビングプラットフォーム 代表取締役社長)	▶ 「個人の能力に依存しない組織と、個人の能力を生かす組織 ～組織をマクロモデルと捉えてみたら～」
	佐藤 文男 氏	(佐藤人材・サーチ株式会社 代表取締役社長)	▶ 「“生涯現役”に向けた今後のキャリア戦略」
✓ 第3回	今井 誠 氏	(株式会社エコノミクスデザイン 共同創業者・代表取締役)	▶ 「高度化とマネジメント」
	櫻井 彩乃 氏	(一般社団法人GENCOURAGE 代表理事)	▶ 「多様なキャリアを支える組織とはージェンダーと若者の視点から考える」
✓ 第4回	大内 伸哉 氏	(神戸大学 法学研究科教授)	▶ 「DXと労働社会の再編ー生成AI時代の働き方と官僚の役割」
	山田 久 氏	(法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科 教授)	▶ 「拡大する人材ミスマッチとそれへの対応」
✓ 第5回	小室 淑恵 氏	(株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長)	▶ 「人手不足と少子化を解決し、組織の成果と意欲も最大化する 日本の新しい働き方とは？」
✓ 第6回	大湾 秀雄 氏	(早稲田大学 政治経済学術院 教授)	▶ 「人事経済学におけるリスキリング、マッチングに関する研究と日本の現状」
	南里 清久 氏	(ビチェリン・ファミリー株式会社 代表取締役社長)	▶ 「人が輝く環境づくり」
✓ 第7回	申 真衣 氏	(モデル/株式会社GENDA 共同創業者/取締役)	▶ 「女性のキャリアの現在地」
✓ 第8回	志水 雄一郎 氏	(フォースタートアップス株式会社 代表取締役社長)	▶ 「スタートアップ&イノベーション至上主義の経済学」
✓ 第9回	富山 和彦 氏	(株式会社日本共創プラットフォーム (JPiX) 代表取締役会長)	▶ 「AX (AIトランスフォーメーション) ・ホワイトカラー消滅時代の働き方」
✓ 第10回	向山 こずえ 氏	(国際機関 人事担当者)	▶ 「スキルベース人材戦略と社内流動性」
✓ 第11回	最終回		▶ 全体総括：これまでの議論の振り返り、ディスカッション

委員座談会に引き続き、ファシリテーターを務めた民間からの派遣研究員を中心として、「若手からみた財務省」をテーマに実施した座談会の内容をお届けします。なお、本文の内容は全て発言者個人の意見であり、所属機関等の見解を表すものではありません。

登壇者



写真左から順に

篠原 裕晶 係員（令和4年本省入省。）
宇津野翔大 研究員（令和5年明治安田（相）入社。）
酒井 花野 研究員（令和3年（株）NTTデータ入社。）
別所 範優 研究員（令和5年西日本旅客鉄道（株）入社。）
後藤可那子 係員（令和2年福岡財務支局入局。）

【司会】

1. WSを終えて

篠原）ワークショップ（以下、WS）の詳しい内容は委員座談会やHP掲載資料に譲り、まずは若手の目線から振り返ってみましょう。財務省としても新しい試みでしたが、実際にやってみていかがでしたか。

宇津野）豪華なゲストの方々のお話を伺うだけでなく、霞ヶ関や自身の経験に引き付けて自由に議論できたのは貴重な経験でした。特に印象に残ったのは「スキルの可視化」の重要性です。OJT（On-the-Job Training）でスキルを育てる日本型雇用の良さはありますが、それを個人が説明できなければキャリアにつながりませんし、組織としても各業務に必要なスキルを明文化できなければ適切な人材配置は難しい。資格のような分かりやすい指標もありますが、ソフトスキルにはそれが無い点が難しいですね。

別所）率直に言って、とても楽しかったです。民間出身で官庁の風土が分からない中、手探りで場づくりをしましたが、茶菓を用意するなど自由にやらせてもらい、それが「霞ヶ関らしからぬ」雰囲気につながったのなら嬉しいですね。内容面では、労働市場改革が個人にも組織にもプラスになり得るという点が新鮮でし

た。近年、スキル獲得・キャリア構築と、個人の負担が増えているという印象があり、この話題は苦手だったのですが、それによって個人は多様な働き方が可能になり、しかも組織・社会の生産性向上にもつながるというのは希望の持てる結論でした。

酒井）むしろ若いうちから全員がマネジメントを見据えた経験を積む必要があるという議論が多かったですね。働く人誰しもに関係するテーマなので、参加しやすい場にしたという思いで、HR（Human Resources）に詳しくない者の目線から司会を務めました。スキルやキャリアの言語化の必要性には納得しつつも、いざ改革となると労働はあらゆる分野に関わるため難しい。個人のキャリアも多様な要素に左右され、何から手をつけるべきか悩ましい時代だと感じました。

後藤）私は憧れの方の前で司会を務め、非常に緊張しましたが、「ロールモデルを見つけることの重要性」が印象に残りました。さまざまな人の経験やスキルに触れながら、自分なりのモデルを築いていく。その「憧れ」こそが、個人を前に進める原動力になるのではないのでしょうか。

篠原）周囲の職員から学ぶべきところ、その断片を繋ぎ合わせて自分なりのロールモデルを構築する。ロールモデルを一つのゴールとして、描いていきたいキャリアを言語化する。そこでようやく、自分が獲得すべきスキルが見えてくる。スキルはキャリアに横たわっていて、「キャリアの言語化」によって「スキルの可視化」が一層意味を持ってくるように感じました。

2. 霞ヶ関・財務省を見て

篠原）では次に、財務省の働き方について伺います。民間や地方支分部局から見て、霞ヶ関はどう映りましたか。

別所）着任前は「官僚制の逆機能」といった硬直的なイメージを持っていましたが、実際には若い課長補佐級でも裁量が大きく、意思決定のスピードも速いことに驚きました。国全体に影響する判断を担う環境で、

責任ある意思決定を経験できる点は大きな魅力だと思います。

後藤) 地方支分部局と比べても、業務の規模や影響力は桁違いですね。その一方で、地域に密着してその声を反映する役割の重要性も感じました。

宇津野) 若いうちから任される仕事のスケールに驚きましたし、若手が企画し上司と議論しながら進めるボトムアップの側面も印象的でした。中長期的な視点から逆算して業務を組み立てる姿勢も特徴的だと感じます。

酒井) 一方で、係員級の若手にとっては業務の全体像が見えにくく、意見を反映しづらい面もあると感じました。異動のローテーションスパンも短く、専門性を深めて大局的に物事を俯瞰する機会は、若いうちは限られるのかな、と。

篠原) 人材配置の自由度は組織の複雑性に依存するように思います。AとBの二つの仕事しかなければ、それぞれの部署の方々の異動希望を汲むことは比較的容易です。しかし、多様なポストがある組織では、全員を希望する部署にフレキシブルに配属させることは実質的に困難です。だからこそ、配属された場所で各自が十分に力を発揮できるよう、しっかりとしたマネジメント体制を敷く必要があるのだと思います。今回のWSは、そうした問題意識を改めて喚起させてくれましたし、結論ありきではなく、和やかな雰囲気ですらに語り合う場にできたことにも意義があったと思います。

3. 今後に向けて

篠原) 今度は反対に、WSでやり残したことなどあれば伺いしたいのですがいかがでしょう？

宇津野) 今回は大局的な議論が中心だったので、今後は企業の具体的な制度や事例をより深く知る機会があ

るとよいですね。実務にどう落とし込むかが次の課題だと思います。

別所) まずは規模が小さくても試してみることが重要だと思います。例えば、一定期間同じ部署で経験を積める仕組みがあれば、専門性を高める動機にもなるでしょう。現状では、個人にキャリア形成が求められる一方で、異動は組織任せというギャップも感じます。

酒井) 私自身、そもそも同じ組織内にどんな仕事があるのかさえ分からない中で、キャリアを考えるのは難しいと感じています。WSのように利害関係のない場で、やってきたこと・やりたいことを自由に語り合える機会があれば、自分のキャリアの棚卸しにもつながると思います。

後藤) それはロールモデルを見つける場にもなりそうですね。例えば、管理職における女性の絶対数はまだまだ少なく、ロールモデルを構築するのも難しいという話がWSでありましたが、財務省は組織が大きい分、横断的に見れば多種多様な人材がいます。民間から来ている人もいますから、色々な知見が得られるのではないのでしょうか。

篠原) 次のWSにつながる、様々な論点をご提示いただきました。組織も個人も試行錯誤しながら一步步進んでいくことの重要性を再確認できたように存じます。本日はありがとうございました。

対談の様子



須賀川市

“M78星雲光の国”の
姉妹都市“M78光の町”

横浜税関 小名浜税関支署 福島空港出張所 前所長
廣瀬 了人

1. はじめに

小名浜税関支署福島空港出張所が所在する福島空港は、福島県中通り地方の須賀川市と玉川村にまたがる位置にある地方空港です。周辺地域は阿武隈山地の緩やかな山々に囲まれ、標高372メートルと、税関空港としては国内で最も高い場所に位置しています。夏は比較的涼しく、冬には適度な降雪が見られるなど、内陸特有の四季がはっきりとした気候が特徴です。

福島空港は、地域の航空交通の拠点として平成5年に開港しました。県中地域における物流・観光の玄関口として発展してきた経緯があり、現在では国内線を中心に、多くの利用者に親しまれています。空港周辺には古くからの集落や史跡が点在し、地名の中には古代から続く歴史の面影を残す地域も見られます。



「航空写真」(写真提供：福島県福島空港事務所)

2. 福島空港出張所の沿革

福島空港出張所は、平成5年3月に福島空港共用が開始され、平成11年6月に税関空港として指定されたことを受け、空港国際ターミナル内に小名浜税関支署福島空港分室として設置されました。同年7月には小名浜税関

支署福島空港出張所へと昇格し、現在に至っています。

職員数については、設置当初は3名体制でしたが、入港機数の増加に伴い最大で5名体制となりました。東日本大震災以降は1名体制となっていました。平成30年から国際チャーター便の運航が開始されたことを契機に、令和元年からは2名体制となっています。

現在は、台湾からのチャーター便が週2便運航されており、季節に合わせてベトナム、モンゴル、韓国からのチャーター便も運航されることがあります。

3. 福島空港とウルトラマン



福島空港がウルトラマンと深い関わりを持つ理由は、ウルトラマンの生みの親として知られる特撮監督・円谷英二氏が福島県須賀川市の出身だからです。

空港に近い須賀川市では、円谷氏の功績を称え、ウルトラマンや怪獣のモニュメントが市内各所に設置されるなど、多彩な顕彰活動が行われています。この地域文化の流れを受け、福島空港でもウルトラマンをテーマにした展示が常設されており、福島空港ビル全体がまるでウルトラマン展示会のような空間となっています。

空港の正面には、高さ約4メートルの巨大なウルトラマン立像が置かれ、空港を訪れる人々を出迎えています。また、空港内には歴代ウルトラマンが描かれた「ウルトラヒーローゲート」や、ウルトラマンカラーで彩られた特別仕様のポストがあり、このポストに投函された郵便物にはウルトラヒーローの特別な消印を押してもらうことができます。

さらに、空港敷地内には、作品中に登場する戦闘機「ジェットビートル」や「小型ビートル」のオブジェも展示されており、作品の世界観を身近に感じることができます。

このほか、東北で唯一となるウルトラマン公式ショップ「SHOT M78 福島空港店」も併設され、関連グッズや限定商品を求める多くのファンに親しまれています。



4. 福島空港周辺の観光スポット

○釈迦堂川花火大会（須賀川市）

福島県須賀川市で毎年夏に開催される、福島県内で最大規模を誇る花火大会です。市内の学生による合

唱と共演する音楽創作花火をはじめ、音楽と連動した多彩なスターメイン、全長150メートルに及ぶ巨大ナイアガラ、さらにはウルトラマンの故郷M78星雲との姉妹都市を記念した「ウルトラマン花火」など、迫力の演出を楽しむことができます。

○須賀川牡丹園（須賀川市）

須賀川牡丹園は、「全国で唯一、国指定名勝に登録された牡丹園」です。約10ヘクタールの園内には、290種・7,000株の牡丹が咲き誇ります。その歴史は明和3年（1766年）に薬種商を営んでいた伊藤祐倫が、牡丹の根皮を薬用にするため、苗木を摂津国から持ち帰り栽培したことに始まると言われています。

牡丹の見頃は4月中旬から5月下旬ですが、11月の紅葉の時期には、モミジやカエデ、イチョウなどが色づき、異なる趣を楽しむことができます。季節ごとに、広い園内をゆっくり散策するのがおすすめです。



「須賀川牡丹園」(写真提供：公益財団法人 須賀川牡丹園保勝会)

○三春滝桜・三春の桜まつり（三春町）

福島空港から程近い三春町は、国内屈指の桜の名所として知られています。なかでも「三春滝桜」は、樹齢千年を超えると伝えられるベニシダレザクラで、日本三大桜の一つに数えられています。薄紅色の小さな桜が、まるで滝のように流れ落ちる姿から「滝桜」と名付けられました。見頃の時期には夜間ライトアップも行われ、荘厳かつ幻想的な姿を楽しめます。春の「三春の桜まつり」期間中には、町内各所の桜や歴史的な街並みとともに、特産品や郷土文化に触れられる催しが開催され、県内外から多くの花見客が訪れます。



「三春滝桜ライトアップ」(写真提供：三春町)

福島空港を起点とした旅や、須賀川市周辺からさらに足を延ばして会津地方の歴史ある町並みを巡る観光を通じて、この地域ならではの魅力を存分に感じていただけるはずです。ぜひ一度足を運んでいただき、ご自身の目で、福島ならではの奥深さと温かさを体感してください。

○日本酒

福島県は、令和6年酒造年度の全国新酒鑑評会において16銘柄が金賞を受賞し、金賞受賞数日本一に輝きました。福島県内には50を超える酒造があり（酒蔵数全国第4位）、浜通り、中通り、会津地方の三つの地域で、気候や風土の違いを活かした多彩な日本酒が造られています。会津地方では「飛露喜」、「寫樂」、「会津娘」、中通りでは「楽器正宗」、「廣戸川」、「一步己」など、地域ごとに個性豊かな銘柄の日本酒を味わうことができます。

道の駅や物産館、福島空港内売店などで、地域ならではの一本に出会えるのも魅力です。



福島空港内売店

5. おわりに

福島県須賀川市とその周辺には、豊かな自然、美しい景観、神社仏閣、サイクリング、温泉地、そして数多くの農産物・特産品（さるなし）など、紙面では伝えきれない魅力がまだまだあります。

福岡市

博多という街
— 魅力とストーリー — 福岡県

門司税関博多税関支署 次長
渡邊 慶治

博多税関支署の沿革と特徴

博多税関支署は、明治16年（1883年）に博多長崎税関出張所として設置されました。その後、明治32年（1899年）に博多税関支署へ改称され、博多港の国際貿易拠点としての機能を支える役割を担うようになりました。さらに、明治42年（1909年）には門司税関が長崎税関から独立し、現在の体制へと移行しました。現在、博多税関支署は福岡市を中心に11市2郡を管轄し、輸出入通関、貨物検査やクルーズ船対応など、観光と物流の両面で地域経済を支え続けています。



博多税関支署（福岡港湾合同庁舎）

博多港の貿易動向

博多港は、九州の主要な国際物流拠点として長年にわたり国内外の産業活動を支えてきました。近年はその役割がさらに拡大し、2024年の輸出額は4兆6,176億円、輸入額は1兆4,935億円となり、ともに過去最高値を記録しました。輸出超過額は3兆1,241億円と大幅に増加しており、九州経済圏の産業基盤を強く支えています。福岡市港湾統計（令和6年確定値）では、

国際海上コンテナの取扱個数が約87万7千TEU、そのうち外貿コンテナが約80万7千TEUを占めています。（TEU=20フィートコンテナ1本相当）



海外への貨客船も毎日就航（写真提供：福岡市）

輸出では自動車関連貨物や半導体関連部材が、輸入では家具・衣料品・電子機器などの生活密着品が上位となり、産業と消費の双方を支える港としての役割が明確です。

博多港の強みの一つは、東アジアに近接する地理的優位性です。中国・韓国といった主要貿易相手国との距離が近く、海運航路が安定している点は、近年の輸入通販貨物（越境EC）の増加とも相まって、今後も高い競争力を生む要因となっています。

人流面での特徴
（クルーズ船・フェリー船）

博多港は国際物流だけでなく、観光分野でも高い存在感を持っています。2024年の国際クルーズ船寄港数は全国1位となり、東アジアの主要航路における拠点港として選ばれています。寄港時には太宰府天満宮、櫛田神社、福岡タワー、天神エリア（天神地下

街・ソラリアプラザ等)、博多駅周辺(JR博多シティ／アミュプラザ博多)をはじめとする福岡県内の地域観光や商業施設への経済効果が期待でき、地域活性化の大きな柱となっています。



博多港とクルーズ船(写真提供:福岡市)

歴史的背景と博多港の国際性

視野を広げれば、博多は古代から国際交流の中心地として機能してきた歴史があります。紀元1世紀の後漢から授与されたとされる金印「漢委奴国王印」が志賀島で発見された事実は、当時からアジア諸国との活発な交流が存在したことを示す象徴的な出来事です。現代の国際物流の活況は、長い歴史の延長線上にあるとも言えるでしょう。



志賀島「金印公園」から望む博多湾(写真提供:福岡市)

「街」としての博多

博多は福岡市の中心部に位置し、九州の玄関口として国内外から多くの観光客を迎えるとともに、アジアとの国際交流・交通の要所として重要な役割を果たし

ています。博多港は釜山や上海など東アジア主要都市との距離の近さを活かし、フェリーやクルーズ船の寄港地として発展し、また、福岡空港は市中心部から地下鉄で約10分という利便性を誇り、観光・ビジネス双方において高い評価を得ています。こうした交通インフラの充実、博多の観光産業を支える大きな強みです。

【「福岡」と「博多」の違い】

九州にまったく縁がなかった私が福岡に赴任して最初に感じたのは、「福岡」と「博多」は何が違うのか?という素朴な疑問でした。

実のところ、これは明治時代に起きた市名をめぐる大論争が背景にあるとされています。

歴史の中心—博多

貿易で栄えた商人の町。「博多織」「博多美人」など文化の発祥地。

政治・城下町の中心—福岡

黒田長政が1601年に築いた城の名に由来。

そして明治23年、市名を決める市議会でもさかの展開に。博多派が優勢のはずが、投票当日に博多側3名が欠席(この欠席をめぐる面白い逸話が伝えられている)。

結果は13対13の同数となり、最後は議長の一票によって「福岡市」に決定されました。その代わりとして、交通の要である駅名は「博多」のまま残され、今日の「市名=福岡」「文化=博多」という独特の二重構造が生まれたそうです。



博多駅のクリスマスイルミネーション(写真提供:福岡市)

伝統文化と祭り

博多祇園山笠や博多どんたく港まつりは、日本を代表する伝統行事であり、地域文化の象徴です。これらの祭りは毎年多くの観光客を集め、地域経済への貢献度も高いイベントとなっています。櫛田神社や東長寺など、歴史的価値の高い寺社も観光資源として注目されています。

さらに、これらの祭りは地域コミュニティの結束を強め、観光客に博多の歴史と文化を体感させる重要な機会となっています。



どんたくパレード（写真提供：福岡市）

食文化の魅力

博多は食の街として広く知られています。博多ラーメン、もつ鍋、水炊きなど、地元ならではの料理は観光客に高い人気を誇ります。特に屋台文化は、福岡市の夜の風物詩として国内外の旅行者に親しまれています。近年では、地元食材を活かした創作料理や、海外からの観光客向けにアレンジされたメニューも増え、



立ち並ぶ屋台（写真提供：福岡市）



博多といえば「もつ鍋」

食文化の多様性がさらに広がっています。

アクセスと利便性

博多駅は九州新幹線の主要ターミナルであり、福岡空港は市中心部から地下鉄で約10分という利便性を誇ります。この交通アクセスの良さは、観光客の誘致において大きな強みとなっています。さらに、都市高速道路や港湾施設の整備により、国内外からのアクセスは今後も向上する見込みです。

芸能・文化発信拠点

博多座は歌舞伎やミュージカルなど多彩な公演を行う劇場であり、地域文化の発信拠点として機能しています。伝統芸能と現代演劇の融合により、観光客に多様な文化体験を提供しています。また、博多税関支署に隣接する「マリンメッセ福岡」や福岡ソフトバンクホークスでお馴染みの「みずほPayPayドーム福岡」では音楽フェスやアートイベントも盛んに開催され、博多は九州の文化発信地としての地位を確立しています。

おわりに

博多は、国際交流・交通の要所としての機能に加え、伝統文化・食・エンターテインメント・交通便利

性のすべてを兼ね備えた都市です。今後の取り組みにより、観光資源の多様性と質の高さはさらに向上し、国内外の観光需要に応える魅力的な都市として発展し続けることが期待されています。

博多湾沿岸は、1274年の文永の役、1281年の弘安の役における蒙古襲来という国家的危機の最前線となり、外敵から国を守る「水際防衛」の歴史を持つ地域でもあります。当時の元寇防塁が今も残るように、博多湾沿岸では国を守るための防衛体制が築かれてきました。

この歴史を現在に重ね合わせると、我々博多税関支署が担う現代の水際取締りも、同じく国の安全と経済を守る最前線の任務であるといえます。輸出入貨物・出入国旅客などの国際物流と人流が急増する中、税関が果たす役割は極めて大きく、テロ・密輸・不正薬物・知的財産侵害など多様化するリスクに対し、「現代の国防」ともいえる水際取締体制を確実に機能させ、歴史、物流、観光、そして安全保障が重層的に交錯する博多において、今後も地域と国の安全・安心を支える不可欠な存在であり続けます。



元寇防塁跡（生の松原）（写真提供：福岡市）

【参考文献】

・福岡市ホームページ

編集後記

「ファイナンス」7月号をご覧いただき、ありがとうございます。

早いもので、本誌を担当してから丸1年が経ちました。その間、「表紙に鉄道が写っていることが多い気がするが、広報室長は鉄道が好きなのか？」という声をいただくこともありましたので、期待の声と受け止め、本号もそのような表紙とさせていただきました。

今月は、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の安藤聡理事長より、「金融経済教育を地域に根付かせるために」という巻頭言をいただきました。J-FLECは2024年に設立されて以降、日本全国で精力的に活動しておられます。巻頭言では、「講師派遣やイベント・セミナー」、「個別相談事業」といった柱についてご紹介いただきましたが、その背景としての「金融経済教育は、単なる知識の伝達ではない。一人ひとりが自ら考え、選択し、将来に備えるための基盤であり、社会の持続可能性を高める取組みでもある。」というお考えに、金融経済教育の奥深さを感じました。

そのほか、若宮正子氏によるセミナーの模様（私もご講演を拝聴し、大変感銘を受けました）や関税法違反事件の取締り状況に関する特集等も取り上げていますので、ぜひご覧いただければ幸いです。

（財務省広報室長 和田 弘之）

ファイナンス

7月号（通巻第728号） 令和8年7月17日発行

編集・発行 財務省
編集補助・印刷・販売 日経印刷株式会社
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-15-5
03-6758-1011

ISBN978-4-86579-527-1

定価509円（本体463円＋税10%）

●ご購入は政府刊行物センター、大手書店等でお求めください。

●記事はホームページでもご覧いただけます。（一部ご覧いただけない内容があります）

財務省広報誌「ファイナンス」トップページ

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/ ⇨



●本誌へのご意見・ご要望は

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 「財務省広報室内ファイナンス編集部」あてにお送りください。

e-mail : finance@mof.go.jp

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp> ⇨



財務省X公式アカウント

@MOF_Japan ⇨



アンケートに

ご協力ください。⇨



脱税は、犯罪。



脱税者は、
見つかる。

VS



査察官は、
見つける。



国税庁



没収! 罰金! 懲役!

金製品は

申告が必要です。

「知らなかった」は通じません!

申告せずに持ち込むと、**1,000万円**または
貨物の価格の5倍の罰金が科せられる可能性があります。



税関
Japan Customs

24時間
密輸ダイヤル

0120-461-961

税関ホームページ
税関 検索



密輸情報提供
サイトは
こちらから





9784865795271

定価509円(本体463円+税10%)



1921033004638

模倣品の水際取締り強化!

その二セモノ、 安全も二セモノかも

その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています。

海外の事業者から送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害する物品)は、
個人で使用するものであっても輸入できません。知的財産侵害物品の輸入は、
10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に問われる場合があります。



取り締まるぜ!知的財産侵害物品の輸入
守れ!知財のオンリー「わんっ!」



特設サイト



YouTube

